



Title	「北海道旧土人保護法」・「旧土人児童教育規程」下のアイヌ学校
Author(s)	小川, 正人
Citation	北海道大學教育學部紀要, 58, 197-266
Issue Date	1992-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29386
Type	departmental bulletin paper
File Information	58_P197-266.pdf



「北海道旧土人保護法」・「旧土人児童教育規程」下のアイヌ学校

小 川 正 人

A Historical Study on “Ainu School” in Hokkaido (2): The Actual Conditions of the Education Policy for Ainu in 1900～1920

Masahito OGAWA

目 次

はじめに	198
はじめに 註	204
I コタンの状況	205
① 職業と生計	
② 疾病と衛生	
③ 近代「強制コタン」の特徴	
④ シャモとの関係	
I 註	211
II アイヌ学校の実態	213
(1) アイヌ教育財政と学校経営	213
(2) 「特別教育規程」と第2次「旧土人児童教育規程」	219
(3) 学校教育の実態	222
① 就学状況	
② 教授方針と授業（修身／国語／算術／日本歴史／実業科目／アイヌ児童の体験）	
③ 学校儀式	
④ 学校行事	
⑤ 「視察」者、「調査」者の来訪	
(4) 「別学」制度の実態	233
II 註	238
III アイヌ学校教員のコタンとのかかわり	242
(1) 教員の「熱心尽力」	242
① 「熱心」なアイヌ学校教員の存在	
② 「倦怠」した勤務ぶりの教員	
③ 「熱心」な教員がかちえた位置	
(2) アイヌ「保護」政策の展開と教員の位置	246
① コタンにおける同窓会、青年団、婦人会等の結成	
② 教員の「篤志」に対する顕彰	
③ 「保護」事業の展開と教員	
(3) 教員の意識	250
シャモの教員の自意識／周囲のシャモの眼	

Ⅲ 註	252
Ⅳ アイヌの教育に対する要求・批判とアイヌ教育政策との拮抗	255
(1) 道庁による調査を通して見るアイヌ教育の「実績」	255
(2) アイヌの教育要求と教育政策批判の諸相	257
アイヌの「教育熱」／民族文化伝承の「断念」／譲れない民族の「誇り」の存在／ 第2次「旧土人児童教育規程」に対する批判	
Ⅳ 註	263
むすび	265

*引用した資料について、原資料における漢字の旧字体、変体仮名は、原則としてそれぞれ当用漢字、平仮名に改めた。中略した部分は「……」で表わした。

は じ め に

この論文の目的は、次の2点にある。

第1は、「北海道旧土人保護法」・「旧土人児童教育規程」施行下におけるアイヌ学校の実態を解明することである。

「北海道旧土人保護法」(1899年3月2日法律第27号、以下「旧土人保護法」とする)第9条は、アイヌ民族が「部落ヲ為シタル場所」に「国費ノ費用ヲ以テ小学校ヲ設クルコトヲ得」と定めた。これにもとづくアイヌ学校(これを他の公私立アイヌ学校と区別するときは、行政上の通称に従い「旧土人小学校」とする)は、1901年から実施された拓殖政策「北海道十年計画」の一環として順次設置されていった([表1])。「旧土人保護法」の施行に合わせて北海道庁は、アイヌ児童を「其ノ他ノ児童ト区別シテ教授スル場合」の教育課程を定めた「旧土人児童教育規程」(1901年、北海道庁令第42号)を制定した。こられの法令をもって、アイヌ児童を対象とする独自の学校制度と教育課程が成立した(これを「アイヌ教育制度」と呼ぶことにする)。それ以降、アイヌ児童の就学率は1910年代のうちに90%を越え、同じく出席率も90%近くにまで「上昇」する([表2-a])。アイヌ教育制度は、1922年の「旧土人児童教育規程」廃止と、1937年の「旧土人保護法」第9条削除による「旧土人小学校」の全廃とによって解消され、それ以後のアイヌ児童の教育制度はシャモと「同一」となり、今日に至っている。

第2は、教員がコタンにおいて占めた位置・役割に着目し、その活動の実態を解明することである。

二風谷のアイヌが「二風谷に平取小学校の分教場が出来て……この時から同化政策という名目ではっきりした収奪が始まったのです」⁽¹⁾と述べたことは、コタンに学校ができ、そこに教員(その殆どはシャモ)が赴任し、子どもが通う、という事態が、そのコタンのアイヌにとって政策の展開の重要な画期となったことを示唆している。

筆者は先に、「旧土人保護法」「旧土人児童教育規程」の成立と「旧土人小学校」の設置に至るまでのアイヌ教育政策の展開過程について検討した⁽²⁾。本論文はこれに引き続く位置を占めるものである。

次に、先行研究との関わりから、本論文の課題を確かめたい。

筆者は前稿においてアイヌ教育史に関する先行研究の総括を行なった⁽³⁾ので、ここでは本論

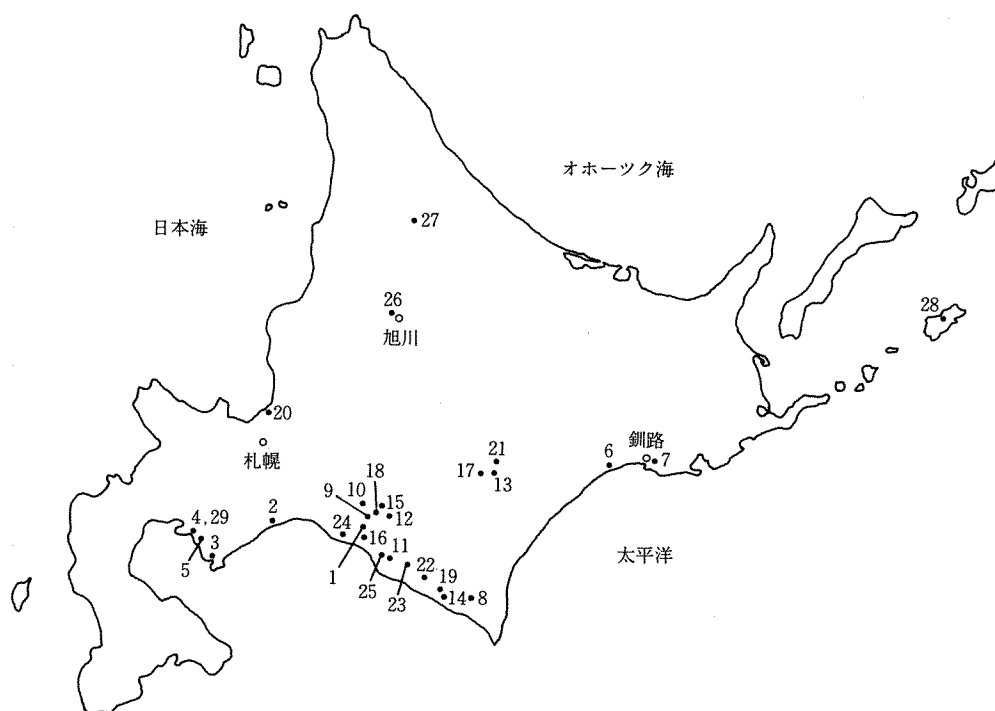
〔表1〕 アイヌ学校設置廃止一覧

番号	学 校 名	設置年	旧土人小学校	
			設置	廃止
1	平取	1880	1901：公立から移管	1919：廃止、生徒は第一平取へ
2	白老	1881	1901：白老第二を新設	1937：廃止、生徒は白老第一へ
3	室蘭〔元室蘭〕	1881	1901：公立から移管	1917：公立へ移管
4	虻田	1884	1901：虻田第二を新設	1921：廃止、生徒は虻田第一へ
5	有珠	1884	1902：有珠第二を新設	1921：廃止、生徒は有珠第一へ
6	白糠	1885	1902：白糠第二を新設	1933：廃止、生徒は白糠第一へ
7	春採	1891	1906：公立（その前身は聖公会による私立学校）から移管	1931：廃止、生徒は釧路第三などへ
8	岡田		1907：新設、生徒は岡二（オカニ：1891設置）から	1932：廃止、生徒は岡二へ
9	二風谷	1892	1910：公立から移管	1937：公立へ移管
10	果標（ルベシベ）	1892	1907：公立から移管	1937：公立へ移管
11	姉去（アネサル）		1903：新設	
12	〔上貫気別〕		1916：姉去から移転	1940：公立に移管
13	伏古〔日新〕	1900？	1904：第二伏古を新設	1931：廃止、生徒は伏古、帯広へ
14	向別		1902：新設	1910：公立に移管
15	長知内（オサチナイ）	1902	1927：公立から移管	1940：公立に移管
16	新平賀〔福満〕		1902：新設	1937：公立に移管
17	芽室太	1902	1906：芽室太を新設	1921：廃止、生徒は毛根へ
18	荷負（ニオイ）	1903	1908：新設	1937：廃止、生徒は第一荷負へ
19	姉茶		1904：新設	1937：廃止、生徒は野深へ
20	来札（ライサツ）		1904：新設	1907：廃止
21	音更〔開進〕		1906：新設	1931：廃止、生徒は音更へ
22	辺訪		1906：新設	1922：廃止、生徒は延出へ
23	遠仏		1907：新設	1921：廃止、生徒は市父または高静へ
24	井目戸（イモッペ）	1907	1911：公立から移管	1919：廃止、生徒は鷗川へ
25	元神部		1909：新設	1920：廃止
26	上川第五〔豊栄〕	1910：新設	1923：廃止、生徒は北門または近文へ（「旭川区土人保護規程」による）	
27	内淵	1917：新設		
28	色丹	1884：新設（勸業出張員が勤務の傍ら従事、1892年に校舎設置）		
29	虻田学園	1904：新設	1914年に休校、翌年廃止（実業補習学校。北海道旧土人教育会が経営）	

凡例：本論文の対象時期である、1900年以降におけるアイヌ学校を掲載し、それ以前にアイヌ学校としての性格を喪失した学校については省略した。学校名は、「尋常小学校」「教育所」などの呼称を省略した。

出典：小川第一論文259～260頁所載の表をもとに、一部の記載事項を補正して作成した。

表1付図 アイヌ学校位置概略図



(地図上の番号が、表1の学校の番号に対応する)

[表 2-a] アイヌ児童就学状況：1898～1930年度

年度	就 学			不 就 学					未だ就学始 期に達しない 学齢児童	就学率 a/a+b (%)	出席率
	修学	卒業	計(a)	未 就 学	未 卒 業 退 学	計(b)					
1898	597	80	677	1458	127	1585				29.9	31.0
1899	491	94	585	1809	211	2020		552		22.5	
	修学	卒業	計(a)	猶予 疾病	貧窮	免除 疾病	貧窮	其他	計(b)		
1900	631	90	721	97	415	12	52	275	851	361	45.9
1901	790	129	919	13	557	29	30	512	1141	731	44.6
1902	930	161	1091	15	688	3	10	191	907	215	54.6
1903	1283	177	1460	16	579	21	10	48	674	222	68.4
1904	1460	234	1694	53	547	18	31	87	736	202	69.7
1905	1486	390	1876	58	325	11	32	130	556	262	77.1
1906	1634	359	1993	71	326	14	29	41	481	391	80.6
1907	1649	429	2078	66	231	6	30	58	391	335	84.2
1908	1735	403	2138	59	277	10	27	37	410	358	83.9
1909	1622	340	1962	52	96	19	11	46	224	359	89.8
1910	1725	347	2072	151			24		175	387	92.2
1911	1746	275	2021	103			38		141	414	93.5
1912	1689	228	1917	89			36		125	410	93.9
1913	1691	227	1918	68			42		110	346	94.6
1914	1734	212	1946	101			32		133	325	93.6
1915	1751	261	2012	59			28		87	372	95.9
1916	1672	225	1897	35			32		67	189	96.6
1917	1210	407	1617	16			31		47	316	97.2
1918	1151	419	1570	23			31		54	353	96.7
1919	1167	323	1490	23			26		49	428	96.8
1920	1089	515	1604	10			36		46	227	97.2
1921	1085	671	1756	22			26		48	273	97.3
1922	1355	371	1726	12			26		38	282	97.8
1923	1473	278	1751	11			9		20	435	98.9
1924	1467	175	1642	5			9		14	333	99.2
1925	1792	298	2090	13			16		29	366	98.6
1926	1824	282	2106	13			11		24	299	98.9
1927	1821	367	2188	7			12		19	275	99.1
1928	1913	280	2193	5			13		18	308	99.2
1929	1768	272	2040	4			12		16	261	99.2
1930	1923	257	2180	8			9		17	352	99.2

凡例：表中の空欄部分は、それについての統計が得られないことを示す。

出典：「就学」「不就学」「未だ就学始期に達しない学齢児童」数は、各年度の『北海道庁統計書』所載の数字による。「就学率」はそれらをもとに筆者が算出した（この数字は、『北海道庁統計書』所載の「就学ノ始期ニ達シタル男女百人中就学」とほぼ一致したが、ごく一部の年度について若干の相違が生じた。だが今のところ筆者にはこの理由はよく解らない）。

「出席率」は、1898年度については『北海道教育雑誌』85号に、他の年度については『旧土人に関する調査』による。

文の主題に関わる先行研究について、以下のような総括を付加しておく。

①『北海道教育史』全道編3（北海道教育研究所，1963年）には、高倉新一郎「旧土人教育」、吉田巖「伏古の旧土人教育」、白井柳治郎「虻田の旧土人教育」が載っている。高倉のものは、幕府・松前藩から「アイヌ教育制度」廃止に至るまでのアイヌ教育政策を、制度の変遷と統計資料を軸にあとづけたものである。吉田と白井はかつてのアイヌ学校教員であり、おのおの自分の勤めた学校の記録を綴っている。いずれも、学校の「施設・設備」、コタンの「家庭の状況」、学校への「見学視察者」など、多岐にわたる論点についての詳細な記述となっているが、アイヌに対する学校教育の「普及」を「成果」とし、かつその因を専ら教員の「尽力」とアイヌの「自覚」「感化」にあるとしている点が特徴である。

②近年の研究は、上記の視点について批判的、反省的である。

竹ヶ原幸朗は、アイヌ教育政策の展開過程をあとづけつつ、特に吉田巖の第二伏古尋常小における教育活動に着目してその実態を検討し、アイヌ学校は「アイヌ児童のみならずアイヌ・コタン全体の同化政策の中核」であり、「アイヌ民族の個性と主体性を否定する反教育の場」であったと指摘している⁽⁴⁾。このような指摘は、近年の研究が共有する所説となっている。⁽⁵⁾

海保洋子は、「大正期におけるアイヌ系民衆と国民組織化——『自力更生運動』の前提として——」（『北海道史研究』創刊号，1973年12月）において、1910年代に進行した、アイヌに対する「青年会」「婦人会」などの「小組織集団を足がかりに展開された組織化」（22頁）に着目し、このアイヌ統合政策を、「官製の地方改良運動」の一環と位置付けている。このような視点には筆者も意を同じくするが、海保の検討は、なぜそのような「組織化」がコタンに浸透したのか、その実態へは及んでいない。本稿において筆者は、コタンにおける学校・教員の位置や活動に着目して、かかる「組織化」の実態を解明したいと考えている。

③中村一枝『永久保秀二郎の研究』（釧路叢書28，釧路市，1991年）、松本成美「春採の十字架——アイヌ連帯に生きた三浦政治」（松本・秋間・館『コタンに生きる——アイヌ民衆の歴史と教育』、徳間書店，1977年，所収）は、シャモのアイヌ学校教員、永久保秀二郎と三浦政治について、その教育活動を記したものである。特に中村のものは、永久保の日誌を手がかりに、コタンに対する学校・教員の関わりについての詳細な叙述に及んでいることが特徴である。両者ともに、アイヌ教育政策の基本的性格を「臣民化教育」としアイヌ学校をその「先兵」としつつも、永久保・三浦はその中で例外的な存在であったと意義付けるという視点を持っている。筆者も、この両名に着目する視点には同意するし、特に三浦の痛切なまでの政策批判にはおおいに注目する。しかし筆者は、「良心的和人教師といえども、彼等が『旧土人保護法』下の『官立旧土人小学校』をその実践の場としていた限り、その実践に一定の限界があったことは免れ難く、この点こんごの究明に俟つところが多いようである。」⁽⁶⁾との指摘に従い、先ずその「一定の限界」の解明、即ち「旧土人保護法」下でのアイヌ学校とその教員の位置・役割の検討を行うべきだと考える。

以上を通じて、第1に、当該時期のアイヌ教育に関する先行研究は、特定の学校と教員に関するものを除けば、政策の実態の解明に及んだものが少ないことを指摘できる。特に筆者は、既往の研究が、先ずアイヌ政策の基本的性格を抽象的に「同化」「臣民化」と規定し、そのうえで教授内容や教員の言辞から「弊習改善」や「忠君」「愛国」などの字句を列挙する、という手法によっていることには賛成できない。また、既往の研究は、学校・教育が「同化」「皇民化」の「中核」

や「重要な手段」であると述べながら、なぜ学校・教育がそのような位置を占めたのか、そのことは政策の遂行上においてどのような意味を持つか、といった点を検討していない。これらの実態の把握をふまえることから、アイヌ「同化教育」の特質と問題性の検討に及ぶべきではないか、と考える⁽⁷⁾。

第2に、「旧土人保護法」「旧土人児童教育規程」下のアイヌ学校を、「アイヌ民族の……徹底的な同化教育・皇民化教育をおこなうための差別学校であったところにその本質があった」⁽⁸⁾とする見解には筆者も同意する。しかしながら、ではそうした「差別学校」「反教育の場」へのアイヌの就学率、出席率が「急上昇」したことは、どう説明すればよいのだろうか。それが、①に挙げた諸研究のいう、アイヌの「自覚」や教員らによる「感化」のようなものでないとするれば、なおさらこの点の検討が必要ではないだろうか。もとより、「旧土人学校」の設置による就学児童数の増加は重要な要因である。しかしそれだけでは、就学率「上昇」の理由にはなるが、出席率の「上昇」までは説明できない。当局者の就学督励を指摘することは出来よう。しかし、アイヌは督励を受けて止むなく就学した、という単純な図式で説明がつくだろうか。何よりこういう図式は（論者の意図にかかわらず）アイヌを単なる政策の客体に位置付けることになってしまうのではないか。統計数字の「水増し」を推定することも出来よう。しかし、だとしてもこの「急上昇」の傾向そのものを否定することはできない筈である。先行研究は何れもこの点の検討を欠いている⁽⁹⁾。

なお、アイヌ児童の就学は、制度上からすれば、「旧土人小学校」への就学、「委託教育」⁽¹⁰⁾を行なっている学校への就学（公私立アイヌ学校への就学はここに含まれる）、その他の一般の学校への就学の3通りがあった。そして、「旧土人小学校」の設置がほぼ完了した1910年においても、アイヌ就学児童2072名のうち、「旧土人小学校」への就学は688名で全体の約3分の1を占めるに過ぎず、「委託教育」による就学368名を加えても約半分に留まる。つまり、アイヌ児童の過半は実はアイヌ学校以外の学校に就学しているのである。しかし本論文では、筆者の関心、力量と資料の制約により、対象を「旧土人小学校」および幾つかの公立アイヌ学校に限定する。アイヌ学校にシャモの児童が在学するケースも多い（「旧土人小学校」廃止時にシャモの児童がひとりも在学していなかったのは姉茶のみである）から、アイヌ学校を対象とする本論文においても、シャモの児童とアイヌ児童の「共学」に関わる問題は当然にも視野に収めることにはなる。しかし、特にシャモの児童が圧倒的多数を占める学校でのアイヌ児童の場合については、僅かな体験記録等を手がかりに断片的に触れる程度にとどまらざるを得ない。この点、本論文の対象は当時のアイヌ教育の中のであくまで限定された部分でしかないことを断っておかねばならない。樺太などにおける樺太アイヌ、ウィルタ等の先住民族に対する教育政策についても、本論文の直接の対象には含まない。

また、アイヌ統合政策の展開過程の検討の為には、天皇制の問題には留意せざるを得ない。本論文においても、学校儀式等を通じて若干はその検討を行なうが、筆者は先に「行幸」「行啓」とアイヌ教育政策の相関を検討したことがあり⁽¹¹⁾、まとまった議論はそれに譲ることにしたい。

なお、「アイヌ史」との「対話」が可能な「対アイヌ教育史」の必要は、先の論文で述べた通りである⁽¹²⁾が、本論文でもコタンの実態の把握やアイヌと学校・教育の関わり方の検討において、このことを心がけたいと考えてはいるものの、やはりなお重い今後の課題であることを認めざるを得ない。

[付記]

本稿において、アイヌ民族のことをアイヌ、これに対応するいわゆる日本人のことをシャモと呼ぶことにする。筆者がこれらの呼称を採る理由については、小川第一論文265頁を参照されたい。

(はじめに 註)

- (1) 萱野茂「我が二風谷」(『写真集 アイヌ』, 国書刊行会, 1979年, 所収), 12~13頁。
- (2) 小川「『アイヌ学校』の設置と『北海道旧土人保護法』・『旧土人児童教育規程』の成立」(『北海道大学教育学部紀要』55号, 1991年2月, 所収。以下これを、「小川第一論文」とする。)
- なお、本稿はこの論文での叙述を前提として論を進めることとする。
- (3) 小川第一論文, 258~266頁。
- (4) 竹ヶ原幸朗「近代日本のアイヌ教育」(『北海道の研究』6 近現代編Ⅱ, 清文堂, 1983年, 所収), 483頁。
- (5) 榎森進『アイヌの歴史』, 三省堂, 1987年, 新谷行『アイヌ民族抵抗史』, 三一新書, 1977年。
- (6) 久木幸男「山県良温のアイヌ教育活動」(『横浜国立大学教育紀要』20号, 1980年11月), 1頁。
- (7) 小川第一論文, 264, 304, 314も参照。

特に植民地教育史研究において、学校・教育が「同化」「皇民化」政策の「中枢」や「重要な手段」であることを与件の如くに述べて論述に入ることが多いように思う。しかし筆者は、この命題を論証ないし検討することこそが、教育史研究には課せられているのではないかと考える。このことをさて置いて、制度や教育内容の「差別」「同化」をイデオロギー的に指摘する作業に入るものが多かったように思う。教育事象を取り上げるから教育史研究だ、ということにはならない筈だという当たり前のことを改めて確認しておきたい。

- (8) 前掲榎森進『アイヌの歴史』, 146~7頁。
- (9) これは筆者ひとりがこだわっている些細な論点なのかもしれない。しかし筆者は、シャモによるアイヌ教育史研究が「反教育の場」「差別学校」たるアイヌ学校への就学率が「急上昇」したという現象の実相の解明を欠いたままであれば、それは平板な政策批判ないし安易な「献身的教員」の顕彰に終始せざるを得ないのではないかと考える。
- (10) 「旧土人教育施設二関スル手続」(1904年1月, 北海道庁訓令4号)によって定められた、アイヌ居住地の「最寄」に既設の公私立学校がある場合に委託料を当該町村または私立学校に支給してアイヌ児童の教育をその学校に「委託」する制度。
- (11) 小川「コタンへの『行幸』『行啓』とアイヌ教育」, (『日本の教育史学』34号, 教育史学会, 1991年10月, 所収)。以下これを「小川第二論文」とする。
- (12) 小川第一論文, 324頁。

I コタンの状況

「旧土人保護法」成立への過程は、アイヌが土地と生業を奪われて給与地への移住と農耕を強制され、また漁業等に於いても被雇用者となっていく過程であったが、この傾向は「旧土人保護法」施行下においても進行し続けた。このようなアイヌの生活状況について、北海道庁による『旧土人に関する調査』(1922年)⁽¹⁾をもとにしつつ、その概況を把握しておく。

① 職業と生計

『旧土人に関する調査』によれば、アイヌの「職業」の全道平均は、農業が全体の約53%、漁業は「漸次減少」して13%弱であり、また「他に雇はれて労働に従事するもの」が約27%に及んでいる（138～9頁）。

しかも農業においては、数字の上では自作が60%強でありながら、各支庁ごとの報告は揃って「旧土人地内に和人の小作多数」（上川支庁管内）「一戸一町歩内外に過ぎず。専農家にして尚五町歩以上を経営する者稀なり」「給与地に対しては賃借権を設定し、実権は殆ど和人の手にあり」（浦河支庁管内）と述べており（136頁）、シャモが給与地の小作人となり、アイヌはそのシャモに給与地の実権を奪われている状態で、経営規模も小さいことがうかがえる。漁業についても、この調査では「自営」が全体の90%以上となっている（136頁）が、例えば全戸が「自営」とされている室蘭支庁管内の元室蘭について、ほぼ同時期の別の調査には「漁場ヲ有シ独立セルハ僅々一二名ニシテ他ハ全部和人ノ雇漁夫」であるとの報告があり⁽²⁾、実態は農業の場合と同様であったろう。

このため、生活を支えるべく「主業閑散の時期に於いては他に傭はれて労役に従事するもの其の大部分を占め、又冬期間に於ては他地方に出稼ぎして杣業及薪切り之れ等に従事する」アイヌが「少からざる」状態であった（150頁）。1926年6月の伏古コタンにおける調査によれば、「在籍人口」193名（男91名、女102名）のうち、「遠方出稼」で不在の者が、男40名（「在籍人口」の約44%）、女11名（同約11%）となっている⁽³⁾。出稼ぎ先を見ても、十勝地方のみならず北見（男3名）、釧路（男10名、女1名）、樺太（男2名）にまで及んでおり、特に男が遠方にまで出かけているのが目立つ。これらの出稼ぎが長期に及ぶに従い、文化の伝承に重要な位置を占めるべき青壮年がコタンに不在がちになっていくのである。

女、子供、老人たちも、僅かな畑を自作したりしながら、コタンの近傍での日雇いに従事した者が少なくない。1896年生まれの様似のアイヌ・岡本ユミの回想によれば、彼女のコタンのアイヌは、5月から夏頃にかけて「ギンナンソウとり」や「イワシのもっこしよい」や「薪流し」などに従事したという。彼女の回想は仕事の実際をよく伝えているので、以下に薪流しに関する話の一部を引用しておく。

「朝夜明けたらやと（さつと——原注）起きてご飯支度して、食ったらまきながしに行くものは早くやいと出ていくべさ」

「川の岸さみんなまき切って積んで置くの。それを川さ入れて、流して浜さ下がれば昔はヤモトだのミカミだの親方衆いるもんだから、そこさ渡すの。そうせば今度なあ、……出面賃（日雇いの給料——原注）お前なんばお前なんばって錢こもらうの。」⁽⁴⁾

また、『旧土人に関する調査』は「職業」として記載しなかったが、冬に狩猟に従事するアイヌは依然として多かった。例えば、アイヌ1戸に1町歩の農地をあてがい、更に「模範農場」も設置していた近文のコタンでも、1925年におけるコタンの「狩猟収入」12690円は、「農産収入」15200円に匹敵する額である⁽⁵⁾。しかし開拓の進行はアイヌの猟区を奪った。例えば日高や千歳のアイヌが、猟のために遠く天塩や樺太にまで出かけている⁽⁶⁾。加えて種々の法規によって、アイヌの狩猟や魚獲は「密猟」や「密漁」として取り締まりの対象となってゆく。アイヌの「犯罪」に関する司法当局者の調査報告によれば、1890年から1899年までの刑法犯以外の「犯罪」

154件のうち、「狩猟法」「北海道漁業取締規則」違反のものが111件を占めており、これらの法規がアイヌの生活を縛ってゆく一端を知ることができる⁽⁷⁾。

なお、「漁業を経営して数万の富を成し、和人の文筆に堪能なるものを帳場として雇傭」(122頁)する者など、シャモに匹敵する、ないしはそれ以上に「富裕」なアイヌの例を、かかる官庁調査はしばしば紹介し強調している⁽⁸⁾。しかし、それらはあくまで「一部少数」に「希有のこと」である、と道庁じしんも認めており(122頁)、またそうしたアイヌの「富豪」もシャモに騙されてたちまちにして財を失ったという事例もある⁽⁹⁾から、彼等の「富裕」の基盤もまた脆弱であったと言わねばならないだろう。『旧土人に関する調査』は、アイヌの総戸数の約半数が負債を抱え、かつ「負債の利率は概ね高く」「償還の状況は頗る不良にして償還不能に終わるを常とす」と報告している(14, 153～158頁)。

② 疾病と衛生

『旧土人に関する調査』によれば、1912～16年におけるアイヌの死亡者のうち、結核による死亡はその25%を占め、人口千人あたり7人強の割合であって、全道平均がそれぞれ7.5%, 1.4人であるのに比べ著しく高くなっている。トラホームや皮膚病についても、「旧土人の間に最も数多き」(127頁)とされ、浦河支庁管内の「旧土人小学校」での「検査」によれば、アイヌ児童271人中、トラホーム169人、中耳炎64人、などの結果が出ている⁽¹⁰⁾。

他の記録からアイヌ児童の状態を見ても「栄養不良の結果として貧血性児童多く」(室蘭地方, 1905年)⁽¹¹⁾「旧土人児童……身体虚弱の者多く」(長万部, 1905年)⁽¹²⁾「和人の移住と共に病菌は(アイヌ児童に——筆者注)遠慮なく侵入し、抵抗力の弱きものを侵すを以て疾病に罹るもの多く」(平取, 1917年頃)⁽¹³⁾と、幾多の疾病にむしばまれている様子がわかる。

小児死亡率も高かった。『旧土人に関する調査』によれば、人口千人あたりの1才未満の死亡が6人、5才未満が11人となっており、「旧土人を包含する区町村に於ける和人」の平均が、それぞれ4人、7人であることに比べ、かなり高い割合を示している。元室蘭では結核の蔓延によってアイヌ学齢児童が減少し、同校が「旧土人小学校」の設置条件(学齢児童30人以上)を満たさなくなったため公立移管となった⁽¹⁴⁾ことは、その端的な現れである。

もとより、これらの疾病のうち伝染病はシャモからの伝染であり、アイヌ固有のものではない。また、シャモの観察者や官庁調査は、アイヌにトラホームや皮膚病が多い理由として、アイヌが「衛生思想に乏しく」「彼等の住居は通風採光共に不完全にして寒気及び湿気を防ぐに足らず」(10頁)といった点を挙げている。しかし、アイヌが多くの薬草や動物性薬物を知っていたのはその「衛生思想」ゆえのことであり、アイヌのチセ(家屋。チ=我ら、セツ=寝床)はほんらい水捌けのよい地を選んで、屋根には煙抜けの穴を設け、かつ「屋根も壁も茅を十分に厚くして」「壁の外回りに出来るだけ高く土盛りを」するなどして寒気を防ぐ工夫もなされていたこと⁽¹⁵⁾は指摘しておかねばならない。後述する「強制コタン」こそ、低湿地にアイヌを集住させ、しかも区画した土地に家屋を並べるという、本来のコタンとはかけはなれた環境を作り出したのである。旭川では1907年に「保護」の名のもとにアイヌに木造住宅をあてがったが、このような木造住宅は防寒防雪が十分でなく、その年の冬、アイヌたちは木造住宅の隣にチセを作ってそちらで暮らしはじめたという⁽¹⁶⁾。

にもかかわらず、道庁はしばしば「却て土人が居リマスル為ニ其土人ト接触スル所ノ村落……ニ於テ、結核病ノ如キ其土人ノ疾病ニ伴ッテ感染スルト云フ状態ヲ呈シテ居ル」⁽¹⁷⁾との見方を顕

わにし、新聞も「土人と和人と児童を一教室に混同するは教育衛生上大に注意を要す」という見地からアイヌ児童の「別学」を主張した⁽¹⁸⁾。道庁警察部がこの時期、アイヌの結核・トラホーム等に関する調査を各地で行なったのも、かかる“社会防衛”的な観点からであった⁽¹⁹⁾。アイヌの衛生・健康の状態は、しばしばアイヌ自身が不健康・不衛生であるかのように喧伝されたのである。

「旧土人保護法」は、「傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ自費治療スルコト能ハサル」アイヌを「救済シ、又ハ之ニ薬価ヲ給スルコトヲ得」(第5条)、及び「傷痍、疾病、不具、老衰又ハ幼少ノ為自活スルコト能ハサル」アイヌを「救助シ救助中死亡シタルトキハ埋葬料ヲ給スルコトヲ得」(第6条)と定めてはいたが、それが適用された件数は[表3]の如くであり、上述した生活や衛生の状態に比すればごく僅かであると言わねばならない。具体的な事例を見ても、荷負の教員を勤めた吉田巖の記録によれば、「例によりて肺病・肋膜炎・リウマチス・トラホーム・半盲・盲目の老幼その多きには更に吃驚せられたり」⁽²⁰⁾という状態であったにもかかわらず、「旧土人保護法」施行から12年以上を経た1911年10月に彼が川上宗吉に提出させた「薬価給与願」が、荷負のみならず平取外八箇村では初めてのものだったという⁽²¹⁾。このことはまた、こうした法令は専ら吉田のごとき“親切”で日本語の読み書きに通じた者の介在なしには機能しないという実態を示している。

【表3】 アイヌに対する「救療」規定の適用状況：1907～1916年

年	旧土人保護法による救助				一般の法令による救助				計	
	保護米及び埋葬料の給付		薬価の給付		窮民賑恤規則による救助		貧窮患者施療規則による救助		人数	金額
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額		
1907	21	323	48	637	36	443	19	394	124	1,798
1908	37	382	63	688	17	387	7	75	124	1,532
1909	2	4	12	197	18	165	4	37	36	403
1910	57	1,089	23	321	5	80	7	140	92	1,630
1911	52	1,193	18	533	18	326	2	45	90	2,096
1912	82	1,189	42	712	11	430	13	42	148	2,373
1913	92	1,666	33	728	—	—	31	2,938	156	5,332
1914	63	1,949	20	174	17	417	—	—	100	2,539
1915	57	2,156	17	130	13	328	—	—	87	2,614
1916	177	938	8	68	1	29	—	—	186	1,034

凡例：金額の単位は円とし、未満は四捨五入した。このため、各欄の金額と合計金額の数値とは若干の相違を生じている。

出典：『北海道衛生誌』（北海道庁警察部衛生課、1914年）776頁および『旧土人に関する調査』133～134頁所載の表による。

③ 近代「強制コタン」の特徴

次に、アイヌ学校が設置されたコタンの特徴を概括しておく。前稿において筆者は、「旧土人小学校」の設置とアイヌ居住地の変容・破壊との相関について述べた⁽²²⁾が、改めてこれをまとめたのが[表4]である。

〔表4〕 アイヌ学校設置地域におけるアイヌ居住地の変容の概観

地方	学校名(番号)	こ と が ら
胆振	虻田第二(4)	
	有珠第二(5)	
	元室蘭(3)	
	白老第二(2)	
	井目戸(24)	
日高	累標(10)	
	新平賀(16)	1886年、「救済方法」により沙流川西岸のコタンから東岸の低地へ強制移住。1898年の洪水により土地を失い、再び西岸に避難、新平賀のコタンを形成する。
	平取(1)	
	二風谷(9)	
	荷負(18)	「救済方法」によるコタンの移動があった。
	長知内(15)	「救済方法」により、ポロサラ、オウコツナイの2つのコタンが、それぞれ、ホエホエ、タンネクピラタに。
	上貫気別(12)	御料牧場により、姉去から強制移住。
	元神部(25)	校区のコタンは、御料牧場ないし牧場に隣接。同牧場による強制移住などを被る。
	姉去(11)	
	遠仏(23)	
	辺訪(22)	
	姉茶(19)	赤心社の入殖により、元浦河から強制移住。
	向別(14)	
	岡田(8)	
石狩	来札(20)	樺太から対雁へ強制移住させられたアイヌが再移住した地。
上川	豊栄(26)	1894年以降、上川盆地のアイヌを近文へ強制移住。
	内淵(27)	1894年、天塩川沿岸のアイヌを内淵などへ強制移住。
十勝	伏古(13)	1884年、「救済方法」に際して十勝平野のアイヌを伏古、音更、芽室太など12箇所へ強制移住。1894年以降、殖民地選定に際して「保護地」への強制移住。
	芽室太(17)	
	音更(21)	
釧路	白糠第二(6)	陸軍軍馬補充部設置により、コタンが移動。
	春採(7)	釧路からセツリへ強制移住させられたアイヌの再移住地。
色丹	色丹(28)	1884年、北千島から千島アイヌを色丹へ強制移住。

凡例：「地方」は、便宜的に、アイヌ学校の所在地を概ね現在の支庁ごとにまとめたものである。

「学校名」に付した番号は、〔表2〕の学校の番号と対応している。

「ことがら」には、強制移住を中心に、その地域でのアイヌ居住地の変容を略記した。なお、「救済方法」とは、1880年代に行われた「札幌県旧土人救済方法」「根室県旧土人救済方法」を指す。

出典：小川第一論文、277頁の表をもとに、一部を補正して作成した。

以上は現在までに筆者が把握し得た限りの概要に過ぎず、今後なお調査が必要である。

多くのコタンがアイヌに対する排除ないし統合を目的とした強制移住等を蒙っていることを指摘できる。本来のコタン（自然コタン）は、川辺や海沿いのやや高台、すなわち飲料水を得るに便があり、洪水の恐れのない、かつ土地が肥沃でウバユリなどの植物を得やすく、交通にも便のよい地に、おおむねひとつのエカシ・イキリ（家系）を中心に、数戸を単位として形成される⁽²³⁾。

これに比して、上記のような変容を蒙った近代のコタンは、勸農をうたった強制移住によって低湿地に設定されたり、周囲にシャモの入植や市街地の形成が進行したりといった立地条件に加え、自然コタンには見られない大規模な集住となっていることが特徴である。例えば、内淵の学校は大雨が降ると水浸しになったといい⁽²⁴⁾、近文も「最初に下水を掘らんかったら畑にもならん湿地だった」⁽²⁵⁾という。中でも近文や伏古などは、“整然と”区画された土地に家屋が並ぶという、およそ自然コタンにはありえない密集した集落形態の、言わば典型的な近代の「強制コタン」である。これらの「強制コタン」の近傍に市街地が多いのも、アイヌを排除し移民を入植させるといふ開拓政策からすれば、むしろ当然のことであった。

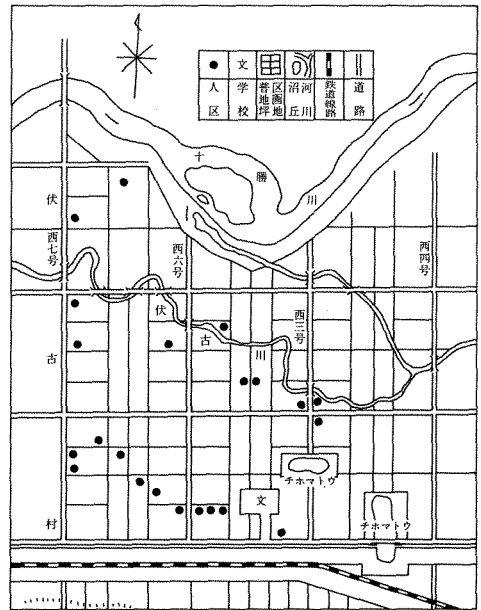
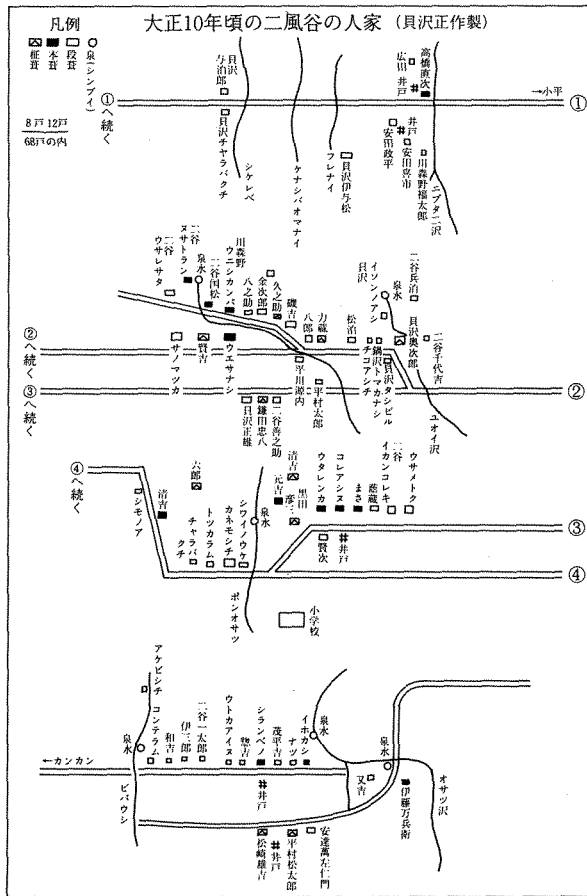
このような中で、穂別や日高の山あいのコタンは、19世紀においてかかる変容を蒙った度合いが比較的少ない地域であると言えるだろう。例として〔図1〕に、伏古と二風谷のコタンの概略を示した。二風谷は、比較的にはあるが、川すじに家が並ぶ自然コタンの形態を残していることを見て取れよう。しかし、平取の各村を例にした〔表5-a〕にも明らかなように、どの地域においても徐々にシャモの人口が増加しやがてアイヌのそれを凌駕していく。例外は上記の二風谷ぐらいであると言ってよく、ここに育ったアイヌが「二風谷小学校にはアイヌの生徒が断然多く、シャモ（和人）の子供に『アイヌ、アイヌ』と馬鹿にされたとか、いじめられたという記憶はありません。……そういう意味では、わたしたち二風谷アイヌは幸せな子供時代を送ったといえます」⁽²⁶⁾と記し得るのは、まさにかかる例外的な条件によっていることを思わねばなるまい。

〔表5-a〕 平取外八箇村のアイヌ・シャモ人口の推移
(上段：アイヌ 下段：シャモ)

年	荷葉摘	紫雲古津	荷 葉	平 取	二風谷	荷 負	貫気別	長知内	幌 去	合 計
1897	42	120	112	263	119	183	56	60	152	1,107
	14	43	70	79	38	25	27	18	21	335
1907	4	108	135	292	214	200	63	81	150	1,247
	8	99	183	161	83	93	45	15	202	889
1915	1	109	153	310	272	229	69	81	168	1,392
	52	118	460	452	40	82	218	58	1,391	2,871
1919	2	109	142	309	259	311	136	80	79	1,427
	25	217	527	524	83	124	232	67	613	2,412

注：幌去の人口が1919年に減少したのは、同年に幌去村から右左府村が分離したためである。
出典：『平取外八箇村誌』11～12頁所載の表による。

〔図1〕 コタンの概略図（伏古と二風谷）



第二伏古小学校児童通学区図

出典：吉田「伏古の旧工人教育」、258頁

出典：『二風谷』、二風谷自治会、1983年、308頁

④ シャモとの関係

以上、アイヌの生活状況を見てきたが、もとより、アイヌの生活を専らシャモの調査における指標で推し量ることには、アイヌなりの「豊かさ」を見逃しかねないという落とし穴があることに留意せねばならない。「子供の時からアイヌの乞食なんて見たことないよ。結局、皆が面倒みるからそういうのができないってことだと思うよ。乞食なんかさせておかない、っていうことさ」⁽²⁷⁾などの言は、多くのアイヌの回想の中に見いだすことができるのである。

アイヌが一方的にシャモの影響を蒙るのみであったと考えるのも、当然ながら片手落ちである。例えば、アイヌのチュプケリ（鮭の皮を縫い合わせて作る履き物）は、「軽くってあたたかく水を通さない。足につかないくらい軽くてはきやすかった。」⁽²⁸⁾というふうに、寒冷期の履き物としてすぐれていたものであって、シャモもケリを履いていたとの記録⁽²⁹⁾も少なくない。「秋あじは網こしらえて、とれるはとれるは、……私の父が編み方をアイヌから習って、母がこしらえた」（帯広、1900年代初頭）⁽³⁰⁾とか、「アイヌに習って刺し子をつくって着たり」（雨竜、1900年頃）⁽³¹⁾といったシャモの回想もあり、シャモがアイヌから受けた影響や援助は多岐にわたったとみてよい。

シャモの人口がアイヌに比して少数であった地域では、「却りて和人の建築がアイヌ臭を帯び

たり」「和人に於ては、内地のそれと選ぶ処なきが如くなれども尚アイヌ化しつつあるも一奇なり。」「少数の和人数数のアイヌ部落に生活するものにつきて検するに和人固有の音色声調までいっとはなくアイヌ化しつつあるも妙なり」(荷負, 1911年)⁽³²⁾, 「内地の児童自然土人風に化せられるゝは実に驚くべきものにして……日常の談話に土語を交ゆ」(萌別, 1900年)⁽³³⁾などの記録を見ることもできる。

しかしそれでも、二風谷には「酒及ヒ雜貨ヲ販売」する「商店」が1戸あり、「其物価ハ門別ニ比スレハ凡四五割ヲ増シ且掛ケ売ニテ其価ニ利子ヲ付ス而シテ『アイヌ』ハ概子此商人ヨリ常ニ債務ヲ負ヘリト云フ」⁽³⁴⁾との記録がある。荷負でも、8戸のシャモのうち、実に7戸までがアイヌへの「酒類の取次」を副業としていたという⁽³⁵⁾。たとえシャモのほうが少数の地域にあっても、上述してきたようなシャモとアイヌの関係は歴然として存在していたのである。

なお、コタンのアイヌを近隣のシャモ⁽³⁶⁾はどのように見ていたのだろうか。このことを明瞭に示す資料は乏しいが、ここではシャモの回想を手がかりにして検討してみたい。

管見の限り、「アイヌ地を一人で行くと、アイヌの酔っぱらいがいておっかない」⁽³⁷⁾「酔っぱらったアイヌが道路にごろんと寝て」⁽³⁸⁾といった回想を多く目にする。もちろん、例えばコタンの近辺の川の渡し船には多くアイヌが従事していたり⁽³⁹⁾するのであるから、シャモがアイヌに接する場面は多様であった筈である。しかしシャモの間には、かかる「泥酔」した「おっかない」存在だというイメージや、イオマンテなどの「祭り」に対する「好奇」な関心が形成されていくのである。

いま一つ見逃せないのは、「ほとんどの畑はアイヌの畑で」「アイヌはたくさんの土地を持っていました」⁽⁴⁰⁾といった回想である。一般移民のように「零細」なシャモほど、自分たちは苦勞して土地を開墾しているがアイヌは「保護法」によりただで土地を給与されているではないか、というある種の嫉みを抱く者がいたのではないだろうか。このようなアイヌ観が誤りであることは勿論だが、さしたる「保護」を受けることなく困窮を重ねるシャモがかかる嫉みを持つことは、容易に起こり得たのではないかとも思うのである。そしてこれが「アイヌの人はみな、畑はちゃんともらってるんだけど、ほとんど農夫なんかやらない」⁽⁴¹⁾との、言わば「怠惰なアイヌ」というイメージに繋がるとすれば、それは「泥酔」して「おっかない」というイメージにもまた通じるアイヌ観を形成するだろう。

(I 註)

- (1) 『旧土人に関する調査』は、北海道庁内務部がその冒頭に記したところによれば、「旧土人ノ保護施設改善に資せん」ことを目的として、1917年に各課・各支庁を通してアイヌの生活状態及び政策の施行状況を調査し、その結果を取り纏めたものである。筆者の知る限りでは、1918年刊行(『近代民衆の記録5 アイヌ』所収)、1919年刊行、1922年刊行(『アイヌ史資料集』第1巻所収)のものがある。どの年次の刊行のものにおいても、統計・記述はおおむね同様であるが、1922年版は一部に1917年以降の動向を追補しているので、本論文では1922年版によることとした。また、この資料からの引用については註記を略し、本文に引用頁を括弧書きした。
- (2) 赤松則文『室蘭支庁管内旧土人学事状況視察復命書』, 1917年5月(河野本道選『アイヌ史資料集』第2巻, 北海道出版企画センター, 1981年, 所収), 12頁。
- (3) 『北海道河西郡帯広町 伏古旧土地調査資料』, 日新尋常小学校, 1926年, 4~6頁(本資料は、『ア

イヌ史資料集』第2期第3巻にも収録されている)。出稼ぎ者の「職業」は、「農家雇」29名、「漁場雇」11名、「牧場雇」5名、「木材運搬雇」4名、「不定」2名、となっている。また、このような傾向は他の地域でも同様であったことについては、堅田精司「アイヌ民族調査資料をいかにみるか」、『北海道地方史研究』60号、1966年9月、を参照。

- (4) 岡本ゆみ(1896年生まれ)の回想。『アイヌのくらしと言葉』1, 北海道教育委員会, 1989年, 132頁以下。
- (5) 『北海道旭川市 近文アイヌ部落概況』, 佐々木豊栄堂, 1932年, 6頁。
内訳は、熊30頭、仔熊6頭、狐30頭、貂20頭、狸100頭、栗鼠5000頭、となっている。また、狩猟、農業以外では、「山林収入」(「薪、樹皮、野菜果実」)1000円、「工業収入」(「アイヌ細工」)1200円、「労働収入」(「漁業、土工、運搬、流送、測量」)4000円、である。なお、官憲の目を盗んでの「密漁」はアイヌにとって生きるために不可欠なわざでもあったから、実際の狩猟は、こうした「公式」の数字よりも多かったろう。
- (6) 日高と二風谷について、萱野茂『アイヌの碑』, 朝日文庫, 1990年(単行本初版は朝日新聞社, 1980年), 82頁, 千歳について、『アイヌのくらしと言葉』2, 北海道教育委員会, 1991年, 40頁。
- (7) 鈴木勇七『アイヌの犯罪に就て』, 『司法研究』第18輯報告書10, 司法省調査課, 1933年, 122頁以下。
- (8) 前掲『室蘭支庁管内旧土人学事状況視察復命書』, 14頁, など。
- (9) 例えば幌別の金成喜蔵の場合について、伊東正三「幌別の惨状旅人の談話」, 『北門新報』1897年7月27日付, 函館市図書館所蔵。
- (10) 北海道庁警察部衛生課編『北海道衛生誌』, 1914年, 787頁。
- (11) 扇楡「教育視察所感」, 『北海道教育雑誌』112号, 1902年5月。
- (12) 扇楡「北海道鉄道付近の学事一斑(承前)」, 『北海道教育雑誌』144号, 1905年1月。
- (13) 『平取外八箇村誌』, 平取外八箇村戸長役場, 1917年, 72頁。
- (14) 前掲『室蘭支庁管内旧土人学事状況視察復命書』, 6頁。
- (15) 前掲萱野『写真集 アイヌ』, 41頁。チセについては萱野『チセ・ア・カラ われら家をつくる』, 未来社, 1976年, が解りやすく詳しい。
- (16) 其田良雄「北海道旧土人保護法に基づく近文アイヌの木造住宅調査報告」, 『旭川郷土博物館研究報告』6号, 1970年3月, 20頁。
- (17) 『第四十回帝国議会貴族院予算委員会第三分科会議事速記録第五号』, 1918年2月26日。政府委員(道庁長官)俵孫一の答弁。
- (18) 「義務教育上の問題／土人 and 人混交教育の危険」, 『北海タイムス』1909年2月26日付。
- (19) 「白老村敷生村元室蘭村旧土人結核トラホーム調査復命書」, 北海道庁警察部, 1913年, のほか平取, 余市, 近文などについて同様の調査復命書がある。
- (20) 吉田巖「心の碑」, 『アイヌ史資料集』第2期第1巻所収(初版は北海出版社, 1935年。本論文では『アイヌ史資料集』所収のものによった), 105頁。
- (21) 『吉田巖日記』第6(帯広叢書26巻), 帯広市教育委員会, 1983年, 19, 20頁。
- (22) 小川第一論文, 274~283, 292~296, 318~320頁。
- (23) 自然コタンの立地については、前掲萱野『チセ・ア・カラ われら家をつくる』, および高倉新一郎「アイヌ部落の変遷」(高倉『アイヌ研究』, 北海道大学生協同組合, 1966年, 所収)を参照した。
- (24) 佐藤幸夫『北風磯吉資料集』名寄叢書6, 市立名寄図書館, 1985年, 40頁。
- (25) 砂沢クラの回想。『エカシとフチ』, 札幌テレビ放送, 1983年, 276頁。

- ②6) 前掲萱野『アイヌの碑』, 66～67頁。
- ②7) 小鳥サワの回想。前掲『エカシとフチ』, 254頁。このことは、「自然コタン」とは様相を異にする点の多い近代の「強制コタン」においても、コタンの言わば共同体としての機能は根強く保持されていることをも示していよう。
- ②8) 杉村キナラブックの回想。福岡イト子『上川アイヌの研究』, 旭川竜谷高校郷土研究部, 1990年, 70頁。本書は『日本私学研究所調査資料』第152冊の増刷である。
- ②9) 例えば石狩の子どもについて、『創立100年』石狩町立石狩小学校, 1973年, 73頁。
- ③0) 『ふるさとの語り部』第4号, 帯広百年記念館友の会, 1989年, 12頁。
- ③1) 『屯田兵——家族のみた制度と生活——』, 札幌中央放送局, 1968年, 67頁(金倉義慧『遙かなる屯田兵』, 高文研, 1992年, 145頁, より重引)。
- ③2) 前掲吉田『心の碑』, 99, 101頁。
- ③3) 「アイヌ部落探検(四)」, 『北海道毎日新聞』1900年8月28日付。
- ③4) 『北海道殖民状況報文 日高国』, 北海道庁殖民部拓殖課, 1899年, 89頁。
- ③5) 前掲吉田『心の碑』, 96～97頁。
- ③6) ただし、「戦争中なんか、戦後へかけても、日本の最下層の中にまた置かれた、朝鮮の人達との混血も非常に進みました」(伊藤明の発言, 「アイヌ教育史——教育史学会コロキウム『アイヌ教育史』の記録——」, 『北海道大学教育学部紀要』51号, 1988年, 124頁)などの指摘もあるから、コタンの周囲ないし内部にいたのはアイヌとシャモばかりではないことは断っておかねばならない。
- ③7) 『ふるさとの語り部』第1号, 帯広百年記念館, 1986年, 74頁。
- ③8) 『ふるさとの語り部』第2号, 帯広百年記念館, 1987年, 222頁。
- ③9) 同前, 242頁, 『美深町史』, 1971年, 21頁, など多くの回想記録, 旅行記, 市町村史等に, その事例を見ることができる。
- ④0) 『虻田町子ども綴方風土記』第4巻, 虻田町学校教育委員会, 1963年, 16, 22頁。
- ④1) 『ふるさとの語り部』第4号, 帯広百年記念館友の会, 1989年, 216頁。

Ⅱ アイヌ学校の実態

(1) アイヌ教育財政と学校経営

「旧土人小学校」の設置に当たって道庁は、計画当初から「財政ノ緩急ヲ図」ってこれを行なうと述べ⁽¹⁾, アイヌ教育の財政基盤はごく限定されたものに過ぎないことを表明していた。

そして、1904年1月20日北海道庁訓令第4号は、「旧土人教育施設ニ関スル手続」(以下この訓令を「施設手続」と略記する)として、「委託教育」の制度と同時に、「旧土人ノ教育ハ一部ノ完全ヲ図ルヨリモ寧ロ全部ノ普及ヲ必要トスル」との理由で、「旧土人小学校」の経費を「出来得ルタケ」節減することを定めたのである。

具体的には、設立のさいに建設費を「凡百円以内」に抑え、校地が「民有地ナルトキハ寄付ヲ受クルカ若シクハ無償ニテ借上」げ、校舎についても「土人一般ノ住居ニ劣ラズ且衛生上ニ欠点ナキヲ程度」に「節約シ得ラルルモノハ成ルベク之ヲ節約」し、既設の建物の「借用」または「買上ケ」で済ませることも可とした。なおここで、学校設置の経費は節減しつつ、しかしアイヌの「住居」に比して見「劣」りだけはしないような校舎を建てるよう求めていることにも留意したい。この点は、シャモの教育を対象にした「普通教育に関する注意事項」(1903年2月25日, 北

北海道庁訓令第13号別冊)が、「学校の建築も亦質素簡易を旨とし……建築造作などの模様は、其処の人民の家屋又は生活の模様と、あまりかけへだゝる様なことのない注意を望む」と述べ、同じく「単級小学校校舎設計書類頒布ノ件」(1904年4月、支庁長宛内務部長通牒)⁽²⁾が、校舎は「子供ノ入学カ出来レハ足ルタケノ質素簡略ヲ旨ト」せよ、と述べていたことなどとは対照的である。このことは、学校のような教育施設をそもそもに有しなかった民族に対しては、まず校舎それじたいにも“威厳”が必要だったことを意味しているのではなかろうか。

実際の「旧土人小学校」の建築費を見ても、例えば辺訪(1906年建設)の建物は「4間に6間半、26坪」の大ききで371円を要したという⁽³⁾から、「凡百円」という金額ではそのごく一部をまかなえるに過ぎない。事実、「旧土人小学校」の設置は、地域のアイヌからの「寄付」や労力の提供に多くを依拠しつつ進められたのである⁽⁴⁾。また「施設手続」は、学校の維持経費についても、「俸給及雑給ヲ除キ年額凡百円以内ニテ経理スルコト」と定めている。

教員についても、「旧土人小学校」を新設した場合には月俸12円以下の者を採用し、既設の場合においても現任教員の後には正教員で月俸16円以下、裁縫科受け持ちの代用教員には同2円以下の者を採用するよう定めている。これらの金額を当時の本科正教員の俸給にあてはめると、月俸16円は「八級上」、12円では最低の「九級下」に相当するに過ぎない⁽⁵⁾。アイヌ教育制度の成立以前からしばしば論じられてきた教員の厚遇やアイヌ学校の設備の充実など⁽⁶⁾を、道庁は切り捨てたのである。

さらに同年、日本が対露戦争を開始すると、戦時財政の下でアイヌ教育の経費は一層の削減を受けた。『北海道教育雑誌』は、戦時財政のあおりで「委託料」が3分の1に抑えられ、「旧土人小学校」における「高給教員の更送」すらありうるのではないかと報じている⁽⁷⁾。翌1905年度には、「旧土人小学校」の新設はなく、既設の「旧土人小学校」の経費も大幅に削減された。経費予算を見ると、例えば姉茶は1904年度に407円だったのが198円に、全体の合計でも6301円が2801円にと、何れも激減している([表6])。

[表6] アイヌ学校の経費の推移(政府の予算、支出の総額及び第二伏古、姉茶の事例)

年	1901	1902	1903	1904	1905	1906	1907	1908
予算総額	3,080	6,301	6,301	6,301	2,801	9,360	8,304	7,621
支出総額 改築費及委託料 学校維持費	3,754	6,483	5,648	6,196	3,755	10,047	9,651	8,743
第二伏古 姉茶	(両校とも1904年設置)			375 407	308 198	422 585	388 256	422 315

年	1909	1910	1911	1912	1913	1914	1915	1916
予算総額	8,135	8,713	7,367	8,376	8,376	8,376	8,376	8,376
支出総額 改築費及委託料 学校維持費	8,135	8,707	8,601	9,100 820.5 8,279.5	8,368 — 8,368	8,340 334.4 8,005.6	8,345 220 8,125	8,474 207 8,267
第二伏古 姉茶	411 376	425 347	429 348	399 363	403 395	418 357	415 不明	371 361

年	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923
予算総額	8,376	10,908	10,908	18,757	26,941	24,045	24,004
支出総額	8,341	11,905	11,904	18,757	27,714	24,045	24,004
改築費及委託料	276	1,668	1,758	442.5			
学校維持費	8,065	10,237	10,146	18,314.5			
第二伏古	372	538	719	1,081	1,285	1,419	1,562
姉茶	435	566	785	919	1,262	3,489	1,413

凡例：金額の単位は円。

空欄部分は、該当する統計数値が得られなかったものである。

出典：全体の経費については『旧土人に関する調査』82、83頁所載の表により、同書の刊行以後である1922、23年については『北海道旧土人保護沿革史』268～267、356～357頁に所載の表によった。なお、両書の掲げる数値には一部に相違があるが、今のところ筆者にはその理由はよく解らない。

第二伏古については吉田「伏古の旧土人教育」271頁所載の「学校維持予算」の表（原出典は『第二伏古小学校一覧表』『庁立日新尋常小学校要覧』）に、姉茶については『旧土人学校 公立姉茶尋常小学校の歩み』所載の「経費」の表によった。

『旧土人に関する調査』によれば、1912～17年度における各「旧土人小学校」の経費予算は、全21校のうち12校が303円72銭、9校が328円96銭となっている（[表7]）。このうち学校の施設の整備維持の経費は各校とも93円14銭に過ぎず、道庁も「斯の如き小額の経費にては到底足るべきにあらず」と認め、「旧土人児童委託料一人年額一円五十銭を一円或は五十銭に減額して其の剰余金を流用し更に旧土人保護費中の勸農費の目よりも流用を受けて辛くも支弁したり」と述べている（81～85頁）。但し、[表8]が示すように「勸農費」は「教育費」に比すればごく少額であり、それを「流用」したとしても事態に大差はなかったろう。

「旧土人小学校」教員の俸給も、[表7]に示したように、1校当たり月額16円又は18円程度であって、1916年の全道正教員男子の平均26円41銭とは比べるべくもなく、准教員男子の平均16円23銭とほぼ等しいに過ぎない（『旧土人に関する調査』84頁）。単級の「旧土人小学校」を担当するという勤務条件からしても、総じて低額であると言わざるを得ない。

アイヌ教育に対する財政支出は1918年度から漸く増加し、1920年以降は予算も1917年度以前の約3倍に増え、また「旧土人小学校」1校当たりの経費も増加している。教員の俸給も1920年度末には全道の尋常科正教員男子の平均にほぼ等しいまでになった。ただし、この間の物価の高騰はすさまじく⁽⁸⁾、また経費の重点は狭隘であったり老朽化したりした建物の増改築にあったから、恒常的な維持経費は依然として乏しかった。

なお、「旧土人保護法」第7条にもとづく授業料の下付の実態については、今のところ筆者にはよくわからない。1901年度に4校37名に対し52円20銭を「給与」することになったとの新聞記事⁽⁹⁾を知る程度である。この数字は、全道のアイヌ児童数に比べれば極めて僅かなものに過ぎない。また、「委託教育」制度についても、制度発足当初の実施区域の指定が[図2]の通りであることと、この制度の適用を受けた学校数と生徒数が[表9]の通りであることを示せる程度であり、その実態は今の筆者にはよくわからない。「委託料」の1円50銭という額が、「旧土人小学校」におけるアイヌ児童教育の費用などと比べてどの程度のものかということについても、今回は検討を及ばせなかった。

〔表7〕「旧土人小学校」経費の内訳：1912～1917年

学 校 名	経 費 の 内 訳	
元室蘭、虻田第二、白老第二、有珠第二、平取、 新平賀、二風谷、白糠第二、上貫気別	俸給 216円	需要費 78円94銭
	雑給 19円82銭	修繕費 14円20銭
	合計 328円96銭	
姉茶、第二伏古、累標、辺訪、音更、芽室太、遠 仏、春探、岡田、荷負、元神部、井目戸	俸給 192円	需要費 78円94銭
	雑給 18円58銭	修繕費 14円20銭
	合計 303円72銭	

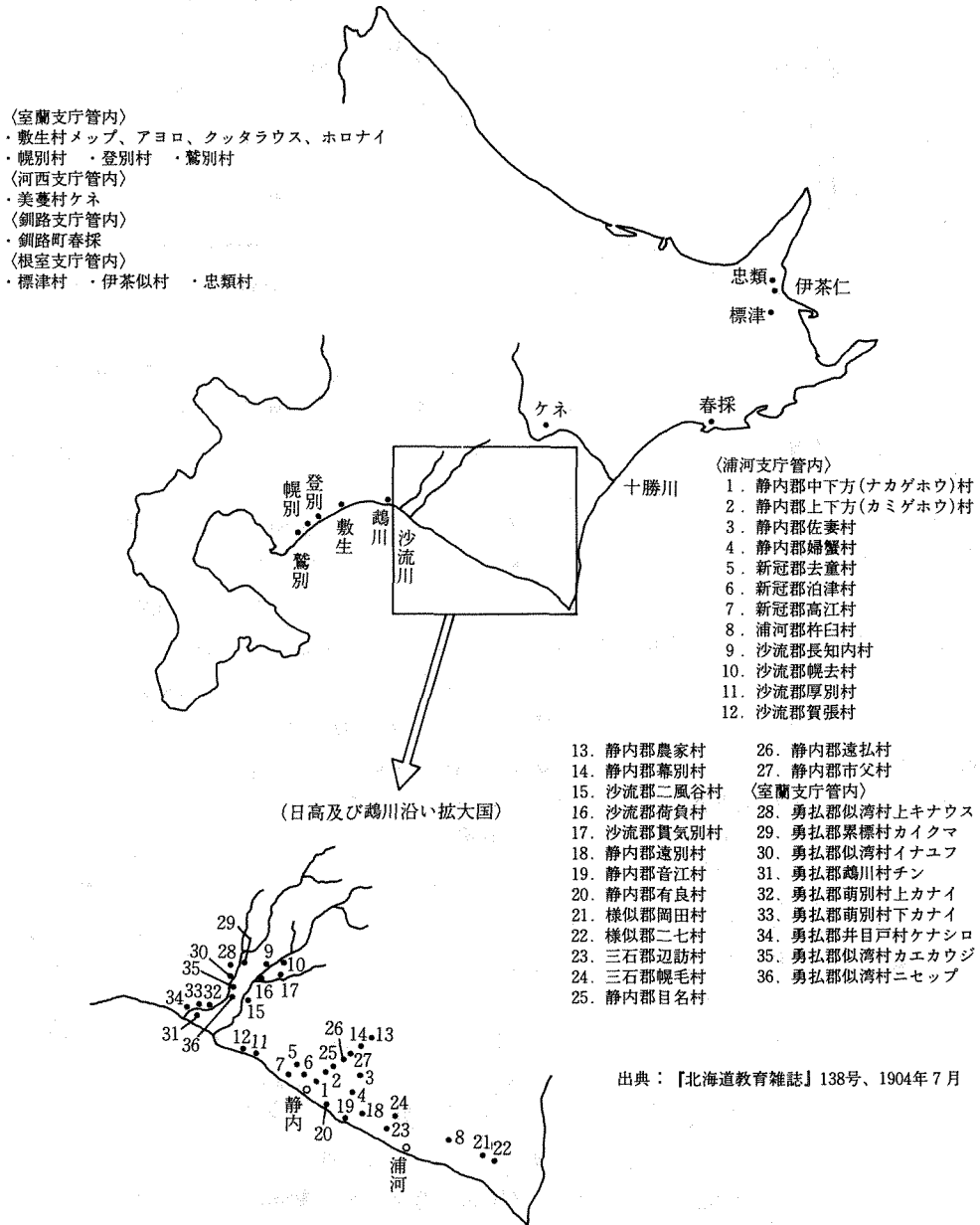
出典：『旧土人に関する調査』81頁

〔表8〕「北海道旧土人保護費」の推移：
1901～1930年

年	教育費	救助費	勸農費	救療費	計
1901					5,901
1902					8,325
1903					7,604
1904					7,478
1905					5,077
1906					11,216
1907					10,384
1908	8,742	735	—	—	9,477
1909	9,009	946	704	—	10,659
1910	8,706	1,410	44	—	10,160
1911	8,601	2,191	80	—	10,872
1912	9,100	1,900	110	—	11,110
1913	8,366	2,291	487	—	11,144
1914	8,340	2,114	661	—	11,115
1915	8,344	2,130	546	—	11,020
1916	8,473	1,065	209	—	9,747
1917	8,337	1,193	—	—	9,530
1918	12,086	1,366	16	—	13,468
1919	11,825	1,520	107	3,953	17,405
1920	18,694	1,892	—	20,063	40,649
1921	27,567	845	525	16,093	45,030
1922	24,045	1,303	3,024	15,529	43,901
1923	24,004	1,341	763	11,979	38,087
1924	22,659	1,660	829	12,391	37,539
1925	23,115	1,770	1,101	11,664	37,650
1926	25,577	2,089	1,287	12,382	41,335
1927	27,546	1,978	1,147	11,648	42,319
1928	24,533	1,770	784	12,378	39,465
1929	36,049	1,513	1,158	12,014	50,734
1930	25,966	1,372	1,237	12,490	41,065

出典：『北海道旧土人保護沿革史』、355～356
頁所載の表によった。凡例及び注：1907年までは、「土人教育費・
撫育費・勸農費等保護法ニ伴フ諸費」
との「備考」が付記されているのみで、
内訳は不明であるため、総額のみを掲
げた。1908年以降については内訳が示され
ているので、原資料の表から、色丹島
に強制移住させられた千島アイヌに対
する「救済費」を省略し、合計金額に
についてもその分を差し引いて掲載した。

〔図2〕 1904年における「委託教育」指定区域



出典：『北海道教育雑誌』138号、1904年7月

〔表9〕 委託教育を実施した学校数及びアイヌ児童数

年度	学校数	児童数	年度	学校数	児童数	年度	学校数	児童数
1904	13	不明	1910	20	368	1916	12	414
1905	30	709	1911	17	379	1917	9	276
1906	25	819	1912	30	547	1918	6	197
1907	31	544	1913	31	598	1919	10	234
1908	31	547	1914	13	418	1920	11	295
1909	31	559	1915	13	414	1921	10	266

注：委託教育の制度は1922年4月に廃止された

出典：『旧土人に関する調査』（北海道庁、1922年）、87～88頁による。

以上のような貧弱な財政の下にあったがゆえに、「旧土人小学校」の経営は困難を極めた。

第二伏古では、窓に寒紗を張りつけてガラスの代用にしたが、開校式（1904年5月10日）の翌日の風雨で採光窓はすべて破損したという⁽¹⁰⁾。その後も、学校への来訪者に対する接待費などは教員の自前で、備品費の補填には教員のみならず「篤志家」や生徒の父母等からの寄付でまかなうといった経営ぶりであった。1913年当時の施設について、教員であった三野経太郎は、その実状を「最早教室ノ建物及教員住宅等ハ腐朽シテ其儘ニテハ当冬期ヲ過スハ危険」「一箇年ノ経理ハ到底出来得ル能ハズ」と記している⁽¹¹⁾。元室蘭も、「校舎は可なり古く」、教員の住宅も「殊に狭隘」であったといい（1908年）⁽¹²⁾、教員泉致廣は自分の俸給を割いて学校の「物品」「賞品」に充てていたという⁽¹³⁾。白老第二、虻田第二、有珠第二についても、学校の経費では「薪炭等モ購フコト能ハズ」、「校舎ノ設備ノ不完全実ニ驚クベキ程」（1917年）だとの報告⁽¹⁴⁾がある。

教員の俸給も、その額が少ないことは前述したが、支給が遅れることもあって、教員の生活を苦しめた。以下は荷負在勤当時の吉田巖の日記である⁽¹⁵⁾。彼の暮らしぶりや苛立ち、或いは矜持などの心情を窺うことができよう。

「けふこそはとまちにまった七月分俸給は、……とうとうこない。けふからのスタクタににえたってる腹に、とりの雛ども庭から床上をおってもはいあがり、たたきころしたいほどかたがた腹だたい。」（1911年8月5日）

「七月十五日以来一銭の所持なくいふにいわれぬつらさくるしき……先月の俸給今に支払なきは心も得ず。げにはらはたのにへかへる始末。……（夜になって漸く到着し——筆者注）実に危機一髪に一生を得とはこのことだなと」（8月7日）

「先月分俸給はいつ現金が来るだらう。誠に閉口。」（12月3日）

「日ぐれ方、……郵便物配達と共に十一月俸給居宅持参。貳拾銭銅貨壹枚不足なるに気がついたけれども徳義上秘していはいぬ。」（12月4日）

1923年から春採に勤務した三浦政治は、このようなアイヌ学校の実状に対して最も徹底して抗議したシャモの教員である。彼は、支庁長や道庁長官に報告書や意見書を次々と提出し、「（『旧土人小学校』の——筆者注）設備ガ不十分デアリマシタナラバ特設サレタ意味ヲナクシマス……彼等ヲ一団トシテ索居セシメ、却テ不便ヲ感ゼシムルコトニナリマス」と訴え続けた⁽¹⁶⁾。三浦がどのように自覚していたのかについては留保せねばならないが、「旧土人小学校」特設はアイヌを排除し劣悪な教育条件を押しつけているだけではないのか、との彼の指弾は「別学」制

度の本質を衝いてもいたのである。

(2) 「特別教育規程」と第2次「旧土人児童教育規程」

1908年3月27日、道庁は、「小学校令」改正による義務教育年限の延長（4年から6年へ）の施行に合わせ、北海道における「簡易」な教育制度を再編した⁽¹⁷⁾。すなわち、それまでの「簡易教育規程」（1897年2月15日、北海道庁令第11号、1901年4月9日改正、北海道庁令第57号。「移住後五年以内」または「戸数百戸未満」で「尋常小学校設置ニ関スル費用ノ負担ニ堪ヘサル」村落を対象とした）、「特別教育規程」（1903年12月5日、北海道庁令第117号。「年長児童」及び「子守児童」を対象とした）、「旧土人児童教育規程」の3つの規程を廃し、これらをまとめる形で新たに「特別教育規程」（北海道庁令第22号）を制定したのである。これに伴って「旧土人児童教育規程」の「施行上注意要項」（1901年5月7日、北海道庁訓令第43号）も廃止し、同年新たに制定された「特別教授ニ関スル注意要項」（3月31日、北海道庁訓令第28号。以下「注意要項」とする）中に、「旧土人児童ニツキテ……尚……注意スヘ」き事項を盛り込んだ。

これによるアイヌ教育制度の改変のうち重要な点は、修業年限が6年になり、教科目に新たに日本歴史、地理、理科（農業を含む）を加えたことである。

この制度改変に先立って、このとき「旧土人教育調査委員」の肩書きを持っていた岩谷英太郎が、『北海之教育』誌上で「旧土人児童教育規程、及旧土人児童教育規程施行上注意要項の二者を改正すべき」ことを論じている⁽¹⁸⁾。この中で岩谷は、「本道旧土人児童教育は、実施以来茲に七年……児童の教授訓育共に漸次良好なる発達を遂げたるを疑はず、試みに数年前に於ける旧土人児童の学校内外に於ける規律風儀等を以て現今の状態に比較するとき、著しき改良進歩を見るべし」と、アイヌ教育制度の施行以後におけるアイヌ教育の「進歩」を語る。そして、アイヌ児童の就学年限を「六箇年に延長」すべき理由として、「新入学の児童亦家庭教育の要素ある」ことや、「旧土人小学校」卒業生に「普通学校卒業生と同一なる学力を有するもの少なしとせず」といった点での「旧土人児童の発達」などを挙げ、同時に、「殊に昨年三月義務教育年限延長せられたる」ことを強調している。岩谷のいうアイヌ児童の「発達」とは、「規律風儀」や「家庭教育の要素」（これは就学前における日本語やシャモの慣習の習得を意味しているだろう）のように、アイヌ固有の言語・慣習の破壊の程度を重要な指標としていることを確認しておきたい。ただ、このとき岩谷がアイヌ児童の「進歩発達」を理由に主張した、「別学」制度を「寛大」にし漸次「混同」教授を行なうべしという点は、「特別教育規程」には盛り込まれてはいないから、少なくともこの制度改変に際して、道庁がアイヌ教育の「著しき改良進歩」を認め、それが「改正」の重要な理由となった、とは考えにくい。

こうして見ると、この「旧土人児童教育規程」廃止・「特別教育規程」制定は、当局にアイヌ教育の制度構想に関する明確な意図があつてのものというよりも、アイヌ児童就学率の上昇などを一定の背景としつつ、直接には小学校令改正による義務教育年限の延長に合わせた措置と言うべきだろう。この制度改変に関わる議論が、管見の限りこの岩谷のもの以外には見当たらないということも、かかる制度改変を必要とし或いは促す条件は限定されていたことを窺わせる。

これによってアイヌ教育の制度はシャモの「簡易」な教育制度の中に制度上は解消されたかに見えるが、修業年限や教科目は「小学校令」に準じつつも教授程度、内容、方法にアイヌ教育としての特質が顕れるという制度構造は「旧土人児童教育規程」においても同様だったのであり、その点では制度の基本的性格に変化はないと言えるだろう。

「注意要項」中のアイヌ児童に関する項目を見ても、「旧土人児童教育規程施行上注意要項」に対応する諸条項（一～五、九～一四）が殆ど変わらずに盛り込まれている。新たに加わった理科についても、「注意要項」は「農事及水産ノ大要ヲ授ケ且農事ハ之ヲ実習セシムヘシ」と定めていたから、実質的には従来の実業科目と同様であった。教授程度についても、岩谷は「普通小学校五箇年迄を六箇年間に修了せしむる旨趣」だと述べている。施行の実態を見ても、例えば姉去の教員渡辺誠は、1910年8月に浦河で開催された教員協議会において、「土人学校ハ尋常四学年程度ヲ六学年ニ配当スルノ適当ナルベキ旨通知」を受け、翌1911年度からこれを実施している⁽¹⁹⁾。岩谷は更に「普通小学校は中学教育階段を以て其の目的の一に算定せざるべからず、然るに旧土人学校に於ては殆ど此の目的を除去して主として町村住民の養成を目的として可なり」とも述べて、アイヌ教育の「程度」と目的とを明確に示していた。

教科目に新たに加わった日本歴史について、「注意要項」は、「旧土人ニ関スル事歴ハ特ニ注意ヲ加ヘ美德ハ之ヲ賞揚シ徒ニ不快ノ感ヲ起コサシムルモノノ如キハ之ヲ避クヘシ」と「注意」を促し、「地理」についても、「旧土人ニ関連シタルモノハ其ノ大要ヲ知ラシムルヲ要ス」と定めている。「国定」の日本歴史が「蝦夷征伐」などの侵略の「史実」を含んでおり、それがアイヌに「不快ノ感」を抱かせるであろうことを道庁は危惧していたのである。この点、シャモに対する教授方針、例えば「普通教育に関する注意事項」が、歴史について「殊に殖民地に於ては其開拓より今日に至るまでの仕事」の教授を強調したこととは対照的であった。

また修業年限の延長と教科目の増加は、学校の経費および施設の拡充を必要とするが、先の岩谷の論説は「旧土人部落によりて相当の資力あるものあらば其一部を負担せしむるも可なり」と述べ、実際にも、道庁の予算を見る限り特に経費の増額はなかったようである。

「特別教育規程」の施行から8年後、道庁は「特別教育規程」の改正（1916年12月24日、北海道庁令第85号）に際して、再び「旧土人児童教育規程」（1916年12月24日、北海道庁令第86号。以下、1901年の「旧土人児童教育規程」を第1次「規程」とし、これを第2次「規程」として区別する）を制定した。また同時に第2次「規程」制定の「旨趣」を説明する北海道庁訓令第55号を発した。

第2次「規程」の制定過程についても、「特別教育規程」と同様、今のところ筆者には殆どわからない。ただ、後年、「時の長官 T 氏は本道の特別教育殊に旧土人教育の制度に大改正を加へんとするの意図があった」とし、「其の審議立案を担当」したのは「明治三十三年北師の出、久しく大野の小学校長として実績を挙げ、明治四十一年道庁の視学に抜擢せられた」「K 視学」である、との回想がある⁽²⁰⁾。「T 長官」とは1915年8月から1919年4月まで道庁長官をつとめた俵孫一であり、当該年度の『北海道教育関係職員録』から「K 視学」を当時の視学小祝忠吉と推定できるから、この回想に従えば、俵の主導のもとに小祝が第2次「規程」の制定を手がけたと推測できよう。

第2次「規程」制定による制度改変の主な点は、①アイヌ児童の就学年令を原則として7歳に引き上げたこと（シャモは6歳）、②修業年限を原則として4年に引き下げたこと（シャモは6年）、③教科目から地理、日本歴史、理科を削除して修身、国語、算術、唱歌、体操、実業（男子）、裁縫（女子）のみとし、全体の教授時数も削減したこと、の3つである。何れもシャモの規程とは明確な差異があった。

訓令第55号は、このような第2次「規程」を制定した理由を、「特別教育規程」の「実施ノ成

績ニ徴シ旧土人文化ノ程度ニ鑑ミ」てのことであると述べた⁽²¹⁾。すなわち、「従来ノ修業年限六箇年ハ旧土人ノ情況ニ鑑ミ長キニ失スル嫌アリ」「心性ノ発達和人ノ如クナラザル旧土人ニ対シ等シク就学ノ始期ヲ満六才トセルハ多少早キニ過グルノ嫌アリ」との理由を示したのである。そして、「心身ノ發育」が「特ニ良好」ならば6歳で就学することも可能であり、「土人部落ノ民度開発ノ情況ニ依リテ」は修業年限を6年に延長することも可能である（ただし教科目は4箇年のものに図画を加えるのみ）と定めた。

ここで留意すべきは、かかる差別は第2次「規程」になって新たに構想されたものでもなかったということである。アイヌ児童の就学年令をシャモよりも1年遅らせるべしとの意見は、第1次「規程」制定の当時にも少なからず存在した⁽²²⁾。第2次「規程」は、これらを制度化したことによって、アイヌ教育政策が持っていた差別性を端的に顕わにしたのである。それは、アイヌとシャモとの間に明確な差異を設け、アイヌの「心身」「文化ノ程度」「民度」の「向上」によってこそ、かかる差異は埋められる、と誘導する構造を体現していた。

以上、「特別教育規程」、第2次「規程」と制度の改廃をあとづけてきたが、共通していることは、2度ともにシャモの「簡易」な教育制度の改変に合わせて行なわれたことが示すように、これらの制度改変は道庁がアイヌ教育についての明確な政策意図のもとに行なったものとはいえないことである。むしろ、アイヌ教育は政府・道庁にとってかかる限定した位置付けしか占めていなかったという点に、アイヌ教育の脆弱な財政とも共通する側面を見いだせよう。また従って、これらの制度改変によっても、アイヌ教育制度の基本的性格には変化はなかったのである。

それでもやはり、先行研究も指摘する如く⁽²³⁾、特に第2次「規程」がもたらした問題は大きかった。

第2次「規程」の施行状況については、「該令規実施後尚日浅キト新令ノ精神ノ普及充分ナラザルタメ」との留保を付しながらではあるが「其ノ取扱区ニシテ全ク各学校長個人ノ意見若クハ町村吏員ノ独断的処置ニヨリ取扱ハレタルノ觀アリ…要スルニ該規程ノ実施ハ区々タリトノ言辭ノ外ナキナリ」との報告⁽²⁴⁾もあり、後述する如く補習科等を置いて修業年限を6箇年にした「旧土人小学校」もあったから、その実態は様々であったと見てよい。しかしあくまで制度的には、アイヌ児童は劣位に置かれたことは確かなのであって、例えば平取の『学校沿革誌』には1917年4月6日に「旧土人学校児童修業四ヶ年ノ認可アリ 五六年児童ニ義務教育修了ノ免状ヲ授与ス」との記録がある⁽²⁵⁾。同校には当時既にシャモの児童が多数いたから、その中でかかる「免状」を「授与」される事態は、アイヌ児童にとって屈辱的ではなかったか。また、アイヌ児童の就学年令がシャモより1年遅いことについて、「アイヌの子供は知能が遅れているから」との巷説が囁かれたり⁽²⁶⁾、この規程の施行下に小学校時代を過ごし高等小学校に進学したアイヌが、「アイヌの小学校では歴史、理科、地理がなかったので、必死になって勉強しても、この三科目は一学期つらかったですよ」⁽²⁷⁾という体験をしたり、などの事態が起こったのである。

そして何より、後述するように、就学年令、修業年限、教科目という学校教育の基本的な点においてシャモとアイヌに明確な差別があったことに対して、アイヌからは痛烈な批判が浴びせられたのである。

(3) 学校教育の実態

① 就学状況

[表2-b]は、アイヌ児童の就学状況を、幾つかの学校の事例と合わせて概観したものである。いずれの学校においても、1910年代までに、就学率、出席率ともほぼ90%以上を確保している。

[表2-b] アイヌ児童就学状況（アイヌ学校の事例）：1904～1919年度

年度	第二伏古		荷 負				平 取				姉 去		姉 茶	
	在学 児童	出席 率	在学児童		出席率		在学児童		出席率		在学 児童	出席 率		
			アイヌ	シャモ	アイヌ	シャモ	アイヌ	シャモ	アイヌ	シャモ				
1904	38	69.4												
1907	34	88.8					47	22			34	77.7		
1910	41	96.6	28	19	54.7	79.4	66	66			45	80.1	61	
					79.9	80.5								
1913	46	97.8	32	22	82.5	95.7	57	90			43	93.6	35	83.44
					97.9	100								
1916	36	91.0	62	23	95.1	98.6	43	109			17	94.3	42	89.00
					95.8	92.2								
1919			28	44	95.8	99.7	31	149	93.0	95.8	22	86.0	31	85.37

凡例：表中の空欄部分は、該当する統計が得られなかったものである。

荷負では1917年度に第一荷負尋常小学校を設置しシャモの児童をそちらへ移管し、同じく平取も1916年度に第一平取尋常小学校を設置した。両校のシャモの児童に関する数字には、これらの学校分を含んでいる。

荷負の1910～16年度の出席率は、男女別の統計しか得られなかったため、上段に女子、下段に男子の数字を掲げた。

注：姉去は、1916年度に上貫気別に移転した。

出典：吉田「伏古の旧土人教育」299頁（原出典は『第二伏古小学校一覧表』『庁立日新尋常小学校要覧』）、『平取外八箇村史』62～63頁および、『荷負尋常小学校沿革史』『第一荷負尋常高等小学校沿革史』（いずれも荷負小学校所蔵）、『第二号 沿革史 平取尋常高等小学校』『第一号 学校沿革史 平取尋常高等小学校』（いずれも平取小学校所蔵）、『昭和六年三月三十一日現在 学校要覧 上貫気別尋常小学校』（旭小学校所蔵）、『旧土人学校 公立姉茶尋常小学校の歩み』によった。

とはいえ、1908年当時においても、「芽室太尋常小学校（旧土人学校）就学児童男女合計三十八名の内男五名女三名及び其他の男六名女七名の戸籍脱漏者あり……此他本道一般の旧土人戸籍上における誤謬は少なからざるへし」⁽²⁸⁾との報道があり、1911年当時の近文について「学籍簿さへない、それに続いて必要なる児童出席簿だが、五月三十一日以降六月十五日に至るまで記入はなかった」⁽²⁹⁾との記録もあるから、統計には不備な部分が含まれることは断っておかねばならない。

これに加えて、例えば1906年の岩谷英太郎の報告によれば、第二伏古の在籍児童は「四十二人即同村旧土人学齡全体」ではあったが、「出席児童は其半数に過ぎず。本員の視察せしときは、第一学年学年十三名を除き、残二十九名中僅に十四名のみ」という実態であったといい⁽³⁰⁾、ここから算出できるこの日の出席児童の割合は64.3%であって、[表2-b]の数字よりやや下がる。また、主として第一学年のみ出席率が高いという岩谷の報告は、「弟や妹の子守をしなければならなかったから、学校は門をくぐっただけで一年間も通っていない」「小学校の三年位になると六月から十一月までは漁場の小使いのようなことをして学校にはいけませんでしたよ。」⁽³¹⁾というような回想の多さと併せれば、いったん就学したのちに、実質的には通学しなくなったり、欠

席がちになったりするアイヌ児童も多かったことを示している。またこれらのことから筆者は、就学率、出席率ともに、統計上の数字は実態よりもやや高めになっている可能性があるのではないか、と考える。

なお、個々の学校による出席率の差は、それぞれのコタンの状況（例えば強制移住地・上貫気別は、そこに暮らしたアイヌが「霜はもう、9月の19日、20日ったら、初霜見る所だから」「当時の二風谷村は、俺たちから見たら、もう神様の生活だった」⁽³²⁾と回想するほどの苦況にあった）や、教員の督励の「熱心」さの度合いなどを反映しているだろう。

以下に掲げたのは、1911年、荷負に在勤していた吉田巖が「欠席又欠席」を続けるアイヌ児童の「対策を構ずべく、ポロサルコタンに戸別訪問」した記録である⁽³³⁾。アイヌの「不就学」の幾つかの相を見ることができる。

「父は測量に雇はれて不在……母と姉とばかり畑仕事。妹の守……困ったこの人手不足を大目に頼むと泣いての訴え」

「出生届けの遅れから、今ではづたいが大きく小児と学校に同席するのも自然恥かしい始末だとある。で、とかく休むとは困った」

「父……が病気、母はもと脚が立たぬ。……且子守……手不足で……欠席さすとの申訳。痛み入った次第」

このような生活の困窮や健康状態などによる「不就学」のほか、以下のようなアイヌの心情が、根強く存在したであろう。下記は1899年頃、元室蘭の泉致廣による記録である。

「寧ろ旧幕時代の……當時を追慕するの風あり余一日旧土人を訪ひ談偶々古今の比例に及ぶ彼れ涓然として歎じて曰く昔我れ等の若かりしとき山には鹿あり海には魚あり……之に反し今日は漁場は皆内地人の占むる所となり山は開かれて鹿等逃げ土地は瘠せるも代ふるを許さず子弟は自分の自由にならず（就学を勧奨せらるゝを云ふ）漸く一人前となれば和人風になりて我か言ふことを聞かず……税金は取られ買ふものは高し……」⁽³⁴⁾

ここには、近代における開拓政策の進行と就学督励とを一体のものとして捉え、それらが自分たちの暮らしの基盤を脅かすものであると受け止めているアイヌの実感が示されている。事実、近文では、就学督励の一環として「部落の旧慣、熊送の酒宴の夜更しなどによる遅参者に対しては、特に父兄に注意」していたという⁽³⁵⁾から、子どもを学校へ通わせるという施策から見れば、コタンの暮らしは「不規則」なのであり「改善」の対象となったのである。

② 教授方針と授業

第二伏古の教員三野経太郎は、アイヌ児童の「一般通弊」として「衛生思想ニ乏シク不潔」「不規律不整頓」等を挙げ⁽³⁶⁾、上川第五の教員赤松則文も、室蘭支庁管内のアイヌ教育を視察して「遊手徒食ハ旧土人一般ノ通弊」「思考力記憶力ニ乏シキハ旧土人一般ノ状態」「衛生思想ノ欠乏ハ品性ノ下劣種族ノ衰亡ヲ来タセル一大原因」と述べ、「勤勞ヲ勸メ」ることと「衛生思想ノ涵養」の必要とを強調した⁽³⁷⁾。アイヌ教育制度の基盤にもなっていたこのようなアイヌ観が、実際のアイヌ児童に対する教授の方針・内容にも大きく反映した。

以下、幾つかの教科目に焦点を合わせつつ検討してみる。

・修身 第二伏古の「第一回児童成績報告概要」(1905年、以下「報告概要」とする)によれば、「掛図、教科書挿絵ヲ利用」し、「努メテ急進ヲ避ケ」た「反復練習」による教授によりつつ、「清潔秩序廉恥勤儉忠君愛国ノ諸徳」を「例話ノ講読ヨリモ(アイヌ児童の——筆者注)己知ノ知識ヲ實際ニ応用セシメ日常作法ト共ニ」教授している⁽³⁸⁾。

例えば「行儀作法」として、「礼ノ仕方口上出入作法腰ノ掛方立チ方行き遇フ動作心得物ノ受渡方坐り方歩キ方着衣入浴戸障子開閉等」を「実地ニ慣レシメ」つつ教授している。もちろん、これらの「作法」はあくまでシャモの「作法」であって、アイヌのそれではない。「坐り方」とはシャモの「正座」であり、「礼」もシャモの「礼」や「お辞儀」のことである。同様に、「体操」について「姿勢ハ正シキヲ得タ」としている際の「姿勢」も、シャモの「直立不動」等の姿勢を意味する。更には、「修身ソノ他衛生ニ関係シタル教材ニ接スル毎ニ訓話」したという「家屋」の「採光」や「通風」の「改良」も、アイヌ固有のチセをシャモの家屋と同様の構造に「改良」させることを意味していた。

多くの学校で「勤儉」の教授の一環として児童に「貯金」をさせたり、「衛生」「清潔」教授の一環として生徒に「毎日校舎内外ヲ掃除」させ、また学校で「入浴」や「斬髪」を実施するなど、単なる口頭での教授にとどまらない、具体的な行為や作業によっていることが特徴である⁽³⁹⁾。「入浴指導」を例にとれば、管見の限りでも、平取、白老第二、第二伏古、音更、虻田第二、元室蘭、姉去、二風谷、白糠第二、春採の各「旧土人小学校」に風呂の設備があり、週1～2回アイヌ児童を入浴させている。

更に重要なことは、アイヌにとってこれらは、単なる作法や礼儀としてではなく、「普通作法」や「常識」であると意味付けられていたこと、即ちそれらの「作法」が「一般」「社会」=シャモの「常識」であるという価値づけを伴っていた点である。

白老第二の「修身科教授案」は、戊申詔書中の「勤儉産ヲ治メ」という徳目を、「(一)昔ハ旧土人ノ生活甚タ容易ナリシコトヲ知ラシメ(二)本道ノ開発スルニ従イ漸次生活ノ困難ニ至リタルコトヨリ(三)勤儉ノ大切ナルコトヲ知ラシム」という順序を踏んだ教授を掲げている⁽⁴⁰⁾。ここに見られるのは、そのようなシャモの「道徳」の必要を、開拓政策の進行という状況下でのアイヌの「困難」を強調することによって注入せんとする論理である。

そして、「シサムは白い米を常食とし柵屋の住宅に住み身なりもキレイだ。アイヌはヒエ・アワの常食、萱葺きの小さな小屋……祖父は長い髭を生やし祖母は口のまわりに入れ墨をして……家庭内には常にゴタゴタがたえない。こんななかでの生活は、私に“シサムは良いものだ”と思わせ……」⁽⁴¹⁾という貝沢正の回想は、シャモの「圧勢」とアイヌの「窮乏」という現実によってこそ、かかる価値づけがアイヌ児童にとってきわめて有効であったことを示唆している。

「忠君」「愛国」といった徳目の修養は、こうした「風儀改良」の上に行なわれた。例えば第二伏古の1926年の記録では、「学校経営ノ方針」として「敬神崇祖」「共同」「規律」「勤労」「衛生」などの項目を挙げている。「敬神崇祖」とは天皇及び天皇家に対するそれを意味した。当時の教員だった吉田巖は、

「私共は天皇陛下の大御教えを克く守って、よき日本人となる覚悟でございます」
との「誓詞」を作って、毎朝始業前に「宮城遥拝」と共に生徒に唱えさせたという⁽⁴²⁾が、「よき日本人となる」という言葉は、それをアイヌ児童が日々アイヌを「劣等種族」だと教わり且つ感

じさせられる中で唱えた点で、シャモの児童が同じ言葉を述べるのとは大いに違っていたのである。

・国語 上記の「報告概要」によれば、「文字」を「差支ナク書取り得」ること、「思フコトヲ差支ナク述べ」ること、「人ノ言葉ヲ自由ニ聞キ取ル」ことの達成を図っている。先ず日本語を聞き取り、話し、書くことの習得を徹底しようとしていることがわかる。

同様の意図は唱歌においても見ることができる。「旧土人児童教育規程」の「施行上注意要項」は、唱歌を「便宜国語科ノ時間ニ於テ」課すと定めていたが、その成績について岩谷英太郎は、「殊に注意すべきは旧土人は濁音を発する能はされとも唱歌に於ける濁音は明白に之を発音し得るにあり例之は君か代の類なり此の科は旧土人教育上緊要欠く可らざるなり」⁽⁴³⁾と報告している。アイヌ語の音には、濁音がないことや閉音節を持つことなどの点で日本語とは重要な違いがある。アイヌ語を耳にしつつ育ったアイヌ児童の発音を「矯正」する上で、「唱歌」はきわめて有効だとされたのである。

・算術 「^(マ)術算科の如きは（シャモの児童と比べて——筆者注）約一年の差異ありと」（近文、1906年頃）⁽⁴⁴⁾、「算術と作文とに至りては大いに劣れるか如し」（白老、1902年）⁽⁴⁵⁾との指摘は、多くの記録に共通している。これがひいては、「知能教科特に算術、理科の如き思考作用を多く有するものに対しては十分に順応すること能はざる」（『旧土人に関する調査』86頁）、「未開人の常として数の観念に乏しい」⁽⁴⁶⁾というような見方に繋がり、また算術の教授内容を「特ニ暗算ヲ主トシ小数ノ加減乗除ニ習熟セシメル」⁽⁴⁷⁾ことに主眼を置いた「簡易」な程度に押し止めることになった。

だが、吉田巖が「算術は初学年殊に困難」⁽⁴⁸⁾と述べたことから推測できるように、アイヌ児童にとっては、先ず日本語における数詞と数え方を習得させられることこそが「困難」であった。アイヌ語の数詞では、例えば70を「wan (10) e (で) ine (4つの) honte (20)」(=20×4-10) という呼び方をするが、これは日本語の、少なくとも学校教育における十進法の数え方とは概念を異にする⁽⁴⁹⁾。更には、アイヌ児童に「日常生活上ノ勘定」（前掲「報告概要」）を教授したといっても、その「日常生活」はシャモのそれにすぎないという「困難」が、先ず立ちはだかったのではないだろうか。

・日本歴史 日本歴史は、「特別教育規程」の施行によって新たにアイヌ教育制度の定める教科目に加わった。そのさい道庁が、「蝦夷征伐」などの「史実」の教授に関して「徒ニ不快ノ感ヲ起サシムル」ことのないよう「注意」を促していたことは前述したが、ではその実際、とりわけアイヌ児童の感想はどうだったろうか。

この頃虻田学園の実業補習学校に赴任していた吉田巖は、この問題に特に関心を持っていたようである。彼は、例えば次のようにして生徒に感想文を書かせたりしている。

「第三時間、歴史に坂上田村麻呂將軍の談話をなす。

第四時間、手工（の時間——筆者注）を利用して、突然、嗚呼坂上田村麻呂將軍と板書して、各自思ふままを綴らしむ。彼等綴り終って各涙あり。」⁽⁵⁰⁾

吉田の記録によれば、もし「田村麻呂將軍征討当時」に生まれていたら、との問いに「將軍の首を得て止まむのみ遺憾當時に生まれざりしを」などの答が綴られ、吉田自身も、「吾は日本歴史教授中蝦夷の文字に遭遇する毎に一掬の涙なきを得ず、吾が可憐なるアイヌ子弟をとらへて彼

等の祖先が反乱し征伐せられたりし事実を説明せむとするは余りに酷」との感想を述べている⁽⁵¹⁾。白糠第二を視察した『北海タイムス』記事も、『東夷征討』などの史実に至っては敢て敵愾心を惹起する程にはあらざるも彼等と和人ととの関係につき一種言ふ可らざる不快の念を起こさしむるは自然にして折角皇沢に沐浴し居る土人等に侮辱を与ふる不穩当の結果に陥るなきや⁽⁵²⁾との見聞を報じている。

もっとも、教員らシャモの側は、「蝦夷征伐」を「必然」の「事実」と捉える中でアイヌ児童への「同情」からこうした教材に懸念を持った程度に過ぎないだろう。また、教員の側の記録に残る教員向けの生徒の感想であるにせよ、「桓武天皇陛下ドウゾ御ユルシ下サイ、吾々ノ先祖ハタブン天皇陛下ノ御出デナサル事ヲ知ラズニ、タダ吾々ノ国ヲ攻メトル為ニ来タノダト思ッテ戦ッタノデアッタロー」⁽⁵³⁾「將軍なかりせば吾等今日あるを得むや実に將軍は吾等の恩人なりき」⁽⁵⁴⁾と綴ったアイヌ児童が居たことは、アイヌ「保護」を「天恩」として喧伝する教授の徹底ぶりを窺わせる。

「特別教育規程」の「注意要項」は、アイヌの「美德ハ之ヲ賞揚」するよう求めてもいたが、これとて、せいぜいアイヌを「開拓の先人」だと持ち上げる⁽⁵⁵⁾以外に、「国定教科書」による「日本歴史」でアイヌを「賞揚」する術は考えられないのではないか。まして、アイヌ児童の「涙」が物語る如く、「不快ノ感ヲ起」こさせないような教授など、あり得ないではなかったか。知里真志保が一高の入試で「蝦夷征伐の経過を記せ」との出題に対し、「ばかにしてやがる。ぼくは自分の顔を描いて、この人を見よ、とかいておいたよ」というのは、有名な逸話である⁽⁵⁶⁾。

・実業科目 「実業」科目は、「遊手徒食」の「性情」を「改良」するものとしてアイヌ教育の「完成」課程と位置付けられ、男子に農業、女子に裁縫を課した。

白老第二、第二伏古、元室蘭、新平賀などの学校には、農業「実習」のための畑があった。また元室蘭では、修業年限4年の尋常小学校の上に、「農業補習学校」を「附設」している⁽⁵⁷⁾。虻田学園も、小学校卒業者を対象にした実業補習学校であった。教授内容については、例えば上記の第二伏古の「報告概要」によれば、「開墾耕種法ノ一般、大小豆、大小麦、馬鈴薯牧草栽培法、厩肥ノ効能及取扱法……ソノ他実地ニ教授シタ」という。そして「収穫」による収入を、「筆紙墨」「運動会菓子代」「修学旅行費」等の学校の経費や、児童の「貯金」に充てている⁽⁵⁸⁾。

ただし、農業の「成績」については、「只機械的二流レ精神的勤労ヲ尚ブノ程度ニ達シ居ラザルハ遺憾トスル所ナリ」(室蘭支庁管内)⁽⁵⁹⁾との如く、当局者にとっては思わしくない状態にあるとした記録も少なくない。そもそも、こうした「農耕」の「実習」は、先に見たような現実のアイヌの暮らしに対してどれほど「実業」として有益だったのか、という点を考えねばなるまい。また、「アイヌ児童に対する教育は極めて簡易なもので……普通教育は全くやらず……農業実習と称して児童に農事をやらせた」⁽⁶⁰⁾とのアイヌの回想は、かかる「実業教育」の存在がアイヌにとっては「差別教育」を象徴するものであったことを示してはいないか。「機械的二流レ」という実態は、アイヌからのそれらへの批判を含んでもいたのではなかったか。

なおこのほかに、果たしてこれら「実業」科目は、規程の定める通りに教授されたのか、少なくともどれだけの学校、教員がそういう教授をなし得たのか、という点を留保しておかねばならない。貧弱な経費で施設や道具をどれほど揃えることができただろう。更には、アイヌの回想に「例えば教員の名簿なんて見たらね、普通、教員の奥さんは裁縫を担当している。でも給料だけ貰って裁縫は教えないですよ。給料だけ貰うために名前だけ出しているんです」⁽⁶¹⁾といった指摘をしばしば見ることができる。もとより、アイヌ学校の教員が総じて薄給であったことは考慮

せねばならないし、そうした中で「熱心」に教授を行なった教員もいる。だがしかし、「実業」の教授にさほど「熱心」でない、或いは行なわないも同然であった学校、教員も少なくなかったのではないか。

・アイヌ児童の体験 以上に見てきたようなアイヌ「蔑視」に基づく教授を、アイヌ児童の体験から捉えなおしておきたい。

「学校さ入ってから日本語使うんだけど最初はさっぱりわからんから、先生が授業しても横ひいたりしてたもんだ。したからよくなぐられたりしたんだ。」(荷負, 1910年代末頃)⁽⁶²⁾
というアイヌ児童の体験は、教員が「不規律」と見做していたアイヌ児童の態度の実際を示しているだろう。また、「言語動作の明快」などの教授目標において、アイヌ児童の「言語動作」は「明快」でないこととされたことの実際は、例えば次のようなことであった。

「学校では先生のいうことはよくわかったので、手も上げたが(日本語を——筆者注)話せないし、おとなしい子供だった」(静内, 1910年頃)⁽⁶³⁾

虻田第二に勤務した白井が、「直接教授の学年以外の児童には、ボカンとして教師の顔を見つめるものもあり、自発的学習について幾度も注意し指導した」という⁽⁶⁴⁾が、彼が、「自発的」でない、と見たアイヌ児童の態度も、やはり上記のようなことがその実際だったのではないだろうか。

萱野茂は、「明治四十一年に二風谷尋常小学校を卒業した二谷善之助さんに聞くと、日本語をよく覚えないうちは、用便を先生に申し出ることができなくて、そのままらしてしまっていて泣きだしたとか、日本語の数の数え方を何回教えてもわからないので、先生が『馬鹿者』と言ったら、それが数の言葉かと思い、生徒も『バカモノ』と真似をしたとかの、笑うに笑えない話があったようです」⁽⁶⁵⁾と当時の生徒の様子を伝えているが、確かにこうした学校の実態は笑い話で済まされるものではない。萱野じしんも、次のような自分の体験を紹介している。

「小学校三年生のとき、綴方(作文)の時間に、
“このごろはすっかり寒くなって、川にはモンペが流れています”
と書きました。

冬近く、川面を流れるざらめ状の氷のことをアイヌ語で『モン(流れる)ペ(もの)』というので、それをアイヌ語と知らずに書いたわけです。先生は、そこへ赤線を引き、“すが”と書きそえてくれました。こんなことは始終でした。」⁽⁶⁶⁾

アイヌ児童の「綴り方」の「成績」は「一般に宜しからず」と評された⁽⁶⁷⁾ことは、こうした事態を反映していたのである。そして、これら一つ一つの具体的な体験が、アイヌ児童にアイヌが「劣等」扱いされていることを感じさせたのだった。

③ 学校儀式

吉田巖は、第二伏古における学校儀式を振り返って、「祝祭日・開校記念日等に儀式を厳粛に行なった……先覚者伏根弘三をはじめ一般父兄・青年・婦人が、この式に多く参列した」⁽⁶⁸⁾と述

べている。「先覚者」伏根弘三は、伏古に学校を設置すべくいち早く行動したアイヌである。儀式的席上では、教員や「来賓」のシャモのほか時には伏根自らが「勤儉」などについての「演説」をした。こうした儀式を通じて、彼のような「教育熱心」なアイヌが、「先覚者」との位置付けのもと、「同族」に「弊習改善」を呼び掛けていくのである。

もちろん、シャモの学校と同様、儀式の挙行は祝祭日や学校の記念日にとどまらない。例えば第二伏古では、三野経太郎の在任中には教育勅語や戊辰詔書の「下賜記念日」、陸軍海軍記念日など、更に吉田の赴任後は、「立太子礼拝賀式」(1916年1月3日)、「皇太子御成年式」(1919年5月7日)、「平和克服祝賀会」(1919年7月1日)、「勅語渙発三十年記念式」(1921年10月30日)、「明治神宮鎮座遥拝」(同年11月1日)など⁽⁶⁹⁾、荷負でも、これらの「記念日」のほか「皇太子殿下御渡欧愈々御発途ニ付学校職員児童有志青年会員相馬神社神前ニテ祈願ス」などの記録を見ることができる⁽⁷⁰⁾。こうした傾向は他のアイヌ学校においても同様であったろうことは想像に難くない。

ちなみに1915年11月10日の「御大典」の際の春採での儀式は、教員永久保秀次郎の日記によれば次のように挙行したという。

「……卓上ニ菊花挿瓶ヲ置キ余ハ之ニ向 一同修礼君カ代ニ回教育勅語奉読ノ後 御即位ノ意ヲ謹述又奉祝歌ヲ読ミ 而シテ万歳ヲ三回唱和ノ後修礼退校セリ」⁽⁷¹⁾

ただ留意すべきは、他の様々な教授や事業の場合と同様、各アイヌ学校の実態は主として教員の姿勢によって多様であり、いちがいな把握はできないということである。例えば、アイヌで教員となった江賀寅三は、三石のアイヌから次のような話を聞いている。

「ある年、紀元節にウタリたちとともに、拝賀のためにコタンの学校に出席したところ、式場も乱雑になっている。子供等は例によって乱暴騒ぎをしている。御本尊の先生は誰か客人と祝杯をあげて、金時の火事見舞いそっち退け、千鳥足の風体には一寸面食った。如何にアイヌ学校とはいえ、厳粛であるべき儀式前にあまりにもひどいやり方だと、憤慨が通り越して悲哀の念がむらむらとわき上がって目頭が熱くなった……」⁽⁷²⁾

ここには、「臣民」であればひとしく「厳粛」に挙行すべき儀式を、どうせアイヌ学校だからと「乱雑」に済ませてしまう——少なくともアイヌはそういう蔑視を感じざるを得ない——シャモの教員の存在が示されている。筆者は、後述するような、「倦怠」した勤務ぶりであった教員の多さからすれば、このような事例もまた広範に存在したのではないかと考える。またこの資料からは、少なくともこれらの儀式に出席するようなアイヌにとっては、かかる儀式を「厳粛」に挙行することが、シャモとの「対等」のひとつの証しと認識されている様子を窺うことができよう。

このほかに重要なこととして、こうした天皇制国家の祝祭儀式に欠かせない神社の建立が、コタンにおいても進行していったことが挙げられる。そのさい教員は、コタンに住むシャモの「識者」としてその中心を担っている。二風谷の神社は1917年に教員黒田彦三が「勧請」し、源義家を祭神とした⁽⁷³⁾。荷負の神社は1911年に教員吉田巖が中心となって彼の郷里の相馬神社の「御霊符」を納めて設置したものであり⁽⁷⁴⁾、伏古の神社も、やはりそのとき教員だった吉田が中心

になって1916年「遷座」させたもので、明治天皇を祭神としていた⁽⁷⁵⁾。

④ 学校行事

アイヌ学校の近くにシャモの学校がある場合、運動会などの行事は合同で行なうことが多かった。それは「協同」などの徳目の実践をうたうものでもあった⁽⁷⁶⁾のだが、以下のアイヌ児童の体験にも明らかなように、アイヌ児童はそこで蔑視や迫害に曝されることにもなったのである。

「(運動会の——筆者注) 寄付の額がどうしてもアイヌの父兄の方が少なくてね。そういうことを親から聞いてるんでしょ。その日、楽隊の行進に合わせて並んで行進するとき、シャモの学校の子供が私らの足を蹴とばしてながら、『アイヌのくせに運動会の寄付もよけい出さないで褒美ばかりとっていく』と言うんだ。アイヌの子供の方が運動神経がよくて、褒美をいっぱいもらって来てたから。」(白糠、1920年頃)⁽⁷⁷⁾

【補註】

ただし、同じ回想には、「褒美の鉛筆や帳面をもらうのが楽しみだった」ことや、普段は学校にいけない子も運動会には出てきたことなども述べられており、他にも遠足などの学校行事を「楽しかった」とする回想は少なくない。運動会などを「楽しい」ものと思うかどうかは各人によって大きく異なるであろうことはもちろんだが、そのことを差し引いても、これらの学校行事には、教科教育ともまた異なった、アイヌ児童の「楽しさ」を引き出しつつ遂行されるという相もあったのではないかと、という仮説を提示しておきたい。

このほか、第二伏古では、札幌、旭川などの都市ならびに他のコタンを廻る「修学旅行」を何度か行なっている。その目的は生徒に自分たちの暮らしぶりとのコタンや「先進都市」とを「比較見学」させ「風儀改良」への意欲を喚起することにあつた⁽⁷⁸⁾。

引率した教員、三野経太郎による復命書は、「春採土人部落ヲ視察シ家屋ノ構造和人ト同様ニシテ大ニ進歩シ居ルコトヲ自覚セシメ大ニ改良ノ余地アルコトヲ覺ラシメタリ」(1913年)、「近文土人部落ニ有リテハ家屋ノ構造スベテ和人ニ劣ル所ナク(枉葺家屋ニ畳ヲ用ヒ井戸浴場ヨリ採光窓ノ充分ナリシコト) ⁽⁷⁹⁾ 当底当部落(伏古を指す——筆者注)ニテ見ル能ハザル所タリ以テ各人ノ社会進歩ニ遅レ居ツツアルヲ自覚セシメタリ。」(1915年)⁽⁷⁹⁾と、その「効果」のほどを強調している。しかし一方で、こうした「比較見学」の旅は、アイヌ児童に「社会への抵抗と、いっそうの反発感・卑屈感を強め」させるという問題が生じたとして、1916年以降は取り止めになっている⁽⁸⁰⁾。

「見学」に行った際にアイヌ児童が差別を受けたりすることが恐らくあつたのだろうし、何よりアイヌ児童にとって、自分たちがそういう「見学」に連れ出されるということ、すなわち「先進都市」などと「比較」され、自分たちの「劣等」を思い知るべきだ、とされたこと自体が屈辱的だったのではないだろうか。だとすれば、このような「修学旅行」が却ってアイヌ児童の「反発」を招いたというその「反発」とは、他ならぬアイヌの自尊心の発露であつた。そしてそれは、これを「卑屈感」と見做すようなアイヌ観にこそ向けられたと考えるべきである。

⑤ 「視察」者、「調査」者の来訪

アイヌ学校には、道庁や文部省の視学⁽⁸¹⁾のほか、様々な者が「視察」や「調査」にやって来た。来訪者が特に多かったのは、都市近郊のコタンであった近文、伏古や、「観光地」として有名になっていた白老などである。[表10-a] は、第二伏古の来訪者数を来訪した月ごとに集計したものである。

それ以外の、例えば鉄道交通の便もない山間にある荷負のようなアイヌ学校でも、沿革誌に記録されているだけで[表10-b] のような来訪者の状況を知ることができる。学校への訪問を直接の目的にはせずとも、コタンを「見物」しに来た者たちが学校を「覗いて」いくこともあったろうことをも考えれば、たいていのアイヌ学校が、こうした「視察」者や「調査」者の来訪を頻繁に受けたと考えてよからう。

こうした来訪者について、例えば吉田巖は、「来観者に不快を感じさせないよう、校内外のふだんの清潔、児童皮髪的美化を徹底し得た」時には、来校者による課外の講話、童話、歌謡などをきかせたこともあった」ことや、「まのあたりに名士を迎え」る「光栄」などの「利」を挙げている⁽⁸²⁾。だがそんな吉田すらも、次のようにその「弊害」を列挙している。

「来観者は、自動車に乗合馬車に自転車に徒歩に日に何回、時に何十人となく前後し或いは団体でおしかける。それに一々応接せねばならぬ、……百中の5、6を除いては初参者の部落勝手わからずのため案内の仲介を要求するのが来訪の殆ど方便である。御勝手になさいと投げはおかれず、茶も運ばなければならぬ、煙草なり時には菓子なりまで並べねばならぬ……写真をとる、成績品を求める、手工品を漁るという様に一々要求に対しては実に服務時間中にかかわらず、うるさくてならぬ。為に児童は常に浮つ調子になって……」「又部落として家庭としては、時生業上農繁期……日に何度となく自動車、その他でおしかけられ、その都度千編一律の問答をふきかけられ、そのうるささひとり生業の迷惑ばかりではない」⁽⁸³⁾

彼等はコタンと学校への闖入者にひとしかった。学校にとってもコタンにとっても、馬車や自動車や人力車が入ってくる——しかもその多くは団体でやって来る——こと自体、尋常ならざることであった。アイヌ学校の多くは単級であったから、教員が彼等の応接をする間は授業を行なうこともできない。しかも来訪者は学校が夏休みである8月に最も多かったのだが、「高貴」な者の「御視察」の場合、休み中でも急遽児童を登校させて授業をやって見せねばならないこともあった⁽⁸⁴⁾。筆者の手もとにある写真集『近代白老アイヌの歩み』には、白老第二の校庭で大人たちがリムセ（輪舞）を行なっている写真が掲載されており、「皇族をはじめ偉い役人の視察が相次いだ白老ではその都度こうして踊りを公開していた」との説明が添えられている⁽⁸⁵⁾。

何より来訪者たちの言動は、アイヌ児童とコタンに対する偏見に満ちていた。「秋田市長……学童に簡単なアイヌ語会話実演を要求」(1921年)「愛媛県学生……は部落のアイヌ児童に向かって『お前はアイヌ児か』といった」(1925年)⁽⁸⁶⁾など、アイヌ児童を見せ物扱いした言動にもこと欠かない。「高貴」な「御方」がわざわざ「僻村」の単級小学校であるアイヌ学校を来訪したことも、確かにそのこと自体は学校にとっての「榮譽」であつたろうが、その来訪はまさにそこがアイヌ学校であるがゆえのことに他ならない、という差別を秘めている。すべて、アイヌ児童にとっては自分たちが「劣等」視される存在であることを否応なく思い知らされる体験であつた。アイヌ児童は、「浮つ調子」などにはとどまらない、強い憤懣を抱かざるをえなかった筈である。

[表10-a] 第二伏古尋常小学校の来訪者数（月別）：1904～31年合計

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
人数	33	216	61	130	247	373	775	944	437	664	156	38

出典：吉田「伏古の旧土人教育」290頁所載の表による。

[表10-b] 荷負尋常小学校沿革誌にみる来訪者関係事項：1910～1923年

年・月・日	こ と が ら
1910.7.15	浦河支庁長川越常次郎、平取外八箇村戸長森野光晴ら来校視察。
1911.2.22	北海道庁視学山崎恒一來校視察。
1911.11.30	北海道庁視学山崎恒一來校視察。
1912.10.4	北海道庁視学山崎恒一來校視察。
1912.10.10	浦河支庁長川越常次郎、平取外八箇村戸長田中幸次郎ら来校視察。
1913.4.15	平取外八箇村戸長松本栄次郎管内視察のため来校。
1914.3.20	浦河支庁長川越常次郎、平取外八箇村戸長松本栄次郎ら窮民救済道路視察を兼ね窮民児童状況視察のため来校。
1914.11.12	北海道庁視学遠藤克巳来校視察。
1915.10.17	浦河支庁長関崎不二夫、平取外八箇村戸長松本栄次郎ら来校視察。
1915.15.28	北海道庁視学猪川清来校視察。
1918.4.18	北海道庁視学三井専次郎来校視察、アイヌの生活状態につき調査。
1918.10.25	東京帝国大学病理学教室鹿子島茂アイヌの眼科調査のため来校、児童のトラホーム検査を行い、トラホーム予防につき講話。
1918.11.5	平取町外八箇村戸長木村文吉来校視察。
1918.12.12	浦河支庁長那須正夫、学事主任属鈴木兼友来校視察。
1919.2.25	北海道庁視学中谷昌左巡視。
1919.7.15	大社教少教正星野栄吉来校、青年及び児童に精神講話。
1919.7.16	豊栄尋常小学校*校長佐々木長左衛門、アイヌ教育視察のため来校、放課後アイヌの生活状態を視察。
1920.7.19	浦河支庁長近藤喜實ら巡視、児童に訓話。
1920.7.19	文部省歯科委員金森医学士、水運医師来校、アイヌ及びアイヌ児童の歯牙口腔を調査。
1920.8.7	金森医学士、帝国大学島峰教授と同道し来校、再びアイヌの歯牙口腔を調査。
1920.8.31	東京帝国大学医学部生理学教室塚峻、石川兩人来校、アイヌを視察。
1920.10.11	金森医学士の依頼により、アイヌの食料品及び飲料水を小包発送。
1920.10.21	山田水兵**来校、軍艦内の生活一斑につき談話。
1920.10.27	北海道庁視学若木作蔵来校視察。
1921.5.20	道庁内務部社会課野中宇一來校、アイヌ保護につき調査。
1922.5.27	平取外八箇村戸長武田典来校視察。
1923.5.7	村上視学来校視察。
1923.7.24	北海タイムス社田中正之来校、アイヌに関する調査を行い、「アイヌ熊祭物語」と題し講話。
1923.8.15	北海道史編集委員史蹟名勝天然記念物調査会委員河野常吉来校、アイヌ教育状況を視察し、古蹟ストーンサークルを調査。
1923.9.9	浦河支庁長高井幸次郎ら来校視察、夜六時より青年団に地方自治に関して講話。

*沿革史には「札幌区豊栄尋常小学校」とあるが、旭川区の誤りであろう。

**前年6月に横須賀海兵団に入団した卒業生・山田常一と推測される。

出典及び注：「荷負尋常小学校沿革誌」の記載事項から摘出した。同書の記述には年による精粗の差があるので、この表に記載されていない事項も多くあると考えられる。
表中の用語や呼称は原則として沿革誌の記述に従った。

だとすれば、視察者の記録にしばしば見られる、「土人部落に入って先ず感ずる事は……そこに働く人に何となく活気が欠けて居る……和人の為に次第に劣敗者となり、現今の様な状態に立ち至ったのだと考へると転た同情の念を禁じ得ない」⁽⁸⁷⁾などの観察は、視察者たちには「活気に欠け」と見えたアイヌの状態が、他ならぬ視察者自身に向けられたアイヌたちの一つの態度表明だという点を考えるべきであろう。シャモの「同情」は浅薄に過ぎたのである。

研究者の来訪に際しては、彼等による「無料診察」などが行なわれたりするものの、あくまでアイヌは「研究」対象としてその身体や暮らしぶりを「調査」されたのであり、それはアイヌにとって屈辱的な体験以外のなにものでもなかった。また[表10-b]中にも見られるように、「調査」者が直接来訪するとき以外にも、「資料」の送付などの「雑務」を学校が抱えることもあった。

こうした来訪者たちの振る舞いを、教員たちは決して快く思っていないかったこと、むしろ「風教上甚だ当惑千万」であり「同化」「融合」を妨げるものだと憤慨していたことは、上記の吉田巖の文章からも読み取れる。しかし、ことアイヌを蔑視した振る舞いを見せているという点においては、たとえそれが来訪者の「要求」(特に「官庁上司」による「職責上」引き受けざるを得ない要求)に止むなく応じたという場合が少なくないにせよ、教員もまた同類であったこと、少なくともアイヌから見ればそうであつたろうことは指摘せねばならない。吉田巖自身、「生活の程度によって、上中下の大体3段に分けてアイヌの実生活を案内説明」「通信政務事務官一行……部落出身の在郷軍人を閣下に紹介する。次に割合生計の低き住宅及び其の内部の實際を詳しく御目にとめた」⁽⁸⁸⁾という「案内」の仕方をしているし、上川第五(豊栄)に通った荒井源次郎は、「教師は授業時間に手工と称して、児童にアイヌ民芸品を作らせ、または授業風景や熊祭りなどを絵葉書にしてそれを廊下に陳列して、最もらしい名目でやって来る観光客(当時は視察団という)に対し、アイヌたちは日常生活にも困窮していると説明を加えて同情を求めて、それを売って個人の収入を図っていた校長兼訓導もいた」⁽⁸⁹⁾と回想している。

またここで留意すべきは、来訪者にとってアイヌを「見る」というのは、そういう、アイヌの「異俗」をことさらに見ていくような態度をこそ意味するのであり、でなければ「アイヌ」を見たことにはならないということである。彼等は単に学校の視察に来たのではなく、そこがアイヌの学校だから来たのであり、児童の学習の「成績」についても、「文字なき」「原始の民族」(であると彼等は思い込んでいる)アイヌの子供が「文明」を学んでいることにこそ関心を抱いたのである。彼等の多くが手にしていたであろうガイドブック類——道庁による『北海道視察便覧』から、業者の発行する『旅行案内』の類まで——も、必ず「視察要所」や「名所」として白老、近文等のコタンと「土人学校」を掲載していた。彼等のアイヌ蔑視は、言わばこのような基盤のうえに現象したことだったのである。更に言えば、アイヌが「異民族」であることの強調なしには道庁が標榜する「同化」政策なるものの「成果」を顕示することは出来ないという、言わば政策に内在する矛盾を、ここに見い出すことができよう⁽⁹⁰⁾。

以上、コタンと学校への来訪者の問題の概要を検討してきたが、なお一つだけ、アイヌは来訪者の「好奇」と偏見に満ちた視線に曝されると同時に、アイヌもまた来訪者の言動をとくと「洞察」していたのだと述べておきたい。来訪者たちの「無知」ぶりはアイヌの目に明らかだったはずであり、浅薄な言動はアイヌからの蔑視をこそ招いたはずである。そうした来訪者に、故意に「さも勿体ない故事来歴と箔をつけた」話を「捏造」して聞かせてやったりするようなアイヌの対応⁽⁹¹⁾は、かかる洞察にもとづくアイヌのしたたかな抵抗のひとつであつたろう。

【補註】

以下のような回想や記録を、どうみればよいだろうか。

「楽しいから毎日学校へ行った」（春採、1910年頃）⁽⁹²⁾

「少年源太郎は、馴れるにつれ学校が面白くてならない。ウィルタやナアンニエニの生活とは全く異なった未知の世界を教えてくれる唯一の場であった。」（樺太・敷香、1930年代）⁽⁹³⁾

後者の資料は、樺太の先住民族・ウィルタの児童の回想ではあるが、同様の体験は北海道のアイヌ児童にも少なからずあったと考えてよいだろう。アイヌ児童らが、このように、学校を「楽しい」と思うことは、充分にありえたらと思うのである。ではその「楽しさ」は何処に由来していたらうか。前述した遠足や運動会などの行事や、或いは友達との遊びなどが、大きな位置を占めていることは確かだろう。しかし上記の回想は、それらを差し引いてもなお、授業、なかんずく教員の話、それもおそらくは「熱心」な教員による話の「面白さ」、それへの一種の知的興奮といったものがあつたらうことを示唆しているのではなからうか。だとすれば、教員によるアイヌ児童に対する授業には、役人や警察官による「演説」などとはまた違った、アイヌ児童の「面白さ」を引き出しつつ行なわれる、という側面があつたことに留意すべきではないだろうか。

もとより、既に本論文でも再三述べてきたことであるが、「貧乏な小学校時代は学校で何一つ楽しいことはなかったような気がします」⁽⁹⁴⁾との回想は数多い（上記の回想ですら、学校に「馴れるにつれ」てのことだと留保が付されている）。上記のような「楽しさ」を感じた子どもは、比較的に「成績優等」な者に限定されがちであつたらうとも想像できる。だが、ここで敢えて上記のような論点を提示してみたのは、アイヌ学校の実態について、単にその差別性・イデオロギー性やアイヌ児童に対する迫害を指摘するのみでは（もちろんそのことは重要な作業なのだが）欠落する問題があるのではないかと考えるからである。ここで述べてみたような、アイヌ児童の「楽しさ」を引き出していくという側面に、むしろ学校教育の持つ“威力”のすさまじさを、言い換えれば学校・教員が果たした役割の特質を、指定することができるのではないだろうか。

(4) 「別学」制度の実態

アイヌ教育制度が原則としていた、アイヌ「蔑視」に基づくアイヌ児童の「別学」の実際、特にシャモの児童とアイヌ児童の関わりはどのようなものであつたのか。ここではこの点について概観する。

アイヌ学校が特設されかつ生徒のほとんどがアイヌ児童である場合——白老第二、虻田第二、など学校の名称に「第二」を冠したところをはじめ、アイヌ学校の多くはこれにあたる⁽⁹⁵⁾——、そこに通うアイヌ児童にとっては、学校内でのシャモの児童との関わりはごく限定される。だが、付近にはシャモが多数おり、シャモの学校もあつた。従ってアイヌ児童とシャモの児童は、たとえ通っている学校が別であっても、通学途上（学齢児童30名以上、という「旧土人小学校」の設置条件が時には10km以上の通学距離をアイヌ児童に強いた⁽⁹⁶⁾）などにおいて、毎日顔を合わせざるを得ない。その際アイヌ児童が受けた迫害は、例えば次の如くである。

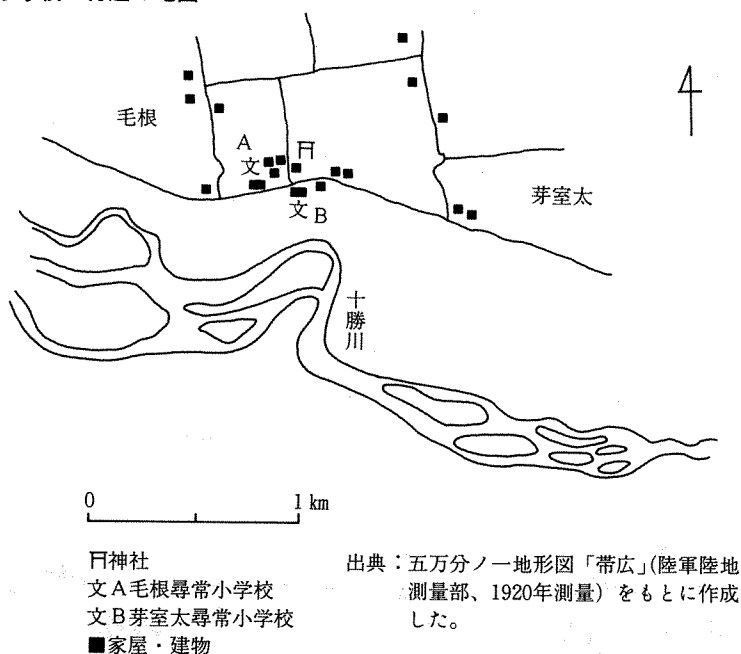
「姉茶の『土人学校』の時は、野深からもウタリの子供たちが通って来ていたの。だから野深から姉茶まで川を越して来る間に、姉茶から野深の学校に行くシャモの子供たちに逢うわけさ。その時シャモの子供はアイヌの子供に石ぶっつけるやら、いろいろといじめていたんだわ。」⁽⁹⁷⁾

「今まで児童が欠席したり、遅刻したりする一大原因は、毎朝晩シャモの児童と途中いきあう時は、大勢のシャモは少勢のアイヌに向って必ず『アイヌアイヌ、ヤーイヤァーイ』と侮辱の言葉を放つのみか、小石を投げたり打ったり蹴ったりするので、子供にしては堪えられない屈辱を感じわざわざ叢の中に隠れたり、遂には嫌になって欠席するのであった。』⁽⁹⁸⁾

一人でいるといじめられたが三人くらいでいればそうではなかった⁽⁹⁹⁾とか、「子供らがシャモの子らにいじめられないよう青年団が交代で朝晩送り迎えをした」⁽¹⁰⁰⁾などの回想もある。このことから、シャモの迫害はもっぱら相手が「無勢」の時にこそ勢いを増していたことも容易に推察できよう。そしてそれは、シャモがアイヌに対して、実は蔑視の対象ゆえの怯えを抱いていたからではなかったろうか。

また、芽室太はシャモの学校、毛根尋常小学校と道路を挟んでほぼ斜め向かいに設置されていた（[図3]）。この場合、アイヌ児童はシャモの児童と同じ道を通学し、校門の所まで来て別の学校へ入って行くという体験を強いられることになる。

〔図3〕 芽室太尋常小学校の付近の地図



アイヌ学校の付近にシャモの小学校がない場合、シャモの児童もアイヌ学校に通った。平取、二風谷、荷負、上貫気別、長知内、累標、新平賀、元室蘭など、山あい若しくは半農半漁の小集落の学校がこの場合に相当する。シャモの児童は当初はごく少ないものの、二風谷、上貫気別などを除けば、移住者の増加に従いしだいにアイヌ児童の数に匹敵し或いは凌駕するに至る（[表5-b]を参照）。

『北海之教育』182号（1908年3月）に掲載された元室蘭の教員泉致廣の報告は、同校が2学級編成であり、児童数は「旧土人部」30名、「和人部」31名であると述べている。児童数がアイヌ・

【表5ーb】 平取外八箇村内小学校のアイヌ・シャモ児童数の推移
(上段：アイヌ 下段：シャモ)

学校 年	紫雲古津	平 取	二風谷	荷 負	貫気別	上貫川別	長知内	池 売	岩知志
1912	11	63	37	27	20		21	—	3
	44	83	13	21	31		13	22	9
1915	12	44	38	47	6		24	—	1
	45	99	10	20	29		25	32	26
1919	21	41	26	38	12	9	15	2	1
	102	155	12	40	34	15	19	43	47

凡例：平取は尋常高等小学校の生徒数、荷負は荷負尋常小学校と第一荷負尋常小学校の合計数である。

注：平取戸長役場内には、表に掲げたほか、荷葉教授場（1916年設置）、ニセウ教授場（幌去、1917年設置）があるが、統計上アイヌ児童の在学は無かったので表からは省略した。

荷葉摘村の児童は紫雲古津に、荷葉村の児童は荷葉に教授場が設置されるまでは平取、紫雲古津などに通学していた。

出典：『平取外八箇村誌』62～64頁所載の表による

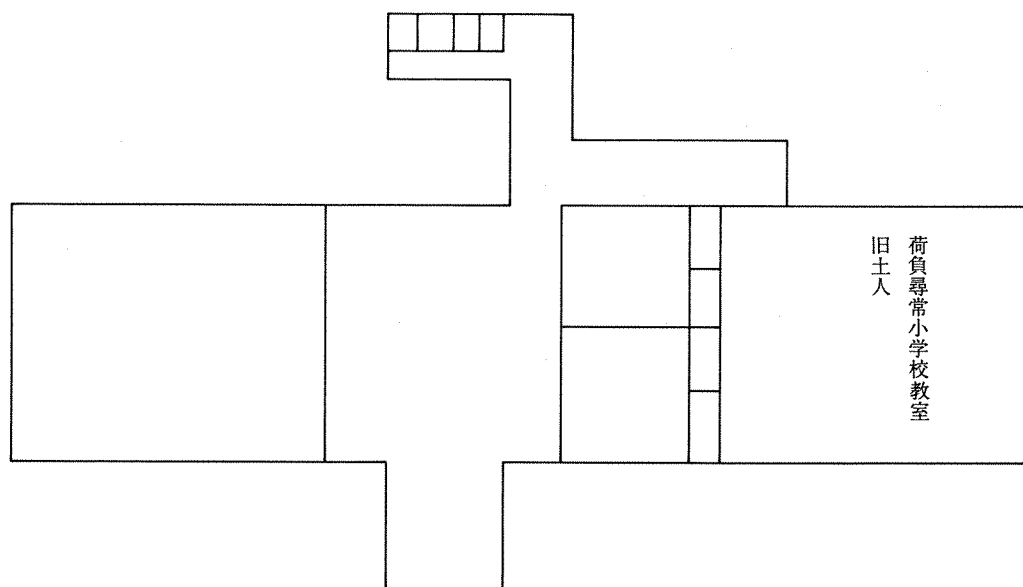
シャモではほぼ等しい様子がわかるとともに、「旧土人部」「和人部」という表現は、同校がアイヌとシャモを別々の学級に編成していたことをうかがわせる。

なお、「旧土人児童教育規程」第4条は「児童ヲ旧土人ト其ノ他ノ児童ニ分」けた2部教授を認め、同「施行上注意要項」では「旧土人児童ノ員数二十名以上アルモ、之ガ為ニ一学級ヲ編成シ難キ事情アルトキハ旧土人児童教育規程ニ依リ、成ルヘク半日小学校トナスヘシ」と定めてはいるが、このような2部教授を見ることはできない。管見のかぎりでは、「旧土人小学校」設置以前の音更において、シャモの学校、音更尋常小学校の教員が、午後からアイヌ学校、音更特別教育所で授業をしているような例⁽¹⁰¹⁾を知るのみである。

シャモの児童が増えた場合、シャモの児童の学級を分け、かつそちらは村費で維持するため制度上別の学校とし、おそらく経費を節減するために、同じ土地・建物にアイヌ学校とシャモの学校を併置するという形態をとった場合もある。累標では、シャモの児童の増加に伴い1926年にシャモの児童の学級を分け、この学級を似湾尋常高等小学校杵臼分校とした（ただし翌年にアイヌ・シャモ混合の2学級に変更⁽¹⁰²⁾）。平取と荷負では、平取尋常小学校（アイヌ学校）と第一平取尋常小学校（シャモの学校。1916年設置）、荷負尋常小学校（アイヌ学校）と第一荷負尋常小学校（シャモの学校。1917年設置）の設置をみている⁽¹⁰³⁾。このうち荷負の校舎の略図を〔図4〕に示した。ここに見られるように、ひとつの敷地、ひとつの校舎の中で、アイヌとシャモとで教室が分かれることになる。そして、平取、荷負ともにシャモの児童のほうが多数であり、第2次「旧土人児童教育規程」施行下ではアイヌ学校のみ修業年限が4年であり、後年にはシャモの学校にのみ高等科が設置される（第一平取は1919年、ただしこの年に平取は廃止され第一平取に統合された。第一荷負は1930年）など、双方の“格差”は明瞭であった。

アイヌ児童とシャモの児童を1つの学級に合わせて収容した場合でも、教室内での両者の区分はあった。例えば以下のような回想や指摘を挙げることができる。

〔図4〕 荷負尋常小学校・第一荷負尋常小学校の校舎



出典：『荷負尋常小学校沿革誌』

「朝，教室にはいて先生が出席簿を読みあげるとき，はじめに和人の子どもを読み，その後
にアイヌ系の子どもたちです。」（静内，1930年代）⁽¹⁰⁴⁾

「甚だしい所になると市街地に和人の学校と土人の学校とを門戸を並べて建てゝゐる所があり，
又土人学校中に和人児童を收容し，教室を仕切って教授している処があります。」⁽¹⁰⁵⁾

「聴いた話では，クラスの中でアイヌ児童と日本人児童との間にロープを張ったりカーテンで
区切ったりしたそうです。」⁽¹⁰⁶⁾

学ぶ場所こそ同じ建物・同じ教室であっても，アイヌ児童は「劣った」存在として区分されて
いた。そうした中での人和児童からの迫害も日常的に起こったし，「日本歴史の『熊襲・入鹿をもっ
てアイヌの祖先である，いやちがう——』のことから口論格闘」「アイヌは半濁音が完全に出な
いところから，談話中変な発音が出る，その言葉尻をつかまえて馬鹿にする，嘲笑する」⁽¹⁰⁷⁾とい
った事態も生じている。

二風谷のような，アイヌ児童が多数を占める学校においては，例外的にかかる迫害が少なか
ったことは前述した。だがそれもあくまで他のアイヌ学校に比してのことであって，やはり以下
のようなアイヌ児童の体験をみることができる。

「わずかに在学していたシャモの子供は，アイヌと区別して先に名前を呼ばれた……クラスの
中に二，三の和人がいたがよく先生に叱られていた。それも『お前たちはもっと勉強しなけれ
ば駄目だ。アイヌにまで負けているではないか』こんな差別的な教育が行なわれていたのだ
る。そして，子供の頃はそれが当然なのだと思っ止めていたところに問題が伏在していた。」（二
風谷，1920年頃，圈点筆者）⁽¹⁰⁸⁾

このように、「別学」の実際は、アイヌ児童が絶えずシャモの児童やシャモの小学校と接さざるを得ないことであった。

そしてシャモたちは、アイヌ学校やアイヌ児童の学級を「土人学校」「土人学級」という蔑称で呼んでいた⁽¹⁰⁹⁾。学校の名称ひとつを見ても、シャモの学校が既に設置されていた場合はアイヌ学校の名称に「第二」を冠したが、アイヌ学校が先に設置されている場合には、シャモの学校は先の第一平取、第一荷負の如く of 名称をとったのであり、「第二」を冠することは決してなかった。

また、回想記録類から推測する限りでは、シャモの児童の多くは、当時においてのみならず後年になっても、かかる「別学」の制度的な背景について知るところがなかったようであり⁽¹¹⁰⁾、かたやアイヌの多くは、少なくとも後年には「別学」制度の問題を知るに至っていることとは対照的である。シャモが制度の存在や意味について「無知」であったということは、アイヌが蒙る蔑視や迫害についてシャモが無頓着であったこと、つまりはそれほどにアイヌ蔑視がシャモの意識の中に根を下ろし続けたこと（上記の、「子供の頃はそれが当然なのだと受け止めていた」とのアイヌの回想は、このことと対をなすであろう）を示しているのではないか。

シャモの児童らによる迫害は、アイヌを「劣った」存在として区分するという「別学」制度の意味を正当に反映していた、と言ってよい。迫害の内容も、アイヌの身体的特徴や文化をさげすみ、歴史をことさらに捏造していたのであり、それが他ならぬ「アイヌ」に対する迫害であることが明瞭であった。そしてこうした経験のひとつひとつに、アイヌは自分たちが「劣等」視される存在であることを否応なく実感させられたのである。

ここでさらに、シャモと「共学」したアイヌ児童、中でもシャモの学校において圧倒的少数の立場に立たされたアイヌ児童の場合について、二、三の体験を引いておく。当然ながら、多勢のシャモによる“少数者”アイヌに対する迫害、という様相がより強いことを指摘できる。

「教室に入ってもシモさんはひと言も喋らなかった。教室の隅に授業が終わるまでただ座っているだけだった。」（雨竜村、1900年頃）⁽¹¹¹⁾

「小学校の同級生にアイヌの子が一人いた。生徒達は、このアイヌの女を毛深いとか、臭いとか言って、ことごとく仲間はずれにした。体操や遊戯の時間に、この子と手をつなぐ生徒がいなかった。」（旭川、1900年頃）⁽¹¹²⁾

「私たちの下級生にひとりのアイヌ系少年がいたが、『日本武尊』の授業が終わったあと、悪童の一人が、『オイ、蝦夷征伐をやるか』といった。『やるべ、やるべ』といって何人かが集まり、何の罪も理由もなしにアイヌ系少年をおいかけた。」（弟子屈、1916年）⁽¹¹³⁾

これらのことは、「別学」が廃止になり「共学」が実現すれば、どこの学校においてもたちどころに起こり得る事態でもあった。しかもそれは、日本の公教育制度の階梯を上るほどに、むしろ隠微さを深めていく⁽¹¹⁴⁾。

また本論文では詳述できないが、「別学」制度の問題は、例えば日本植民地下の朝鮮において「内地延長主義」を掲げ「国語」の「常用」の如何で区分する教育制度をしいた第二次朝鮮教育令の問題などの、植民地教育をはじめいわゆるマイノリティの教育に通じるものであることを述べておかねばならない。視野をいわゆる北方先住民族に限ってみても、単に北海道内でのシャモ・アイヌ間の関係のみにとどまらない、重層的な側面があることを指摘できる。すなわち、1905年以

降日本が領有したサハリン（樺太）においても、樺太庁は先住民族を対象とした「土人教育所」を設置し「別学」制度をした。ここでの「別学」は、政府が樺太の先住民族の戸籍を編成しなかったことを制度上の理由としたが、それが「民度」による差別であることは明白であった。同じアイヌでも、戸籍をもち、そして否応なしにではあれ日本の教育を受けていた北海道アイヌは、樺太ではシャモの学校へ入れられたし、遊牧生活を営むウィルタ・ギリヤークらは、アイヌより更に「民度」の「低」い存在とみなされた。1933年、先住民族のうち樺太アイヌにのみ戸籍を付与しシャモとの「共学」とした後も、ウィルタなど他の先住民族に対しては数香の「土人教育所」での教育を継続した⁽¹¹⁵⁾。

（Ⅱ 註）

- (1) 『北海道十年計画ノ大要』、北海道庁、1900年（『新撰北海道史』第6巻史料2、北海道庁、1936年、所収）。
- (2) 『北海道教育史』全道編3、1963年、386頁。
- (3) 『三石町史』、1971年、216頁。
- (4) 小川第一論文、320～321頁を参照。
- (5) 俸給額は『明治三十七年十二月一日現在 北海道教育関係職員録』、『北海道教育雑誌』143号付録、1904年12月、による。
- (6) 小川第一論文、312～313頁を参照。
- (7) 「旧土人保護費教育費」、『北海道教育雑誌』147号、1905年4月。
- (8) この点については『新北海道史』4巻通説3、835～837頁を参照した。
- (9) 「旧土人授業料の給与」、『北海タイムス』1901年10月5日付。内訳は、桂恋（釧路郡）1名、内保（択捉島）8名、留別（同）16名、石狩12名となっている。
- (10) 前掲吉田「伏古の旧土人教育」、260頁。
- (11) 1913年7月19日付、三野の「施設取調」。前掲吉田「伏古の旧土人教育」271頁より重引。
- (12) 吉田巖『日新隨筆』（帯広市社会教育叢書2）、帯広市教育委員会、1956年、24頁。
- (13) 岩谷英太郎「旧土人教育談」、『北海道教育雑誌』123号、1903年4月。
- (14) 前掲赤松『室蘭支庁管内旧土人学事状況視察復命書』、9頁。
- (15) 前掲『吉田巖日記』第6、12～13、32～33頁。1911年の記録である。
- (16) 三浦政治「小学校設備上意見——附旧土人児童保護改善策」、1924年3月、釧路支庁へ提出したもの。小田切正「教師 三浦政治研究のための覚書」、『民教』78号、1985年11月、より重引。このような三浦の活動については、前掲松本・秋間・館『コタンに生きる』105～127頁が詳しい。
- (17) 「小学校令」改正と義務教育年限延長については、佐藤秀夫「初等教育制度の整備」（国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第4巻、教育研究振興会、1974年、所収）を参照した。
- (18) 岩谷英太郎「旧土人教育及其保護に就いて」、『北海之教育』180号、1908年1月。岩谷については、前掲竹ヶ原「近代日本のアイヌ教育」463～466頁、及び『北海道教育史』全道編4、1964年、886～887頁、を参照。彼の「旧土人教育調査委員」との肩書きについては、『明治四十年十二月現在北海道教育関係職員録』（『北海道教育雑誌』180号付録、1908年1月）によった。この委員の任務や活動の実態についてはわからないが、岩谷がこの制度改変の立案に関わっていたことは推測できよう。
- (19) 『自明治34年11月7日至大正4年3月31日 姉去簡易教育所姉去尋常小学校沿革』。当時の沿革誌（墨書）を後年編綴したものである。旭小学校所蔵。

この「通知」が同校のみに対するものなのか、他のアイヌ学校でも同様であったのか、については今のところわからない。

- ⑳ たもつ「K 視学を憶ふ」、『北海道教育』83号、1925年7月。
- ㉑ ここでいう「実施ノ成績」とはどういう実態を指すのか、また道庁はそのことについて何らかの調査ないし把握を行っていたのか、ということについては定かでない。さしあたり筆者には、あくまで統計資料からの推定ではあるが、修業年限が6年に延長されて以降、アイヌ就学児童のうち卒業にまで至る者の数の割合は減少したのではないか、ということを指摘できるのみである。
- ㉒ 岩谷英太郎・永田方正「あいぬ教育ノ方法」、『北海道教育雑誌』9、1893年7月、道庁の「諮問」に対する日高教育会の答申（「日高教育会総集会」、『北海道教育週報』56号、1895年7月）、などがある。
- ㉓ 例えば、前掲榎森『アイヌの歴史』、145頁。
- ㉔ 前掲赤松『室蘭支庁管内旧土人学事状況視察復命書』、4～5頁。
- ㉕ 『第一号 学校沿革誌 平取尋常小学校』、墨書、平取小学校所蔵。
- ㉖ 高橋三枝子編『続・北海道の女たち ウタリ編』、北海道女性史研究会、1981年、257頁。
- ㉗ 貫塩喜蔵の回想。「エカシ・フチを訪ねて①」、『アスタリアヌ』創刊号、1973年6月。
- ㉘ 「旧土人の戸籍誤謬」、『殖民公報』41号、1908年3月。
- ㉙ 吉田信夫「北海道旭川町 旧土人学校参観記（上）」、『教育時論』946号、1911年7月。
- ㉚ 「上川及帯広地方に於ける旧土人教育」、『北海道教育雑誌』164号、1906年9月。
- ㉛ 前掲『続・北海道の女たち ウタリ編』、119頁、「エカシ・フチを訪ねて④」、『アスタリアヌ』4号、1973年10月。
- ㉜ 前掲『アイヌのくらしと言葉2』、49、53頁。
- ㉝ 前掲吉田『日新随筆』、28～30頁。
- ㉞ 泉致廣「愛乃人教育意見」、『北海道教育雑誌』78号、1899年6月。
- ㉟ 吉田巖の見聞。前掲吉田『日新随筆』、36頁。
- ㊱ 前掲吉田「伏古の旧土人教育」、275頁より重引。
- ㊲ 前掲赤松『室蘭支庁管内旧土人学事状況視察復命書』、5～6頁。
- ㊳ 第二伏古の「第一回児童成績報告概要」、1905年3月31日。前掲吉田「伏古の旧土人教育」274～275頁より重引。吉田巖『愛郷誌料』（帯広市社会教育叢書1）、帯広市教育委員会、1955年、47頁にも、同内容の「卒業児童成績報告書」の抄録がある。以下、この資料からの引用は註記を省略した。
- ㊴ 学校貯金、学校風呂、斬髪については、前掲吉田「伏古の旧土人教育」、前掲白井「虻田の旧土人教育」のほか、雑誌記事、各学校所蔵の沿革誌、当該市町村の市町村史、等によった。引証資料が多岐にわたるので逐一の註記は省略する。
- ㊵ 『白老町史』、1975年、809～810頁より重引。『白老町史』は、1911年皇太子行啓時に同校に田内侍従が派遣され修身の授業を視察した記述に続けてこの資料を紹介しており、筆者はこの「教授案」はこの視察に際してのものではないかと推測する。
- ㊶ 貝沢正「老アイヌの歩んだ小道」、『近代民衆の記録5 アイヌ 月報』、新人物往来社、1972年。
- ㊷ 前掲吉田「伏古の旧土人教育」、281～282頁。
- ㊸ 「旧土人児童の教育状況」、『殖民公報』37号、1907年7月。
- ㊹ 前掲「上川及帯広地方に於ける旧土人教育」、『北海道教育雑誌』164号。これは上川第五設置以前の、シャモとの「共学」の状況についての観察である。
- ㊺ 「白老旧土人学校の現状」、『殖民公報』11号、1902年11月。

- (46) 沢柳政太郎「我国の教育」(『沢柳全集』1, 同刊行会, 1925年, 所収), 1908年, 637頁。
- (47) 前掲吉田「伏古の旧土人教育」, 280頁より重引。
- (48) 前掲吉田『心の碑』, 112頁。1911年当時の荷負での記録である。
- (49) アイヌ語の数詞については, 知里真志保による説明(『知里真志保著作集』4, 平凡社, 1974年, 57～62頁)を参照した。
- (50) 『吉田巖日記』第5(帯広叢書24), 帯広市教育委員会1982年, 42頁。1908年11月16日の日記である。
- (51) 『北海道旧土人教育会虻田学園報』1号, 1910年1月。
- (52) 「白糠アイヌ学校を覗く(上)」, 『北海タイムス』1913年12月9日付。
- (53) 「坂上田村麻呂 アイヌ少年の涙」, 佐藤秀夫『学校ことはじめ事典』, 小学館, 1987年, 98頁。この項の執筆に際しては同書を参照した。
- (54) 前掲『北海道旧土人教育会虻田学園報』1号。
- (55) 前掲吉田『日新随筆』59, 64頁, など。
- (56) 一高の寮で知里と同室だった杉浦民平の回想。藤本英夫『知里真志保の生涯』, 新潮社, 1982年, 97頁, より重引。
- (57) 「旧土人教育に関する調査」, 『北海道教育雑誌』182号, 1906年3月。
- (58) 前掲吉田『愛郷資料』, 50～51頁。
- (59) 前掲『室蘭支庁管内旧土人学事状況調査復命書』, 7頁。
- (60) 荒井源次郎の回想。荒井『アイヌの叫び』, 北海道出版企画センター, 1984年, 33頁。
- (61) 貝沢正の回想。前掲「アイヌ教育史——教育史学会コロキウム『アイヌ教育史』の記録——」, 130頁。
- (62) 萱野喜太郎(荷負)の回想。「エカシ・フチを訪ねて⑦」, 『アスタリアイス』8, 1974年2月。
- (63) 織田ステノの体験, 前掲『エカシとフチ』, 105頁。
- (64) 前掲白井「虻田の旧土人教育」, 309頁。
- (65) 前掲萱野『アイヌの碑』, 80頁。
- (66) 郷内・若林編『明日に向かって』, アリス館, 1983年(初版1972年), 160頁。
- (67) 前掲「旧土人児童の教育状況」, 『殖民公報』37号。
- (68) 前掲吉田「伏古の旧土人教育」, 288頁。
- (69) 同前, 279, 288頁。
- (70) 『荷負尋常小学校沿革誌』, 墨書, 荷負小学校所蔵。
- (71) 前掲中村『永久保秀二郎の研究』, 154頁。
- (72) 梅木孝昭編『江賀寅三遺稿 アイヌ伝道者の生涯』, 北海道出版企画センター, 1986年, 220頁。
- (73) 『二風谷』, 二風谷自治会, 1985年, 272頁。祭神が源義家であることは, 平取にアイヌ教化を目的とした義経神社(これは, アイヌの伝説に登場する神・オキクルミは源義経のことであるとの潤色にもとづいている)が設置されていたことと関わっているだろう。
- (74) 前掲吉田『日新随筆』, 89頁。
- (75) 『西帯広郷土史』, 同編集委員会, 1980年, 627頁以下。
- (76) 例えば虻田の場合について, 前掲吉田『心の碑』22頁。
- (77) 床タミの回想, 前掲『エカシとフチ』303～304頁。
- (78) 前掲吉田「伏古の旧土人教育」, 289頁。また『北海タイムス』1909年9月26日付, 同年10月26日付, 1910年10月20日付にもこの件に関する記事があり, 日程, 来訪先, 生徒の「感想」等を知ることができる。

- (79) 河西支庁宛ての三野の復命書の抄録。前掲吉田『愛郷資料』, 51頁, より重引。
- (80) 前掲吉田「伏古の旧土人教育」, 289頁。
- (81) 視学による視察の様子について, 前掲中村『永久保秀二郎の研究』, 148~151頁を参照。同書及び前掲『荷負尋常小学校沿革誌』による限り, 道庁の視学は年に1~2回, 文部省視学が1~2年に1回の割合で来訪している。これがシャモの学校に比してどのくらいの頻度にあたるのかについては, 今回は検討できなかった。
- (82) 前掲吉田「伏古の旧土人教育」, 289~290頁, 及び前掲『日新随筆』98頁。
- (83) 前掲吉田『日新随筆』, 98~99頁。
- (84) 同前, および前掲中村『永久保秀二郎の研究』148~151頁。
- (85) 『近代白老アイヌの歩み シラオイコタン木下清蔵遺作作品集』, アイヌ民族博物館, 1988年, 29頁。
- (86) 前掲吉田『日新随筆』, 61, 84頁。
- (87) 大里頼善「アイヌ部落探訪記」, 『新上野』8巻1号, 群馬県教育会, 1927年1月。白老第二を来訪したさいの記録である。(本資料は, 武藤拓也氏の教示による。)
- (88) 前掲吉田『日新随筆』, 64~65, 68頁。
- (89) 前掲荒井『アイヌの叫び』, 100頁。
- (90) 近代天皇制下の行幸啓等におけるアイヌの扱われ方にも, 政策の「成果」の顕示と「異」民族性の強調とを併せ行なうという特徴があった(小川第二論文)。
- (91) 前掲吉田『日新随筆』, 99頁。
- (92) 山本多助の回想, 『私の中の歴史』7, 北海道新聞社, 1987年, 10頁。
- (93) D. ゲンダヌの回想, 田中了・D. ゲンダヌ『ゲンダヌ ある北方少数民族のドラマ』, 徳間書店, 1978年, 35頁。
- (94) 前掲萱野『アイヌの碑』, 62頁。
- (95) このタイプは, 近代の「強制コタン」(伏古)や, かつてアイヌ学校が設置されたがその後シャモの増加によりその性格を喪失し, 新たにアイヌ学校を特設した, という地域(白老, 虻田, 白糠, など)に多い。
- (96) 姉茶の校区は遠い所で学校から4 km(伊藤明『旧土人学校 公立姉茶尋常小学校の歩み』, 浦河町教育委員会, 1972年, 前掲「アイヌ教育史——教育史学会コロキウム『アイヌ教育史』の記録——」所収による, 104頁), 遠仏では最も遠い所で約12kmの距離があった。(前掲梅木編『江賀寅三遺稿 アイヌ伝道者の生涯』, 72頁)。
- (97) 遠山サキの回想, 『明日をつくるアイヌ民族』, 未来社, 1988年, 242頁。
- (98) 前掲梅木編『江賀寅三遺稿 アイヌ伝道者の生涯』, 71頁。
- (99) 其浦ハルシヤの回想。前掲『エカシとフチ』, 286頁。
- (100) 山本多助の回想。『クオリティ』, 1988年6月号。
- (101) 前掲「上川及帯広地方に於ける旧土人教育」, 『北海道教育雑誌』164号。吉田巖「イベチカレ物語」(吉田『愛郷草子』, 帯広市社会教育叢書4, 帯広市教育委員会, 1958年, 所収。初出は『北海道社会事業』80号, 1939年1月)23頁, も参照。
- (102) 『北海道教育史』地方編1, 北海道立教育研究所, 1955年, 800頁。
- このほか, 今のところ筆者には実態は不明ながら, 二風谷などにも一時期「特別教授場」が設置されている例(『平取町史』, 1974年, 709頁)があり, これと同様のケースかもしれない。
- (103) 以下この件に関しては, 両校所蔵の『学校沿革誌』類, 『郷土誌におい』荷負自治会, 1988年, 前掲

梅木編『江賀寅三遺稿 アイヌ伝道者の生涯』などにより、逐一の註記は省略した。

- (104) 前掲郷内・若林編『明日に向かって』, 5頁。
- (105) 貝沢正「土人保護施設改善に就て」, 『蝦夷の光』2号, 北海道アイヌ協会, 1931年3月。
- (106) チュプチセコル「旧土人児童教育規程」, 『イコフッサオマンテ』1号, 1988年, 22頁。
- (107) 前掲梅木編『江賀寅三遺稿 アイヌ伝道者の生涯』, 47頁。
- (108) 貝沢正「近世アイヌ史の断面」『コタンの痕跡』, 旭川人権擁護委員連合会, 1971年, 122頁。
- (109) 例えば「上川第5尋常小学校は本名だが, 近文の土人学校が通りがよい」(前掲吉田『日新随筆』, 36頁)などの記録を挙げるができる。
- (110) 例えば「六年生で卒業だけど, 四年で止める生徒もいたようだな。」(前掲『郷土誌におい』, 223頁。圏点筆者)などのシャモの回想を挙げるができる。
- (111) 前掲高橋『続・北海道の女たち ウタリ編』, 50頁。
- (112) 高橋三枝子『北海道の女たち』, 北海道女性史研究会, 1976年, 238頁。
- (113) 更科源蔵『アイヌと日本人』, 日本放送出版協会(NHKブックス118), 1970年, 13頁。
- (114) 知里真志保は, 一高三年生のとき級友に宛てた手紙の中で, 周囲の好奇と「同情」の眼に包囲されている生活を振り返り, 「考へて見ると僕は余りに人間でありすぎた……アイヌには感情があつてはいけな。……僕は『国宝』とふ言葉をもっと徹底的に理解すべきだったのだ。」とまで述べて, その心情の一端を語っている(前掲藤本『知里真志保の生涯』, 107頁, より重引)。藤本『銀のしづく降る降るまわりに 知里幸恵の生涯』, 草風館, 1991年, も参照されたい。
- (115) 樺太における日本の先住民族教育については, 『北海道教育史』地方編2, 北海道立教育研究所, 1957年, 1519頁以下を参照し, 北海道アイヌの体験について, 前掲梅木編『江賀寅三遺稿 アイヌ伝道者の生涯』158~165頁を参照した。また, 同じ樺太アイヌでも, 1875年に北海道に強制移住させられ後年樺太へ戻ったアイヌ(彼等は, たとえ否応なしにはあつても, 日本の教育を受け日本語の読み書きなどを身につけていた)と, 樺太に残り続けていたアイヌとの間で生じた問題について, 田崎勇「対雁移住樺太アイヌ顛末記」(下), 『北海道史研究』40号, 1988年2月, 67~68頁を参照。

Ⅲ アイヌ学校教員のコタンとのかかわり

(1) 教員の「熱心尽力」

アイヌ学校の財政が貧弱で, 教員の給与も低く抑えられていたことは前述した。このような条件の下での教員の姿勢は, おおよそ2つに大別できる。

① 「熱心」なアイヌ学校教員の存在

一つは, そのような条件にもかかわらず, むしろそのような厳しい条件だからこそ, より「熱心」な勤務ぶりを発揮した者たちである。彼等は, 乏しい経費をやり繰りして学校の経営にあたったのみならず, 時には私費を割いて生徒の学用品や学校の備品を揃えた。また, コタンを廻る「家庭訪問」を繰り返すなどして, 就学・出席の確保に努めた。勤務年数も, ひとつのアイヌ学校に数年から時には20年以上という長期間に及んでいることが特徴である。

幾人かの例を挙げておく。虻田第二の白井柳治郎は, 1901年の開校から1921年の閉校まで同校に勤務し(虻田第一との統合後は同校の校長に就任), 開校前からコタンを廻って「旧土人小学校」設置の話をして歩く一方, アイヌ児童を集めて授業を行っていたという⁽¹⁾。春採の永久保秀

二郎は、1891年から1920年まで在勤し、暖房のための薪代や学校の増築・修繕の費用のうち予算を超過した分を自弁することがしばしばであった⁽²⁾。元室蘭の泉致廣は、1889年から1909年に病死するまで在勤し、「旧土人教育を以て畢生の事業となし、其の方便として、学校近傍に二三町の土地を求め、茅屋を造りて後顧の憂を断ち、俸給の一部を以て旧土人児童に賞与すべき物品の購入、又は賞品代に充て、恬淡無欲」という暮らしぶりであったという⁽³⁾。

こうした教員たちは、このようにしてコタンのアイヌとの関わりを持つ中で、アイヌの生活上の「相談」に乗ったり、実際に何がしかの「援助」をすることもあった。

これについても若干の事例を挙げることにする。吉田巖は、虻田学園（在勤1907～10年）、荷負（在勤1911～13年）、第二伏古（在勤1916～31年）の教員を歴任したが、彼の日記には「米をかせてくれといふ。五合かせてやる。」「休業とはいへ、トラホーム患者洗眼にやって来る児童」⁽⁴⁾などの記録を頻繁に見いだすことができる。上記の永久保は、病人への援助をしたりすることに始まって、アイヌの給与地や海産干場がシャモの「姦計」によって奪われていくことに対して、アイヌの權益を守るべく、相手のシャモや行政当局と交渉するなどの活動を起こしている⁽⁵⁾。姉去と上貫気別に続けて勤務した渡辺誠（在勤1907～33年）のもとには、特に上貫気別への強制移住後、生活に困窮したアイヌがしばしば訪れていたといい⁽⁶⁾、また第2次「規程」下ゆえ4年で尋常小学校を修了せねばならなかった時期、あるアイヌ児童に、「お前は4年で学校切上げるのはいたわしいから、まずは卒業証書やるけど、6年生までの2年間は……必ず通えよ」と言ってその子を通わせたという⁽⁷⁾。

【補註】

ただし、これが特定の生徒に対する援助であった可能性もあり、だとすると単に教員の「熱意」ばかりを見るわけにもいくまい。教員に用事を言い付けられても、「やっぱり、先生に言い付けられたら、優秀な者しか言い付けられないもんだから、喜んで先生の仕事をしたわけなんです」⁽⁸⁾との回想に見られるような、教員が生徒に「目をかける」（或いは生徒の側がそう感じる）ことが、生徒の「意欲」を引き出していくという、学校教育ならではの側面にも留意すべきだろう。

② 「倦怠」した勤務ぶりの教員

いま一つは、アイヌ学校への勤務を、「僻村」の「土人学校」という「閑職」の場への赴任だと捉え、「隠退」気分や或いは「左遷」に等しいと感じて、「倦怠」した勤務ぶりをみせた者たちである。当時のシャモのアイヌ蔑視やアイヌ学校の置かれた劣悪な条件などを考えれば、むしろこうした教員こそが一般的であったと考えてよからう。ただ、こうした教員たちの記録は残りにくいので、その実際はよくわからない。

それでも、「……は評判悪し。土人の為に尽さず。」（有珠第二、1921年）⁽⁹⁾「姉茶あたりの卒業生に聞いてみましても、飲んだくれて酒買いに行かされた、とか、そんな話聞いたりね」⁽¹⁰⁾などの記述はしばしば見いだすことができる。また、新平賀に1928年から1937年の閉校まで在勤した高橋直平も、「往昔……本道に小学校教員の欠乏その他の関係上、旧土人学校に配置されたる教員は老朽者か、無資格者即ち教員中の落後者に近い者であった」⁽¹¹⁾と指摘している。

教員の「倦怠」ぶりは授業にも如実に反映する。例えば以下の如くである。

「（教員は——筆者注）課題を板書しておいて、学校続きの自宅に戻っていることが多かった。教師のいない教室は、コマ遊び場となり、学習にならない日が多かった。」（白糠第二、1910年

代)⁽¹²⁾

「老先生なので自習が多く、始業時間も一定していないで、万事先生の都合のよい時間に先生が教室へ現われたものだ。こんな状態なので、六年を卒業した時には、三年生の算術の教科書がやっと半分も終わっていないばかりか、音楽や歴史も教科書だけは買ってもらえたが、内容は知らないままに終わった。」(二風谷、1920年前後)⁽¹³⁾

このような教員に対し、アイヌから排斥運動が起こることもあった。例えば二風谷では、この「老先生」の勤務態度を監視し排斥運動を起こしたアイヌがいる⁽¹⁴⁾。

また新平賀では、藤原兼三とアイヌの教員・江賀寅三とが相次いで転任になった後、コタンのアイヌ23名が、浦河支庁長宛てに「江賀寅三氏ヲ当村学校へ転任方可然御取計相成度奉願上候」と題した「陳情書」を作成している⁽¹⁵⁾。そこでは、前任者の江賀、藤原の転任を惜しみ、「氏(藤原を指す——筆者注)ニアラデハ我等同族ノタメ終身犠牲トナルモノ無之候」と述べたのち、「然ルニ豈ハカラン土人ニ趣味ナキ教員ヲ受クルハ独り児童ノタメノミナラズ一村ノタメ不幸多大ナルモノニ候ヘバ……」と訴えている。春採のアイヌたちは、「旧土人小学校」の教育条件の改善を求め続けた三浦政治の強制転任に際して、猛然と反対運動を起こしている⁽¹⁶⁾。ただし、アイヌはあくまで、自分たちのために尽力する姿勢を見せるシャモを許容しその転任を惜しんだのであって、この点、後述する為政者やシャモの関係者によるアイヌ学校教員の位置付けとは本質的な部分で乖離があったことを確認できよう。

吉田巖は、虻田学園に在職中、自分が辞めるかもしれないと生徒に語った夜、寄宿(虻田学園は寄宿生も受け入れていた)している生徒たちの「ふしどにつきて、口々につぶやきたる」会話を耳にし、自分の日記に記している⁽¹⁷⁾。そこに記録された生徒たちの会話の中には、「(吉田が辞めた場合の後任の教員について——筆者注)いいさ、どんなせんせいがきてもいいさ。じぶんたちさへつとめておればそれでいいさ。もしばんやりしたわるい先せいが来たら、しょうちしない。われわれおひだしてやるのだ。」などの言を見いだすことができる。虻田学園は尋常小学校を卒えたアイヌ児童を対象とする実業補習学校であり、しかも吉田による記録であるという点には留意せねばならないだろうが、「倦怠」した勤務ぶりを見せる教員に対しては、アイヌ児童たちもまた、時には公然とまた時には密かに、容赦ない態度をとることがあったろうと推察する。

なお当然のことながら、「熱心」な教員と「倦怠」する教員とを明確に区分できるわけではない。後述する教員の意識の問題とも関わるが、「熱心」な教員の「篤志」というものが、アイヌを「劣等」と見做すが故にアイヌ教育を「艱難」な仕事だと意識することに根ざしているとすれば、「熱心」と「倦怠」した姿勢とは、アイヌ蔑視という点で通底することになる。教員に対する評価が、シャモの、とりわけ行政によるものと、そのコタンのアイヌとで食い違う場合が少なくないことも、ここに由来しているだろう。例えば上川第五(豊栄)の教員、赤松則文(在勤1916~18年)、佐々木長左衛門(同1918~23年)は、当局からは「熱心」だとの評価を受けていたが、生徒だったアイヌは、「手工時間にアイヌ細工を作らせ」て「それを一般参観者に売って私腹を肥やしていた教師もいた」⁽¹⁸⁾と回想している。前述した二風谷の教員とは、1894年から1927年まで在籍した黒田彦三であるが、後述するように、彼は道庁長官からの表彰などを受けてもいたのである。

そして、「倦怠」する教員が一般的であったということが、「熱心」な教員の存在をより際立たせることになったのである。

③ 「熱心」な教員がかちえた位置

「熱心」な教員の尽力は、当時のアイヌからも、「献身的」との評価と、他のシャモには与えられない信頼をかちえるに至った。

教員は、教員住宅すなわちコタンの“中”に定住する数少ないシャモであり、かつ日本語の読み書きに堪能で、行政や法令についても知識を持った存在であった。日本の法制度に囲まれて生きることを余儀なくされたアイヌにとって、これらの知見の有無は重大な問題であったに違いない。教員が（その意識はどうあれ）、アイヌの「民事公私」の用を「弁じてやっ」⁽¹⁹⁾たならば、それがアイヌからの「感謝」をかちえたであろうことは想像に難くない。「シャモ（和人）の農家の子供達に『アイヌー、アイヌー』って石ぶつけられたりして……泣き泣き帰ったことある。……でもね、帰ったら吉田巖先生がそれから一週間位かかって抗議に農家一軒一軒まわって歩いたの。』⁽²⁰⁾との如きアイヌ児童の体験も、他の多くのシャモのありようと比べて、教員の「熱心」「尽力」が際立つことになったろう。アイヌ児童を学校風呂に入れる「衛生」教授においてすら、アイヌが銭湯へ行けばそこで露骨な蔑視や迫害に逢う⁽²¹⁾ことが一般的な状況であった中で、「吉田夫妻が三助を勤める」（第二伏古）⁽²²⁾との記事の如く、教員がアイヌ児童と一緒に風呂に入ったことは、教員の「親切」さを印象づけていったのではないだろうか。

以下のような報道記事は、それがシャモの観察に基づくものであることを差し引いても、コタンにおいて教員の占めた位置が大きかったことを物語る。

「虻田部落内二百余の土人が白井氏（教員白井柳治郎を指す——筆者注）を信ずること神の如く……戸籍でも納税でも係争事件の裁判でも一切氏の所へ持ち込んで来る」⁽²³⁾

「老若男女、等しく先生として尊崇し、事あれば必ず先生の助言を仰ぎ、先生の論すところ必ず之に従ひ」（春採）⁽²⁴⁾

「〔豊栄尋常小学校は——筆者注〕現今に於ては部落民の中心となり、部落民の生活方針は一に同校の指示に俟つといふが如き」⁽²⁵⁾

「鵜川尋常小学校井目戸分教場を担当して居る猪狩教員は……昨年四月同校に赴任した人だが以前室蘭土人学校（元室蘭尋常小学校を指す——筆者注）に教鞭を取った経歴があるので昨冬十一月今の分教場担当を命ぜられたものだが……教育熱心の人で……如何に些細な事でも生徒の手を借りた事はなく、薄給の身でありながら石油薪炭料を自弁して村の青年に夜学を授け……生徒の父兄等は何がなして先生の徳に報ゆる丈の事をしたいものだと言々協議中だとの事」⁽²⁶⁾

元室蘭の泉致廣が、「学校と家庭との連絡は円満に保たれつゝあり殊に通信文の如き学校に至りて之を依頼するの風あり之れらの事情より学校に出入りするもの却って和人に比して多く又其家庭の状を知るも和人よりは容易なり」⁽²⁷⁾と記したのも、単なる自賛とは言えないだろう。コタンのアイヌたちが教員に「通信文」の代筆や代読を「依頼」していたことは、教員がアイヌの言わばプライベートな部分（もとよりそれはあくまで限られた程度のものであったろうが）すら把握し得る位置を占めていたことも窺わせる。1916年から井目戸に勤務したアイヌの教員・武隈徳三郎は、「アイヌは……和人に対し、概して猜疑心を抱く……只彼等の最も信じて敬ふは、その部落の小学校教員なりとす」⁽²⁸⁾とまで述べている。「名前付けてくれて、付けた名前を役場へ行って届けるのも先生、それから、腹痛くなったから薬欲しい、っていっても先生のところ」「だか

ら先生はコタンのひとつの権力者で、先生の言うことは絶対聞いた、ということ。そのかわりに、学校が文化の中心地であり、先生だけが知識人であった、ということなんです」⁽²⁹⁾という関係が、コタンと教員との間に形成されていったのである。

アイヌ社会を監視・掌握する政策に関わりを持ったシャモとしては、教員以外にも戸長や役場の吏員、警察官などを挙げることができる。だが、これらの役人は、日常はコタンの“外”に住み、何らかの仕事のときになってコタンに“入り込んで”くるという存在であり、その「仕事」も、「衛生検査」や「密漁」の取り締まり、或いは「入墨」などの「旧慣」の禁止や「禁酒」のための監視など、アイヌにとっては生活への干渉であったり生活そのものを脅かしたりするものであった。アイヌはこれらの役人や官憲に対しては、畏怖や忌避をないまぜに感じつつ、絶えず距離を置いていた⁽³⁰⁾。これに比べれば教員は、(あくまで比較の問題ではあるが)子どもの教育を預かることに始まり、更には上述したような「熱心」さによって、コタンの成員を捕捉し得たことに、大きな違いがあった。

アイヌ児童の「知能検査」を目的に学校を訪れた研究者が、児童の「純血」「混血」の判断を「一に受持訓導の言に依った。學術振興会(この研究者たちを指す——筆者注)も委しいアイヌの戸口調査を行なったが、児童の区別に関する限り、受持訓導の言は遥かに正確であることが判ったためである」⁽³¹⁾と述べたり、1919年に荻伏村で実施された国勢調査の「予習」に際して、一般には「在郷軍人」「青年会長、村書記」等の中の「適任者」を「調査員」に充てるとした一方で、「旧土人部落を担当する調査員は前各項に拘らず旧土人に精通せる者を選任す(内旧土人学校教員一名)」⁽³²⁾としていることなどにも、学校の教員がアイヌ児童ひいてはコタンに「精通」した存在となっていることがうかがえよう。

(2) アイヌ「保護」政策の展開と教員の位置

① コタンにおける同窓会、青年団、婦人会等の結成

「熱心」な教員たちは、就学児童の確保と掌握に始まって、児童のみならずその父母、ひいてはコタン全体への教化活動や生活「改善」に乗り出していった。

元室蘭の泉致廣は、早くからこのことに着目し、「家庭の心得」なるものを印刷し父母に配布するなどの活動を行なっている⁽³³⁾。第二伏古の三野経太郎は、「父兄ノ来集シタル都度ニ於テ衛生訓話ヲナシ土人在来ノ家屋ニツキ……漸次改良セシメ」たといい、「床」を設けた家屋が増加したことを、「之レ児童ヲシテ父兄ニ告ゲシムルト共ニ直接訓話ノ効果ナラント信ズ」と自賛している⁽³⁴⁾。岡田の熊崎直平(在勤1913～32年)も、「旧土人教育ハ旧土人現下ノ情况ニ鑑ミ社会教育並ニ家庭教育指導ニ大ナル力ヲ注グノ必要アリ如何ニ学校教育ニノミ努力スルモ彼等社会ノ改善ヲ計リ家庭教育ノ指導ヲ為スニ非ラザレバ真ニ旧土人教育ノ効果ヲ収メ得ベカラズ」との自覚を表明している⁽³⁵⁾。

このような活動は、「夜学」の開講や、「同窓会」「婦人会」「青年会」の結成など、学校の卒業生を中心としてコタンのアイヌを組織しつつ推進されるに至る⁽³⁶⁾。いま、各地域のこのような組織とその活動を概観すれば、[表11]のとおりである。

[表11] から、かかる組織の結成が各地のコタンで進行したことを先ず読み取れよう。そしてどの組織も、「母校への備品の寄付」など学校教育への直接の「協力」をはじめ、「勤儉」「衛生」などを掲げた「旧慣」「弊習」の「改善」を主たる活動目標に掲げている。活動の内容も、「共同

[表11] アイヌの同窓会、青年会、婦人会等の組織の概況：1910年代

地域	名 称	設立年	活動目的、内容の摘要
虻田	土人組合（1916年虻田村第十四部に移行）	1905	令達の伝達、衛生や納税の奨励、相互の慶弔慰問
	虻田第二尋常小学校同窓会		共同耕作、談話会や夜学の開催
	虻田旧土人婦人会		衛生の改善、会員が疾病の場合の相互扶助、月1回部落を巡回
有珠	有珠土人組合		風俗改善、勤儉、共同積立の実施
虻田	良友会		虻田・有珠両校生徒の親善友好、機関誌『良友』の発行
有珠			
元室蘭	金蘭会（同窓会）	1916	談話会等の開催、機関誌『金蘭集』の発行
白老	白老土人協会		知徳啓発、一致和合、講和会や幻燈会の開催、共同浴場の設置
	白老土人協会婦人部		衛生の改善、講和会の開催
	白老第二尋常小学校同窓会		夜学の開催、修養訓話
鶴川	チン婦人会		風俗改良、貯蓄奨励、婦徳の修養
	萌別婦人会		同上
平取	二風谷青年団	1907	図書館の設置
	荷負青年団	1909	父兄懇談会の開催
	上貫気別青年団		
	上貫気別郷友会		
(注：平取外八箇村の青年団はいずれもシャモと合同である)			
門別	新平賀青年団	1920	
岡田	岡田土人報公会		
	岡田尋常小学校同窓会	1917	
	旧土人矯風会	1907	
伏古	伏古第二尋常小学校同窓会	1908	弊風矯正、演説会や討論会の開催、会員結婚式を会で行なう
	青年会		同窓会の改組、冬期除雪、通学児童の援護
	婦人会		共同耕作
	保護者会		出席の奨励、学校事務の援助、労働物件の寄付
十勝	十勝旧土人矯風会	1918	十勝各地のアイヌで組織
春採	春採青年会		貯蓄、勤儉、共同の精神涵養。シャモと合同（会長－シャモ、副会長－アイヌ）
旭川	旭川市旧土人青年会		弊習改善、勤儉奨励、品性の向上
	旭川市旧土人婦人会		婦徳の修養

注：ここに挙げられたのは概略であり、これら以外にも各地に同様の組織がある。

活動目的、内容に関する表現は、依拠した資料のそれに従った。

出典：『旧土人に関する調査』（1922年）102～105頁をもとにし、『室蘭支庁管内旧土人学事状況視察復命書』、吉田「伏古の旧土人教育」、白井「虻田の旧土人教育」、『平取外八箇村史』等を参照して作成した。

耕作」「貯蓄」「共同浴場」など具体的で継続性をもつものや、会員の結婚式を会で行う——それはアイヌブリ（アイヌ式）による儀式ではなく、「全然和人風に、作法を我（教員吉田巖を指す——筆者注）に教へてもらいたいとの事故……」⁽³⁷⁾ということの意味するのである——など、暮らしの中での重要な節目となる儀礼にも及んでいくものがあることを指摘できる。また、「名士」による「講話」や教員による「夜学」のみでなく、会員による「演説会」「討論会」や他の地域のアイヌとの「親善」などのアイヌ自身による言論や活動を伴っていること、が特徴である。特にこのことは、アイヌによる言論が広範に——ただしそれがあくまでも日本語の読み書きに通じた者に限定されることは留保せねばならないが——展開し始めるという意味を持

つ。組織の構成を見ると、「理事」などの役員には学校の設置・維持に積極的に関わったアイヌや学校を卒業したアイヌが就き、会長や名誉会長の地位には教員が就いていることが特徴である。

ただし、これらの組織が必ずしもコタンのアイヌの全てを組織したわけではなく、またその活動も必ずしも盛況であったというわけでもない。

例えば第二伏古で開催した夜学について、歴代の教員たちは、「明治四十年以後夜学会開催出席僅ニ二、三名乃至四、五名ノミ之レニ要スル薪炭油僅少ナラス……元来旧土人ハ冬期家庭ニ住ムモノ少ク多クハ鮭漁場ニ出稼ヲナスモノナレハ……前記ノ不成績ニ終ルヲ以テ四十三年以来開始セス」⁽³⁸⁾「大正七年十一月夜学会なるものを開き、会員の資質ならびに教養の向上をはかったが、会員の出稼、不在等のため予期した成績を挙げるができないままに、翌年一月で終了した」⁽³⁹⁾と、その「不成績」を嘆いている。その理由の一つは、教員が嘆いたように、出稼ぎの多さすなわちアイヌの生活の困窮にあった。

このほか、「第一回旧土人部落懇話会及第二回学芸演習会ヲ開催ス（懇話会ハ不成績ニ終リタリ会スルモノ僅ニ数名）」（平取、1910年）⁽⁴⁰⁾との記録や、「卒業生ヲ指導スル方法トシテハ各校同窓会ノ設アレドモ充分ナル効果ナキモノノ如ク其他青年会婦人会等ハ設ケアリテ間接ニ指導スレドモ充分ナル能ハサルモノノ如シ」（室蘭支庁管内、1917年）⁽⁴¹⁾との報告などを見ることができる。もっとも同じ報告が、これに続けて「只虻田第二小学校ニテハ……誠ニ推奨スベキニテ虻田校白井校長ノ指導誠ニ宜シキヲ得タルモノト敬服ノ外ナキ」とも述べていることは、活動の「成績」の如何は教員の「熱心」にも規定されていることを物語っている。

第二伏古の三野経太郎は、このような「不成績」について、「未開人種ノ事トテ之ヲ一朝一夕ニシテ矯正シ得ベキモノニ非ラズ」「薄志弱行ノ旧土人ニ在リテハ実績ヲ得ル能ハズ」と、責をアイヌの「未開」「薄志」に帰している⁽⁴²⁾。それは、三野に限らず多くのシャモの教員が抱いていた考え方であったろう。そして彼は、「目下ノ子弟ガ保護者トナリ其子弟ヲ登校セシムルニ至ラザレバ充分ナル矯正ヲ得ルコト能ハザル」「義務教育終了後モ丁年ニ達スルマデハ学校補習生トシテ收容シ毎日幾分ノ学科教授ヲナシ其外ニ於テハ実業ニ従事セシメ丁年未滿ニシテ学校ト関係ヲ断タシメサルヨリ他ニ良法ナキヤニ信ス丁年後始メテ学校ヲ去ラシメ同窓会（青年会）員トシテ指導奨励ヲナス」と述べるのである。つまり教員たちは、学校教育のみではアイヌの「矯正」は「不十分」だとの認識のもと、コタンの教化に乗り出してはみたものの、コタンの状況とアイヌの「薄志」（そこには、「弊習改善」の名のもとに暮らしに介入されることに対するアイヌの反発を読み取るべきだろう）という実態をまえに、学校教育の位置付けをいやおうなく高めざるを得なくなるのである。またこのことは、一見きわめて強大で圧倒的なシャモの支配の力も、ことコタンの内部に及んでその「矯正」を図るとなれば、組織だった教化を行い得るのはせいぜい学校のみである、ということを示しているのではないだろうか。

② 教員の「篤志」に対する顕彰

政府や道庁は、学校教育のみならずコタンの教化に「熱心」な教員の働きぶりを積極的に評価し顕彰していった。

1920年頃までの、文部省及び道庁による表彰に限ってみても、1906年に元室蘭の泉致廣が北海道で最初の「文部大臣選賞」を受け、1915年には虻田第二の白井柳治郎も文部大臣からの表彰を受けたほか、1904年に泉が、1907年には白井と二風谷の黒田彦三が、1911年には第二伏古の三野経太郎、春採の永久保秀二郎、有珠第二の山本儀三郎が、それぞれ道庁長官から表彰されている。

この他にも、白井を例にとれば、1920年に虻田村長から、1931年には室蘭支庁長から表彰を受けたうえ、1924年には彼が学校への通勤に往来する坂を「白井坂」と命名した碑が建立される⁽⁴³⁾など、「熱心」なアイヌ学校教員に対する表彰の類は数知れない。表彰の理由も、「多年本道旧土人小学校教育に従事し励精其の職に尽し教導感化の効学校の内外に及ぶ」とのように、教員の活動が、学校教育に限定されたものではない、学校を中心としてひろくアイヌに対する「教導感化」全般に及んでいる点を評価していることが特徴である⁽⁴⁴⁾。

こうした表彰以外にも、ジャーナリズムは彼等の尽力ぶりを、「篤志」に満ちた「熱心」な、言わば教員の理想像扱いで報道している⁽⁴⁵⁾。また、泉の「文部大臣選賞」の交付に際しては、元室蘭の学校に「来賓」のほか生徒や保護者、卒業生を集めた「式典」が開催された⁽⁴⁶⁾のであり、このような「表彰」は、単に教員個人の「栄誉」ととどまらない、アイヌに対する学校教育の「奨励」をも意図してもいたのである。

またここで留意すべきは、「熱心」な教員がコタンにおいてかち得た位置というものは、実は為政者がアイヌ教育制度の制定当時から教員に期待していたものだということである。例えば北海道教育会の「旧土人教育取調委員」の報告、「あいぬ教育ノ方法」(1893年)は、「あいぬ学校ノ教師タルモノハ平素質素ヲ守リ飲酒ヲ禁シ淡泊寡欲ニシテ誠意ヲ以テ此異類ニ接セサルヘカラス彼等ハ無知ナリト雖モ信仰心ニ富メリータヒ人望ヲ収攬スルトキハ百事意ノ欲スルマニ従フ」と述べている⁽⁴⁷⁾。そこには、教員の「誠意」と尽力によってこそ、アイヌの「人望ヲ収攬」することができる、というコタンにおける教員の位置に対する政策上の位置付けを見ることができる。

他方で政府や道庁は、アイヌ学校のエデュケーション条件などの整備は等閑に付していた。そのことがなおさら、劣悪な条件にもかかわらず「一意専心」に勤務する教員の「篤志」を引き立てることになったろう。他方で道庁は、教育条件の劣悪さに徹底して抗議した春採の教員・三浦政治に対しては、アイヌ学校からの配転を命じる、という処置で報いたのである⁽⁴⁸⁾。

何より、このような顕彰は、アイヌを「蒙昧」「不潔」と見做すことによってこそ、「艱難」きわまりないアイヌ学校に「熱心」に勤務する存在として教員を称揚することになった。例えば、文部省視学官がアイヌ学校教員の「熱心」を讃えて「一種の臭気蔽ふべからざる土人の不潔の間に日夕交はり……是等鈍き児童を相手に単級教授を遣って居る」⁽⁴⁹⁾と述べたことには、かかる発想の在り方が端的に示されている。

③ 「保護」事業の展開と教員

これまで述べてきた、学校と教員がアイヌに対して獲得した位置は、1920年前後に推進されたアイヌ「保護」事業の新たな展開の中で、施政上重要な役割を担うことになった。

ここでこの時期のアイヌ「保護」政策の展開を概観しておく。1919年、政府は「旧土人保護法」の一部を改正し(3月25日、法律第6号)、翌年からアイヌ人口の多い道内4箇所(平取、静内、浦河、白老)にアイヌの診療を目的とした病院(「土人病院」と通称された)を設置した。またこれ以外のアイヌ居住地には、「土人救療規程」(1923年6月28日、北海道庁令103号)に基づき既存の病院から123箇所の「土人救療所」を嘱託した。これら一連の施策は、アイヌに結核などが蔓延していることをその理由としていたが、同時に、「其ノ病毒引延テ一般ニ伝播スル」⁽⁵⁰⁾ことへの防衛措置でもあった。

また道庁は、1923年に「土人保導委員設置規程」（6月28日、北海道庁訓令第55号）を制定し、給与地管理とアイヌの生活の「指導啓発」を目的とする「土人保導委員」101名を委嘱するとともに、翌年には訓令「互助組合設立ニ関スル件」（7月29日、北海道庁訓令第65号）を発し、各市町村に給与地管理のための「互助組合」を発足させた。これらの施策は、「土人保導委員」の職務が「常に各土人部落を巡回して、飲酒・浪費の弊風改善は勿論、家庭衛生並に家庭生活の改善を図」ること⁽⁵¹⁾にあり、「互助組合」の組合長が当該市町村長であったこと（「互助組合ニ関スル件」中の「互助組合同約」第4条）などに表れるように、為政者がアイヌを「無能力」「保護民」と見做してきたことを明確に制度化し、アイヌの生活に対してより直接に監視し干渉していくものであった。

「土人保導委員設置規程」第2条は、「土人保導委員」の委嘱の対象として「市町村吏員」「警察官吏」らとともに「教育ニ従事スル者」を挙げている。この委員は委嘱によったため無報酬であったから、当局者の振り返るところによれば名前のみに終わったとされている⁽⁵²⁾が、その中でも「多年の功勞」があったとして道庁が表彰した者の多くはアイヌ学校の教員ないし元教員であった⁽⁵³⁾。ここでも「熱心」な教員たちは尽力ぶりを見せたのである。

ただし、春採の三浦政治のみは、一旦は「土人保導委員」に就任したものの、「市役所などは決して土人を保護する方策をとって居らぬ」と行政当局の姿勢を見抜き、「そんな方策で土人は救はれるべきか」と嘆いて⁽⁵⁴⁾、その職を辞している。

コタンに学校があり、そこに「熱心」な教員がいるということによって、初めて可能になり或いは一層の推進が可能であった政策は多岐にわたった。既に述べた他にも、姉去コタンの上貫気別強制移住という暴挙がともかくも遂行され得たのは、姉去の教員渡辺誠がアイヌと共に移住したことも一因だったという⁽⁵⁵⁾ことなどの事例を挙げることができる。とりわけ、コタンの成員の掌握という、アイヌ統治の達成点でありかつ次なる施策の基盤となる施策において、学校と教員の果たした役割は大きかったのである。

(3) 教員の意識

〈シャモの教員の自意識〉

「熱心」なシャモの教員たちに共通していたのは、アイヌに対する「関心」或いは「同情」や「義憤」を抱いて、アイヌ学校への赴任を自ら希望したことである。

具体的な理由や契機は各人により様々であるが、白井柳治郎は東京で開催された北海道旧土人教育会の講演会を聞いて感銘を受けたことがきっかけだったといい⁽⁵⁶⁾、熊崎直平も「土人研究」に関心を持つと共に「今や衰亡せんとする民、哀れなる旧土人に同情」して、アイヌ学校への赴任を支庁に「懇願」していたといい⁽⁵⁷⁾、白老第二の西川林平も「四年前当校の職員に欠員あるを聞き大なる希望と決心とを以て進むで土人教員の任に就」いたのだと述べ⁽⁵⁸⁾、吉田巖も「縦経伝説」への関心から北海道へ渡り、やがてアイヌの言語・慣習の調査研究を志し、またアイヌの窮状に対する「同情」を抱いて、アイヌ学校教員の職を希望するに至る⁽⁵⁹⁾。また、白井柳治郎、三浦政治、渡辺誠、永久保秀二郎、泉致廣らは、クリスチャンないしキリスト教の素養を持っていた者たちであった。彼等の「献身」は、このような素養にも由来していただろう。

アイヌへの「関心」がきっかけとなって、校下のコタンのアイヌ語やアイヌ文化の調査を行ない、ひとかどの研究に値する知見を蓄えた者も少なくない。吉田巖はその典型といってよい。彼

は、音更のアイヌ学校に勤務している頃から暇をみてはコタンを巡り歩いてアイヌを訪問し話を聞き、アイヌ学校に就職してからは、しばしば生徒にアイヌ語やウウェベケレなどの口承文芸を綴らせたりもしている⁽⁶⁰⁾。永久保秀二郎もアイヌ文化に関心を持ち、自ら収集したアイヌ語1832語を『アイヌ語雑録』にまとめている⁽⁶¹⁾。新平賀の高橋直平も、自筆の『新平賀郷土誌稿』において、アイヌの「人情・風俗」を克明に記述している⁽⁶²⁾。また吉田巖は、アイヌにとどまらず、台湾の先住民族や朝鮮における植民地教育など、言わばひろく当時のマイノリティ教育に関心を寄せたことが特徴である⁽⁶³⁾。

このようにしてアイヌと深く関わっていった教員たちにとって、多くのシャモがアイヌに対し蔑視を顕わにした言動をふりまいて省みる事がなく、為政者においてすらアイヌ「保護」やアイヌ教育が冷淡に扱われている、という現状は、強い憤りの対象となった。例えば吉田巖は、「最も愛憐にたへざらしむる一事は、アイヌ人に対する吾が同胞の同情心の実に実に紙よりも薄きことに有之候……道庁の堂々たる御役人衆すら川原乞食のようにけなされ居る有様」⁽⁶⁴⁾と綴る。彼がアイヌ学校への来訪者の振る舞いに対する批判を何度も書き留めたことも、来訪者たちの示す「同情」はせいぜいその場限りのものに過ぎないという経験があったからである。

これと同様に、多くのシャモや、時には為政者までもが、ことさらにアイヌの「異俗」を強調することも、教員たちによる強い批判の対象となった。例えば吉田巖は、博覧会などがアイヌの「原始生活を曝すことに「不快さと、及びその人道的な遺憾」⁽⁶⁵⁾を繰り返して表明しており、また国定教科書（第二期尋常小学読本巻十）に「あいぬの風俗」と題して掲載されている教材の内容について、「アイヌの風俗かくも聖代と同化を見」た今日の「実際とは多くの懸隔がある」としてその削除ないし改訂を要求している⁽⁶⁶⁾。この教科書の件については、熊崎直平も、「同課に説く所と旧土人現状とは甚だしき相違」があるとして「相当修正するを要す」と述べている⁽⁶⁷⁾。これらのことは、自分たち教員こそが、役人や研究者たちと並ぶ、特にアイヌとの密接な関わりを持っている点ではそれ以上の、アイヌの「理解者」なのだと自負と繋がっていた。

とは言え、教員たちの著作や談話の記事を探ってみれば、彼等もまた当時のアイヌ蔑視から自由ではなかったことを容易に見て取れる。白井柳次郎は生徒のことを、「例外もおりますが概して低能です、理解も記憶も和人の子供とは比較になりません」と語ったといい⁽⁶⁸⁾、永久保秀次郎も、「どうも土人の教育は、やはり特別なもので、……とにかく野蛮人だから、余程強く威厳を示して、きびしく仕込まねばいけません」と述べたという⁽⁶⁹⁾。そして、こうしたアイヌ観こそが、アイヌ教育には「愚昧」な者を「懇切」に教育するという「楽しみ」ある、とか、「至難」の事業に自分は尽くすのだ、といった意識をかきたてたのではないだろうか。永久保が、「それでも、こうやって世話をしますと、私の申すことは何でも用ひますし、又幾分なれば物もおぼへて参りますので、人様には知られない樂が御座います」と語ったといい⁽⁷⁰⁾、熊崎直平も「和人の教育に比し旧土人教育は趣味多し」と記している⁽⁷¹⁾ことなどに、そうした意識を読み取ることができる。吉田巖が、生徒の世話に「忙殺」された日の日記に、「嗚呼、我はかくして心志を勞し」と嘆きつつ、それに続けて、「然れどもこれがため生命を賭するもより、吾が本領飽くまでも犠牲たらん」⁽⁷²⁾との自負を強めていったことも、かかる意識の端的な表出である。

〈周囲のシャモの眼〉

さいごに、ではこのような教員の姿は、周囲のシャモにどう見られていたのか、という視点から、教員の置かれていた位置を検討しておきたい。

既に述べてきたような「顕彰」や「称揚」の表れとしての「尊敬」の念は、周囲のシャモにももちろん存在したと考える。だが同時に筆者は、周囲のシャモやシャモの学校の教員たちには、蔑視と嫉みの入り混じった感情が存在していたのではないか、という点に着目してみたい。アイヌ学校の教員たちが、「顕彰」や「称揚」と同時に、そのような眼差しの中に置かれていたということが、「一視同仁」を謳ったアイヌ教育の実態を示唆しているようにも思うからである。以下に述べることはいずれも断片的な資料からの推察ではあるが、少なくとも今後検討すべき論点だと考える。

「熱心」な教員たちが、アイヌ児童を迫害するシャモに対し厳しい対応を見せたことや、アイヌの土地や財産が騙し盗られるような事態に対してアイヌの利益を守るべく行動したことは前述した。このような教員の振る舞いは、周囲のシャモの主観的感情にあっては、ことさらにアイヌの味方についているように感じられたのではなかろうか。熊崎直平に対して、周囲からは「土人化したか」との揶揄や批判があったらしいとの話⁽⁷³⁾などは、そのような感情の反映ではなかろうか。

1911年、皇太子の北海道行啓に際して侍従が平取の義経神社を来訪した。このときアイヌの「風俗」について「奉答」する任務を課せられた吉田巖は、説明の中で、アイヌは古来から義経を崇拜している、というシャモの通説に対し、それはアイヌの伝説を潤色した虚構であり、この神社はアイヌ「撫育」のために設置されたに過ぎない、と事実を語った。これに対し戸長役場や神社の関係者ら周囲のシャモから強い反発が起こったが、彼は自分の言は「研究」によって解明されたことだと絶対の自信を持って譲らなかった。シャモたちの吉田批判も止むことがなく、吉田はクリスチャンだとの噂まで流れたという⁽⁷⁴⁾。——この顛末には、アイヌとの関わりに矜持を抱く教員と、その教員を時には煙たく感じる周囲のシャモの感情が表れてはいないだろうか。

「熱心」な教員たちが幾多の「表彰」を受けたことも前述した。だが例えば、1911年に道庁から「表彰」された教員の中で、表彰理由に「教導感化ノ効学校ノ内外ニ及フ」（圈点筆者）というのはアイヌ学校教員の3名のみであり、他はみな、学校教育それ自体の「功績」を理由としていたのである。他の年度の「表彰」においてはかかる極端な事例はないとはいえ、こと教員にとっては、授業の「巧拙」や学校教育の「成績」こそが先ず価値を持ったはずであり、アイヌ学校教員の「表彰」は、そのような中では例外扱いで見られていたのではないだろうか。とりわけ、周囲の「表彰」されない学校や教員たちからは、アイヌ学校の表彰などそのような例外に過ぎないのだ、という感情があったのではなかろうか。アイヌ学校の教員には正教員の資格を持たない者が少なくなかったこと（例えば1916年における「旧土人小学校」教員たちの資格は、訓導10名に対し、准訓導4名、代用教員7名となっている⁽⁷⁵⁾）も、周囲のシャモにとっては、かかる蔑視の拠り所になっただろう。アイヌ学校教員たちの「熱心」さを讃えた雑誌記事等においても、その讃え方が、「其の学力を謂ふのではなく、人格を謂ふのである」⁽⁷⁶⁾という言い方をしていたことにも、このような嫉みと蔑視に通じるものを見いだすことができる。

（Ⅲ 註）

- (1) 前掲白井「虻田の旧土人教育」, 308頁以下。
- (2) 前掲中村「永久保秀二郎の研究」, 121頁ほか。
- (3) 前掲岩谷「旧土人教育談」, 『北海道教育雑誌』123号。
- (4) 前掲『吉田巖日記』第6, 9, 12頁。

- (5) 山本融定『日高国新冠御料牧場史』, みやま書房, 1985年, 126頁。
- (6) 前掲中村『永久保秀二郎の研究』, 177頁以下。
- (7) 前掲「アイヌのくらしと言葉」2, 49頁。
- (8) 貝沢正の回想。前掲「アイヌ教育史——教育史学会コロキウム『アイヌ教育史』の記録——」, 116頁。
- (9) 河野常吉による, 1921年3月23日, 明石四郎, 伊賀敷多助からの聞き取り。河野『アイヌ聞取書』(河野本道編『アイヌ史資料集』第2期第7巻, 所収)。
- (10) 伊藤明の指摘。前掲「アイヌ教育史——教育史学会コロキウム『アイヌ教育史』の記録——」, 97頁。
- (11) 高橋直平『新平賀郷土誌稿』, 謄写刷(後半部分はペン書), 北海道立図書館北方資料室所蔵。
- (12) 貫塩喜蔵の回想。前掲松本・秋間・館『コタンに生きる』, 139頁。
- (13) 前掲貝沢「近世アイヌ史の断面」, 122頁。
- (14) 貝沢正の回想。前掲「アイヌ教育史——教育史学会コロキウム『アイヌ教育史』の記録——」, 116頁。
- (15) 前掲梅本編『江賀寅三遺稿 アイヌ伝道者の生涯』, 66～67頁。ただしこれが提出されたかどうかは不明である。
- (16) 前掲松本・秋間・館『コタンに生きる』, 59～60頁ほか。
- (17) 前掲『吉田巖日記』第5, 112頁。
- (18) 前掲高橋編『続・北海道の女たち ウタリ編』, 21頁。
- (19) 前掲吉田『心の碑』154～155頁。
- (20) 加藤ナミエの回想, 前掲『エカシとフチ』, 125頁。
- (21) 前掲吉田『心の碑』, 39頁。
- (22) 芹沢醒「アイヌの子等(十勝国伏古のアイヌ学校)」, 『人道』141号, 1917年1月。
- (23) 「献身以て尽せる虻田土人の恩人」, 『北海タイムス』1913年6月30日付。
- (24) 「土人教育者」, 『北海道教育雑誌』116号, 1902年9月。
- (25) 「旭川区及上川支庁管内学事状況」, 『北海道教育』1号, 1918年8月。
- (26) 「頼母しき先生 鶴川小学校猪狩教員」, 『北海タイムス』1908年2月27日付。
- (27) 前掲「旧土人教育に関する調査」, 『北海之教育』182号。
- (28) 武隈徳三郎『アイヌ物語』, 富貴堂, 1918年, 13頁。
- (29) 貝沢正の回想。前掲「アイヌ教育史——教育史学会コロキウム『アイヌ教育史』の記録——」, 116頁。ここでいう「名前」とは, 日本語の名前のことである。
- (30) 警察官を指して, アイヌが「エムシ(刀, 剣)コロ(持つ)クル(人)」と呼んでいた記録をしばしば見かける(前掲吉田『愛郷誌料』94頁, 前掲『アイヌのくらしと言葉』1, 206頁, また吉田巖『北海道アイヌ方言語彙集成』, 小学館, 1989年, も参照)。このことは, 警察官が提げているサーベルが, アイヌにとっての警察官の存在を象徴するものであったことを示唆しているのではないだろうか。父が密漁の廉で警察官に連行されていった「大変なできごと」を回想した萱野茂の文章が, 「ある日, 長いびかびかの刀を下げた巡査(警官)がわが家の板戸を開けて入ってきました」から始まる(前掲萱野『アイヌの碑』, 74頁, 圏点筆者)ことも, 萱野の強烈な記憶をリアルに示しているものと考えられる。
- (31) 石橋俊実ほか「アイヌ学童の知能検査」, 『民族衛生』10巻4号, 1942年8月。
- (32) 『浦河支庁管内荻伏村国勢調査予習実施概要』, 北海道庁臨時国勢調査部, 1920年, 9頁。
- (33) 「元室蘭アイヌ学校卒業式」, 『北海タイムス』1902年3月29日。泉のこのような活動については, 小

川第一論文, 314頁も参照。

- (34) 三野の河西支庁宛て答申書抄録, 1911年10月。前掲吉田『愛郷誌料』50頁, より重引。同資料は, 前掲吉田「伏古の旧土人教育」, 296頁にも引用されている。
- (35) 『我が校を中心とする旧土人社会教育概観』, 岡田尋常小学校, 1923年。
- (36) 海保洋子は, 主として1910年代におけるアイヌの「小組織」の結成を, 「官製の地方改良運動」による「国民組織化」の一環であるとし, 1920年代後半以降の「アイヌ系民衆の上に展開された国民組織化」を「自力更正運動」の一環であると位置付けた(前掲海保「大正期におけるアイヌ系民衆と国民組織化」)。筆者も, 基本的な位置付けとしては, 海保の所説に同意する。
- (37) 『吉田巖日記』第12(帯広叢書31), 帯広市教育委員会, 1990年, 28頁。
- (38) 第二伏古の1911年の記録。前掲吉田「伏古の旧土人教育」, 292頁, より重引。
- (39) 同前, 295頁。
- (40) 『第一号 平取尋常高等小学校沿革誌』, 墨書, 平取小学校所蔵。第2回が開催されたという記録はこの沿革誌には見られない。
- (41) 前掲『室蘭支庁管内旧土人学事状況視察復命書』, 8頁。
- (42) 前掲吉田「伏古の旧土人教育」, 292~293, 297頁。
- (43) 教員の表彰については, 『北海道教育雑誌』136, 166, 171号, 『北海之教育』219, 266号, および山崎長吉「白井柳治郎の人間性」, 『北海道の文化』9, 1965年, 59~60頁, によった。
- (44) 『北海之教育』219号, 42頁。ただし, この文言じたいは, 例えば文部省の教育「効績者」表彰のさいの表彰理由においてもひとつの類型をなしていた(笠間賢二「日露戦後期における教職意識振興策——『小学校教育効績者選奨』の分析——」, 『東北大学教育学部研究年報』38, 1990年3月, による)から, アイヌ学校教員に固有の「賛辞」ではないことは断っておかねばならない。
- (45) 「教育者と恒産外三題」, 『北海之教育』213号, 1910年10月, 前掲岩谷「旧土人教育談」, 『北海道教育雑誌』123号, など。
- (46) 『北海道教育雑誌』166号, 1906年11月。
- (47) 岩谷英太郎・永田方正「あいぬ教育ノ方法」, 『北海道教育雑誌』9号, 1893年8月。小川第一論文313頁も参照。
- (48) 前掲松本・秋間・館『コタンに生きる』, 125~126頁。
- (49) 横山栄次「北海道の普通教育に就て」, 『北海之教育』226号, 1911年1月。これは横山の視察談を筆記したものであり, 同内容の記事が『教育時論』『帝国教育』等の全国的な教育雑誌にも掲載されている。
- (50) 『公文類聚』, 1919年巻二十九ノ六。
- (51) 前掲喜多『北海道旧土人保護沿革史』233頁。
- (52) 喜多章明『十勝アイヌのあしあととこの後のみち』, 十勝アイヌ旭明社, 1927年, 36頁。
- (53) 「旧土人保導委員に記念品」, 『北海タイムス』1932年3月13日。
- (54) 引用部分は三浦政治の日記による。前掲松本・秋間・館『コタンに生きる』, 110~111頁より重引。
- (55) 山本融定「コタンを訪ねて(一)——沙流川流域の人々」, 『北海道の文化』56, 1987年2月。
- (56) 前掲白井「虻田の旧土人教育」, 306頁。
- (57) 『我が校の旧土人教育概観』, 岡田尋常小学校, 墨書, 執筆年不明。本資料は山本融定氏の提供による。
- (58) 「土人教育談」, 『北海タイムス』1909年6月3日付。
- (59) 吉田の関歴については, 前掲竹ヶ原「近代日本のアイヌ教育」476~479頁を参照した。
- (60) 前掲『吉田巖日記』の各所に, その様子を見ることができ, 収集した「成果」は, 吉田『愛郷誌料』

等の著作で見ることができる。

- (61) 前掲中村『永久保秀二郎の研究』, 164頁以下。
- (62) 前掲高橋『新平賀郷土誌稿』。
- (63) 前掲吉田『日新随筆』60, 62頁ほか。また, 前掲竹ヶ原「近代日本のアイヌ教育」483頁も参照。
- (64) 前掲『吉田巖日記』第4, 119頁。
- (65) 前掲吉田『日新随筆』67頁。
- (66) 前掲吉田『心の碑』170~176頁。
- (67) 熊崎「旧土人教育に関する意見」, 「アイヌ研究第一回原稿用紙」との印刷がある野紙に墨書, 執筆年不明。本資料は山本融定氏の提供による。
- (68) 「白井柳治郎君」, 『北海之教育』266号, 1915年3月。
- (69) 『吉田巖日記』第4(帯広叢書23), 帯広市教育委員会, 1981年, 55頁。
- (70) 「土人教育者」, 『北海道教育雑誌』116号, 1902年8月。
- (71) 前掲熊崎「旧土人教育に関する意見」。
- (72) 前掲『吉田巖日記』第5, 36頁。
- (73) 伊藤明の指摘。前掲「アイヌ教育史—教育史学会コロキウム『アイヌ教育史』の記録——」, 97頁。
- (74) 前掲『吉田巖日記』第6, 32頁。前掲吉田『心の碑』も参照。
- (75) 「北海道教育関係職員調」, 『北海之教育』287号, 1916年12月, による。
- (76) 前掲岩谷「旧土人教育談」, 『北海道教育雑誌』, 123号

Ⅳ アイヌの教育に対する要求・批判とアイヌ教育政策との拮抗

(1) 道庁による調査を通して見るアイヌ教育の「実績」

これまで見てきたようなアイヌ教育について, 道庁はその「実績」をどのように捉え, またどのように自己評価していただろうか。ここではこの点について, 『旧土人に関する調査』(以下単に『調査』とする)⁽¹⁾の内容を中心に他の調査類を併せて見ながら検討する。

『調査』の「教育」の項は, 先ずアイヌ児童の就学率, 出席率などの統計を示した上で, 近年においては「好成績」に達したと評価する(78~92頁)。

「和語を解するもの」の調査では, 各支庁管内から「七十歳以上の老人三名を除く外は和語を解す」(旭川市)「和語を解せざるものなし」(石狩支庁)「和語を解する者は四十歳以上に於て千五百五十六人, 四十歳未満に於て四千九百二人にして解せざるもの四十歳以上に於て八十七人, 四十歳未満に於て百四十五人あり」(浦河支庁)「四十歳以上の者にして和語を解せざるもの網走町に三名ある外悉く之を解す」(網走支庁)などの報告が寄せられている。これを受けて『調査』は, 「多少」の「老年者」を除いてほとんどのアイヌに日本語が「普及」していると評価している(105~107頁)。ただし, 「大体に於て同種族間の通話にはアイヌ語を用ひ和人に対しては和語を使用す」と述べていることは, アイヌの多くはなおアイヌ語を身につけていたこと, 日本語はシャモとの接触の中で使用・習得を強いられたものであること, を反映している。また『調査』は, 「普及」している日本語の「程度」は「概ね卑近の言語に過ぎ」ないことを認めているから, 「普及」の実態は果たして『調査』が誇るほどのものであったかどうかについては留保せねばならない。

次に, 「文字を解するもの」の調査がある。それによれば, 「文字を解するもの」は約5200人,

アイヌ人口のほぼ3割にあたる。またその年令による内訳は、40歳未満が約5000人とその大半を占めている(107, 108頁)。なお、ここでいう「文字」とは「漢字及仮名」のことだとされているが、後述する「教育を受けたる」者についての調査から考えても、その「程度」は「簡易卑近」なものに押しとどめられていたと推察する。

他の時期の記録や調査によれば、1907年においては「三十歳近くものに至りては概ね目に一丁字なし」(平取)⁽²⁾であったといい、一方、1920年代末には「言語は現在に於てどアイヌ語を用ふる者なく、青年等は大方之を知らぬ」⁽³⁾とされるに至っている。学校教育の「普及」と日本語が「普及」しアイヌ語が奪われていく過程との相関を窺うことができよう。

『調査』は、この他にも「現在に於ては概ね木綿服を着し、……昔時の如く鳥獣の皮にて作りし衣服アツシにて作れる衣類は甚だ稀となれり」「現在に於ては其の富裕なるものに在りては米を単食するものなきにあらざるも、之に粟、稗、豆類を混じ、……馬鈴薯、蔬菜を副食とするもの多し」「近時次第に進化して、和人風の家屋或は和人風に土人風を交へたる家屋をつくるもの多く」(56~63頁)などの報告が見られ、衣食住のそれぞれにおいてアイヌ固有の生活の「改善」が進行していると評価している。

『調査』は更に、「教育を受けたる旧土人の現状」として、アイヌで「小学校を卒業したるもの、もしくは卒業せざるも教育を受けたことある者の現状」をアイヌの「無教育者」やシャモと対比しつつ報告している(92~100頁)。その内容を検討してみると、上述した「好成績」の内実をうかがうことができる。

これによると、まず「学校卒業後ハ全ク文筆ト離レテ補習ヲナスモノナク為ニ読書計算ノ力ハ年ト共ニ低下」(旭川市)「大多数ハ日常生活ニ必要ナル簡単ナル文字語句ヲ読ミ自己ノ姓名ヲ書記シ得ルモ概シテ学力ノ程度低下」(室蘭支庁)「第六学年ノ課程ヲ了レルモノハ和人ノ第三学年修了者ニ相当スルノ情況」(浦河支庁)「小学校在学中ヨリ国語、算術両科ハ成績劣等ニシテ、卒業後モ之ガ補習ノ念ナキ」(根室支庁)といったように、「学力」は在学中も「低」く、卒業・退学後は更に「低下」し、従ってシャモに比べ「低級」であると述べている。日本語の読み書きにしても、ただか「日常生活ニ必要」な程度の読み書きにとどまっていたのであり、道庁のいう「好成績」とは、シャモと対等に言論を行使し得ることではなかったのである。アイヌはシャモの言うことを「解」せねばならなかったが、シャモはアイヌにその想いや要求を語らせようとはしなかった。それがアイヌに対する日本語「普及」政策の実態であり本質であったと言うべきだろう。

また卒業者の進路も「農漁労働ナルモ……日雇ヲ兼ヌルモノ多シ」(札幌支庁)「概ネ家計ニ追ハルゝガ故ニ、児童モ小学校卒業後家事ヲ手伝ヒ、又ハ奉公ニ出ヅルモノ等多ク」(浦河支庁)「多クハ農業ニ従事シ居ルモ独力経営ノモノ比較的少シ。冬期間ハ狩獵ヲナシ、或ハ牧場、漁業、工場等ニ雇ハルゝモノ多シ」(河西支庁)「主トシテ漁業ニ従事シ冬期ハ角材薪材ノ伐採ヲナス為和人ニ雇ハルモノ多シ」(宗谷支庁)というように、進学する者は殆ど居らず、農漁業、雇用労働、出稼ぎといった職業に従事している。この有様は、本論文の冒頭で見たコタンの状況とさして変わるところがない。またこのことからすれば、「旧土人の生徒は学校に於て教育を受くるも之を以て将来為さんとする望殆んどなく唯無意識的に学習するのみにて」と述べてアイヌ児童は「懶惰放逸」だとするようなシャモの観察⁽⁴⁾は、原因と結果を逆に見ていると言わざるを得ない。

これらの一方で『調査』は、次のような点が「教育を受けたる者」の「長所」だという。すな

わち、「衣食住ニ関シテハ一人和人ニ倣ヒテ着々改善シ、飲酒ヲナスモノ無教育者ニ比シ著シク少キハ喜ブベク住所ノ清潔整頓入浴衣服ノ洗濯等ニ至リテモ旧土人トシテ頗ル良好ノ風ヲナセリ」（旭川市）「日常生活衛生状態ニ関シテハ無教育者ニ比シテ進歩セリト認メラルヽ主ナル点ヲ挙グレバ、1男女トモ服装頭髮全ク和風ヲナスコト、2公会ノ席ニ出ヅル場合等ハ衣服ヲ改メ、羽織袴ヲ用フルモノアルニ至リシコト……等ニシテ、之等ハ一面和人社会ヨリ受クル無意識ノ感化、モシクハ軍隊生活中ニ受ケタル訓練等ノ結果等ニモ依ルモノナルベシト雖、之ニ順応シ得ルノ素養ハ彼等ノ受ケタル教育ニ原因スルモノナルコト疑ヲ容レズ」（室蘭支庁）「衣食住衛生ニ関スル思想モ無教育者ニ比シ深ク、多少ノ進歩ハ認メラル」（根室支庁）と、「無教育者」に比べ民族固有の生活慣習を「脱」して、和人に「倣フ」ことに努め、上述のような劣悪な労働にも「励ム」ことを、特に評価している。アイヌがそのように「進歩」する契機として、「軍隊生活」や「和人社会ヨリ受クル無意識ノ感化」（これは、学校での授業や役人による「演説」などにとどまらない、アイヌがシャモとの関わりの中で蒙る様々な経験を意味しているだろう）が挙げられていること、しかもそれに「順応シ得ルノ素養」は学校教育によっている、と位置づけていることにも注目したい。

つまり道庁は、学校教育を受けたアイヌについて、「学力」や卒業後の生活は「低級」であるとしながら、彼等が「旧慣」の「改善」に努めていることこそが「無教育者」に比しての「特長」だと評価したのである。道庁にとってのアイヌ教育の「成果」は、アイヌが希求したような、シャモと「同等」の「学力」「生活」ではなかったのである。

(2) アイヌの教育要求・教育政策批判の諸相

それならば、この時期、学校教育が急速に「普及」する過程において、アイヌはどのような意識、態度をもって、これに対したのだろうか。

〈アイヌの「教育熱」〉

アイヌの中には、学校教育の「普及」を図るべく、すこぶる「熱心」な活動を示した者がいた。開拓政策の大規模な展開をみた1890年代以降、学校設置の必要を感じ、学校の設置に積極的な動きを見せたアイヌが現れはじめたことは前述した⁽⁵⁾。彼等は学校の設置後も、金品や労力を提供して学校の設備の充実や増改築をはかり、他のアイヌにも「協力」を求め、就学の確保、「弊習」の「改善」を説いたのである。こうしたアイヌを、道庁も顕彰したし、ジャーナリズムも「学事熱心」のアイヌだと讃えた⁽⁶⁾。

卒業生を中心とした同窓会、青年団等の活動も、時にはシャモのそれを凌ぐほどの、活発さや「熱心」さを見せている。例えば、春採の青年団の結成は釧路におけるシャモのそれより1年早かった⁽⁷⁾のであり、二風谷の青年団は当時の平取戸長役場管内では最も早く結成され、その活動に対し1913年には日高教育会から、1914、16年には道庁から表彰を受けている⁽⁸⁾。1921年1月29日に伏古尋常小学校（シャモの学校である）で開催された十勝連合青年団等の主催する講演会において、伏古分団（シャモの組織である）の出席は「七十九名中、時間までに僅か二十名そこら」であったのに比して、第二伏古分団（コタンの組織である）からの参加者は「開会前のそろひちこくなし」であったため、「指導員から日新（第二伏古の改称後の校名である——筆者注）校下の青年団の過賞と、伏古分団のより以上の戒心とを懇にと浴せられた」という。同年6月5日の帯広青年団の総会においても、団員の出席率が「一割りにみたぬ」ような低調であった中で、コタンの団員は「全員（但当日在村のもの）のこらず出席」（とはいえ、「当日在村のもの」とい

う但し書きは、出稼ぎなどの多さを示唆していよう)であった⁽⁹⁾。

1910年、道内を視察した文部省視学官は、白糠第二の校下において見聞したこととして、次のような話を紹介している。

「日露戦争の際土人船田久助といふ者旭川軍隊に編入せられ戦功により勲八等に叙せられたソコで土人部落一般に非常の感動を与へたのである人間外に取扱はれて居った土人が幾多のシャモ軍人が勲章を貰はぬのに土人が貰ったのは非常の名誉と感じたのである中にもヌクシオシロシといへる土人率先して凡て国のため尽くせば土人でも其功勞を表彰せらるゝ是皆教育のお陰である教育に尽くさねばならぬと熱心に土人部落に説き廻った……」⁽¹⁰⁾

この談話がシャモの「教育熱」を鼓舞することをも意図していたであろう点を差し引いても、徴兵・兵役という途が、アイヌにとってはシャモに「互」して「功」を挙げる術だと捉えられていたこと、そして実際に「勲章」などの「榮譽」にいたく「感激」したアイヌがいたことを確認できよう。そして、「文字なき民族」として「未開」視されてきたアイヌにとって、学校教育を経ることが、徴兵・兵役への途にとっても切実な要件だった筈である。日露戦争はアイヌ兵が初めて出征した戦争であったが、そこでアイヌに授けられた「榮譽」は、アイヌに学校教育の「必要」を感じさせる役割をも果たしたのである⁽¹¹⁾。

〈民族文化伝承の「断念」〉

このような、アイヌの「教育熱」とでも呼ぶべきものは、一部のアイヌにとどまらない、広範な基盤の上にあったことが重要である。このことがアイヌ児童の就学率の高さをもたらしたのであり、またごく限られた就学率に留まっていた1900年以前と、この時期との質的な差異でもある。そして、この「教育熱」は、多くのアイヌにおける、民族固有の言語・文化の伝承を自分たちの世代で「断念」せざるを得ない、という痛切な判断に根ざしていたのである。

以下に挙げた事例は、当時のアイヌの体験に共通して見られる事態である。

「父親は、アイヌ・イタク（語）も、ウポポ（歌）も、もう必要ない、そろばんと漢字を覚えろ、といった」（1941年生まれ、新十津川）⁽¹²⁾

「ユーカラやウエベケレの名うての伝承者だったコタンピラ夫妻……（孫の貝沢正に——筆者注）アイヌ伝承文学どころかアイヌ語さえ教えず、むしろ反対に、シサム（日本人）の『おとぎばなし』を日本語でかかせた……（祖父母たちの——筆者注）苦悩など知るよしもない幼少の正は、母の実家でコタンピラ夫妻からきいた『日本のおとぎばなし』を、帰ってから父の祖父母に日本語で聞かせる。大喜びの二人にうながされるままに、一晩に同じ話をくりかえしては得意がっていた。」（1912年生まれ、二風谷）⁽¹³⁾

「（年寄りたちがアイヌ語で——筆者注）集まって話をするときにも、おれたちは奥へやって寝かせる。『聞いちゃいかん』と。……聞こうとしたら火ばしが飛んでくる……夜になると、酒を出して延々とやってるから、どうしても聞こえちゃう。それが小学校の終わりまで続いた。」⁽¹⁴⁾

これらは、数百年にわたる日本からの侵略を受け日本語無しには生存す困難な状態に追い込まれたアイヌの多くが、「子孫が生きていくためには自らの文化をここで断念せざるを得ないと判断」⁽¹⁵⁾したことの表れと解すべきだろう。

かかる「断念」のあり方は、アイヌ自身が、自らを「滅びゆく」ものと感じざるを得ないほどの、痛切な判断に根ざしていた。このような観念が、アイヌの中に深く食い込んでいったさまは、以下のような資料からも窺うことができる。これらは何れも、吉田巖がアイヌ児童に綴らせた文章の一部である。

ア：（イオマンテを見て）「血ヲ出シテイルノヲ見テ、カワイソウニオモイナガラカエツテキマシタ」「きつねだって生物なのに、どうしてあんなにするのだろうかと思いました」⁽¹⁶⁾

イ：「アイヌの人とサモの人がせんぞがおなじである（にもかかわらず——筆者注）……どうして子ども等が、アーイヌが来た、などといふのか」⁽¹⁷⁾

ウ：「……だからトカチは焼けるということ我々アイヌは滅びゆくばかりだといふはなしだ」⁽¹⁸⁾

エ：（「開拓」以前の帯広について——筆者注）「熊が居り鹿が居り、魚が沢山居たので食物に不自由しなかったが、学校がなくて学問をしないから人ばかり居ても何も役に立たなかったろう」⁽¹⁹⁾

アの文章は、1929年に伏古コタンで行なわれた狐送りを見たアイヌ児童の作文の一節である。これらの資料は、引用者である吉田が、1917、18両年の狐送りの際の子どもの作文と対比して「アイヌの児童にしたしまれた此の行事も次第に非時代的なものとして忘れられたこと」⁽²⁰⁾を言おうとして紹介したものであるから、全ての生徒がこのような感想を抱いたとはいいがたいが、それでも、「送り」というアイヌの儀礼の観念がこの子ども達には伝承されなくなりつつあること、代わって、言わばシャモ的な価値観が浸透しつつあることを認めることができよう。

イの文章は、この児童が、アイヌとシャモの「せんぞがおなじ」という、いわゆる和夷同祖論⁽²¹⁾を誰かに教わっていたことを示している。この作文の論旨がそうであるように、差別と迫害を蒙るアイヌにとって、本来は荒唐無稽な同祖論であっても、それを言わば自らの存在証明としていった、ということがあったのではないだろうか。

そしてウの資料は、「伏古のむかし」を綴った文の末尾の部分であり、アイヌ児童自らが自分たちを「滅びゆくばかりだといふはなし」と締め括っている。エの作文にも、「開拓」後の社会との対比で、アイヌ固有の生活を「学問をしないから……何の役にも立たなかった」と述べる歴史意識が示されている。

刮目すべきは、ウは、「コロボキウンクルといふ神様」が登場するなど、ともかくもアイヌの口承文芸のスタイルをとろうとしていることである。筆者は、この寓話は、シャモが一方向的に創作してアイヌに教え込んだのではなく、恐らくアイヌの大人が話して聞かせたのではないかと推測する。アイヌの口承文芸、中でも散文説話は、「或る意味での因果応報観に基づいた論理に従い、よい心の持ち主は神の加護を受け、悪心の持ち主は最後には報いを受けるという形で展開するのが普通である」⁽²²⁾という。アイヌにとって、現実には起こっているシャモの圧迫は、極めて理不尽でありながら、しかしどうすることもできないと感じられるほどに強圧的かつ執拗なものであった。そのため遂には、アイヌは自らを「滅ぶ」とする形の寓話を作ることによって、何と

かして自分たちの歴史を受け止めようとしたのではなからうか。アイヌが自らを「滅びゆくもの」と語らねばならなくなる痛切さを、この寓話から読み取るべきではなからうか。

かかる「断念」の痛切さが、学校教育の「必要」を感じる切実さに通じていた。子どもを学校へ通わせたアイヌの親たちには、下記のような「熱意」を示した者が少なくない。

「母は毎夜、わたしに、

『きょうは、どこ習ってきたの。本を読んできかせて……。』

というので、習ってきた教科書を読んでやると、『ホーウー』と合づちを入れて聞いていたものです。』⁽²³⁾

「うちの親たちは、

『いいか、アイヌがバカにされたり……するのは、シャモに比べて文化が遅れているからなんだ。いっしょうけんめい勉強すれば、だれもバカになんかしらないんだ……。』

と、さかんにいってくれた……。』⁽²⁴⁾

先に紹介した文部省視学官が、アイヌの「教育熱」はシャモと違って「形式的」でない、と見たこと⁽²⁵⁾は、現象を正確に捉えていたと言うべきだろう。また、吉田巖がアイヌ文化に関心を持ち、しばしば生徒を通じてアイヌ語やアイヌの伝承などを採取していたことは前述したが、その吉田が荷負では在勤僅か2年程度で転任したことについて、「当時の吉田校長は、アイヌの事なんでも研究する人で、生徒に対しての勉強教える方はおろそかにすると評判が出」たことが一因だという話⁽²⁶⁾は、その当否は不明ながらも、筆者には現実味をもって感じられる。切実な想いで、自分たちの文化を「断絶」せねばならない、そして子どもには読み書きを身につけさせていかねばならない、と考えたアイヌたちにとって、アイヌの文化をことさらに調べて廻る教員というのは、ひどく苛立たしい存在として感じられる場合があったのではないだろうか。

もちろん、かかる「断念」のあり方から距離を置いていたアイヌがいたこともまた確かである。

以下に引用したのは、学校へほとんど通わずに過ごしたアイヌの回想である。このような出来事は、各地のコタンの幾多のアイヌの間で起こっていたに違いない。

「おんなし年頃のやつ、(おらが) 畑に、稼いでいて、畑の、隅っこさ、上がったとこへ、学校から(帰って) きて、畑さ寄って『……あらー！ いいねえ、この畑にハコベさいっぱいある』って言うの。『えー？、ハーコベー？ どんな物ハコベよー』って。『あれーあんたわからんのー？』って。……『あれー、これハコベっていう物かい？ フチはリーテンムンてばかり言って、……』って。『あんた、いつまんでたってもフチの話ばかり信用してー。これねえ！ 仙台衆や南部衆の人らに私も、教えてもらったの、おんなじ学校さ行って。これはハコベっていう草なんだって。……』『ふーん、おらあはリーテンムン、……リーテンムンって言うんだー』って。『ハコベて言いなさい、これから！』そういふ相棒に怒鳴られて、腹んばい悪くて(＝腹が立って) 帰って来て、

フチー	『ばあちゃん、
ハーコベって言うクスリ	ハコベって言う薬草
クエラムアン	おら分かった
タントーよいやく	今日ようやく
クエラムアン	おら分かった
リーテンムン	リテンムン（の事を）
シーサムウタラ	和人の人達は
ハーコベアリ	ハコベって
レーヘア， コレー， ハウ	名前をつけていっている
……	……」

って。

イーラームイーラーム 『んまあ、にくい、にくい（そんなに日本語が良いのなら）
 ホークレークナク やっと（さっさと）
 シーサムイタク 日本語（なんか）を
 エイコイサンパ！ 真似しろ！』
 って。こんどフーチに怒られる……。」⁽²⁷⁾

また、意識的にせよ無意識的にせよ、固有の慣習や言語を育む力が、アイヌ社会に根強く存在しただろう。1919年、吉田巖が生徒に「家庭の口ぐさ」を書かせたとき、「学校で勉強せよ」「復習せよ」などを挙げた子供は多かった⁽²⁸⁾が、しかし、例えば1928年、「食事に困むもの」について綴らせた中には、「めしをこぼしたら、『チカシボ、エ』といって置く」というアイヌの教えを答えた生徒が何人もいる⁽²⁹⁾などのことにも、そのような根強さがうかがえる。

〈譲れない民族の「誇り」の存在〉

アイヌが自らを「滅びゆくもの」と感じ、自らの文化の伝承を「断念」していたとしても、その内実は、道庁やシャモの教員たちによる督励とは、微妙ではあるが重大な違いがあった。

教員や官吏らが演説や授業において、アイヌの「劣等」とシャモの「優等」さをたたき込むとしても、かかる“注入”はしばしばアイヌの痛烈な反発を招く。下記の2つの資料は、この事例である。

「来会者百四五十名内三四十名の旧土人を見る然るに説明者か旧土人を思ふの切なる熱情溢れて旧土人従来の非点を挙げ反省を求めしもの却て其御機嫌を損し彼れは其眠きを口実とし袂を連て帰る」(虻田, 1900年, 「旧土人教育幻燈會」を開催したときの模様)⁽³⁰⁾

「先生がある時、修身の時間にな、修身の本を開いていたらな、本の挿絵に二人の人の絵があるんだよ。

一人の男は羽織り袴を着た紳士風の人で、もう一人はぼろの着物を着た乞食風の人で、……先生は説明するんだな。『この絵の人は、荷負で言えば名畑さん（シャモ——筆者注）のような人で立派な人なんだが、この乞食の人は、上のコタン（ホピポイ）のアチャポ（壮年の男性を意味するアイヌ語——筆者注）達のように酒吞で稼がないと、乞食のようになるんだ。』

と説明したものな。

子供心にも、これには腹立ったものな」(荷負, 1910年代後半)⁽³¹⁾

また、アイヌで教員となり、1918年に遠仏に赴任した江賀による、同校の「教育計画に関する案」⁽³²⁾を見ると、シャモの教員と同様に「勤労」「衛生」「規律」などの徳目を掲げてはいる。「衛生思想、規律、儉約」についてはアイヌの「最も短所」とも述べている。しかし同時に彼が「アイヌの長所とする、勤労友愛、博愛の美風を積極的に奨励」(圈点筆者)すると述べた点に、シャモの教員との違いを見いだすことができる。シャモの侵略・迫害を腹背に受け、更には自らの内にもそれがしみ込んでくるような中にあっても、アイヌは、当然ながら、譲ることのできない民族の誇りを強く持っていたのである。

かつてのアイヌの就学率の極端な低さとこの時期の就学率の上昇は、不就学と就学という一見正反対の行動でありながら、シャモによるこれ以上の抑圧・差別に対する拒否の表れであったという点で相通じるものがあるのではないか。アイヌにとって、民族文化伝承の「断念」と「教育」の「必要」とは、これ以上の生活破壊と差別とを拒否しシャモと「対等」になることへの希求に貫かれていたのである。この点において、アイヌがシャモに「倣う」ことを「成果」と自賛した為政者らと、アイヌの教育政策に対する要求・批判とは、根本的な乖離があった。

〈第2次「旧土人児童教育規程」に対する批判〉

かかる乖離は、アイヌ教育制度の2つの柱——「別学」制度と、「簡易」な教育課程——に対する批判、とりわけ第2次「旧土人児童教育規程」に対して噴出したアイヌの批判の中に端的に見ることができる。

アイヌで教員となった武隈徳三郎は、井目戸の教員を努めていた1918年・23歳のときに『アイヌ物語』を著した。この中で彼は、第2次「旧土人児童教育規程」について、当局者のいう制定の「趣旨」を紹介したうえで、「其の実際に適合するや否やは之を描き筆者はアイヌの子弟が和人と同様の教育を受けること能はざるを思ひて転た悲しみに堪へざるなり」と、婉曲ながらこれを批判した⁽³³⁾。同じくアイヌ学校の教員を努めた江賀寅三は、1923年3月20日付で「旧土人児童教育規程廃止ニ関スル意見書」を提出している⁽³⁴⁾。この中で彼は、「旧土人教育規程ニ依ル利」も一応述べてはいるものの、意見書の大半を「害」の叙述に割いた。すなわち、就学年令・修業年限・教科目それぞれにおける差別に対し、「同年令ニ入学シ就学セシ時スラ動モスレバ和人ハ土人ヲ侮蔑ノ目ヲ以テアシラウニ、スル取扱ヲ受クルニ至リテハ一層侮辱ノ声ヲ高ムルモノ」「旧土人トイエド専ラ無神経無感情ノ動物ニアラザルベシ。然ルニ土人部落ノ開発ノ程度ニヨリ修業年限ヲ延長ハ短縮ストハ旧土人ナル我等ニトリテ無下ノ不愉快ヲ感ズルモノナリ」「旧土人ノ心力ニ鑑ミテ教科目ヲ減少シ教授時数ヲモ短縮スルハ吾人ノ意想外ニ堪エザルナリ」というように、そうした制度の適用を受けるアイヌの実感に即した批判を浴びせたのである。また彼は「旧土人小学校」の制度についても、「此等ハ設備其他学科目教授時間等凡テ旧土人式ニテ甚ダ粗忽ナル取扱ヲ受クル」とし、「旧土人児童教育規程」を廃止すべきと同様、「別級ヲ撤廃」して「別学」制度を廃止すべきことを主張した。

二人の意見には、その各所に、「土人をして和人に同化し、立派なる日本国民たらしむること

こそ、アイヌの本懐」(武隈)「要スルニ旧土人ヲシテ真ニ日本帝国ノ臣民トシテ国民トシテ一家一村ニ恥ジヌ働キヲナサシメントセバ、一般義務教育ヲ普遍的ニ施設実行」せよ(江賀)というように、自らを「帝国臣民」に「同化」する存在と位置付ける記述を見ることができる。だが、こうした教育政策・制度批判の主張の全体を支え貫いたのは、むしろ記述としては僅かな、シャモと「飽マデ同等ノ権利ノモトニ活社会ニ競争セン」(江賀)などの部分にあるだろう。このことは、アイヌ文化に対する考え方にも反映している。例えば武隈は、アイヌの文身について「文身は野蛮」と述べ、アイヌ固有の子育てについて「決して悪し」と言ふにあらざれども、惜むらくは狭きアイヌの区域に止りて広く社会に互らざるなり」と述べるなど、自らは民族固有の文化を卑下する姿勢をとる。しかし同時に、「世界の各人種は容貌の異なるが如く、其の趣味もまた一樣ならず」として、シャモの「おはごろ」や「西洋婦人」のコレットも同様だと文化を相対化するとともに、シャモの中に蔓延している偏見には強い反発を示し、自分たちの文化を擁護している。

このような二人の考え方は、多くのアイヌにおける教育の「必要」の感じ方にも敷衍できる。伏古のアイヌ・伏根弘三も、「旧土人トシテ特別取扱ヲナサス一般和人児童教育規程ヲ適用シ同一様ノ施設ノ下教育セラレムコト」との意見を表明する中で、アイヌが「元来文明ニ後レシ者」だというなら寧ろ「他ヨリモ一層急速ノ進歩発展ヲ必要トスルハ明ラカナルニカハラズ」という論理を立てて、第2次「旧土人児童教育規程」の如き「簡易」な制度は、「一面ニハ(アイヌは——筆者注)到底一般国民ニ伍スル能ハザルモノナルカノ如キ悲觀ヲ懷キテ、自暴自棄進取ノ意氣ヲ阻止シ、却リテ日進月歩ノ一般小学校ト懸隔ヲ甚シカラシメ実力ノ減退ヲ招来セル嫌ナキヲ保セズ」と批判した⁽³⁵⁾。室蘭支庁管内のアイヌ教育の状況に関する「視察復命書」も、「父兄間ニハ新規規程ニヨリ特殊ノ取扱ヲセラルルヲ以テ甚ダシク不快ノ念ヲ抱キ復旧ヲ学校長ニ願ヒ出タルモノアリトイフ」⁽³⁶⁾と述べている。事実、アイヌ児童の修業年限を4年間に押し止めた第2次「旧土人児童教育規程」下にあつて、管見の限りでも白老第二、新平賀、二風谷、岡田の各「旧土人小学校」が修業年限を6年間に延長する措置をとっている。

このようなアイヌの要求・批判は、表面的には「帝国の臣民」となることを求めているが、その内実において、アイヌの「弊習改善」「民度向上」を求めるのみであった道庁の姿勢とはもとより、アイヌ児童の就学年令を「実際において」という理由で7歳からが妥当であるとするようなシャモの教員の考え⁽³⁷⁾とも、根本的な齟齬を来たしていた。かかる拮抗状況は、1920年代以降へかけて、アイヌ教育制度の廃止、「北海道アイヌ協会」の発足、というアイヌ統治政策の下で次なる展開を見せることになる。そうした展開の実態ならびに政策動向については次の課題とし、本稿は、アイヌの就学率の「急上昇」の実相にはアイヌの切実な要求・批判があったこと、それがアイヌ教育政策と鋭い拮抗状況にあること、を指摘してひとまず締め括ることとしたい。

(Ⅳ 註)

- (1) 「旧土人に関する調査」については、本論文のⅠを参照。
- (2) 「平取村旧土人の現況」、『殖民公報』35号、1907年3月。
- (3) 『土人概要』、北海道庁学務部社会課、1929年(『アイヌ史資料集』第1巻所収)、4頁。
- (4) 「白老土人学校の現状」、『殖民公報』11号、1902年11月。
- (5) 小川第一論文、320～321頁。

- (6) 「教育篤志のアイヌ土人」,『教育報知』461号,1895年2月16日,「奇特の旧土人」,『殖民公報』39号,1907年11月,など。
- (7) 前掲中村『永久保秀二郎の研究』,215頁。
- (8) 『二風谷』,二風谷自治会,1983年,273~276頁。
- (9) 『吉田巖日記』12(帯広叢書31),帯広市教育委員会,1990年1月,25,42頁。
- (10) 前掲横山「北海道の普通教育に就て」,『北海之教育』226号。
- (11) 小川第二論文,60頁も参照。

アイヌ教育と徴兵・軍隊との関わりについては、徴兵に際してアイヌ名が日本式の名前に「改名」されたことや、軍隊内でのアイヌ差別の問題、コタンにおける在郷軍人の存在の持つ意味など、多くの重要な論点がある。これらの検討については別稿を用意したい。
- (12) 樺修一の回想。『銀のしずく アイヌ民族は、いま』,北海道新聞社,1991年,126~127頁。
- (13) 本多勝一「『北海道アイヌ』こと貝沢正氏の昭和史」,『貧困なる精神』B集(朝日新聞社,1989年所収)168~169頁。
- (14) 沢井政敏の回想。『部落解放』318号,1990年12月,21頁。
- (15) 前掲本多「『北海道アイヌ』こと貝沢正氏の昭和史」,169頁。
- (16) 前掲吉田『愛郷誌料』,78頁。
- (17) 同前,91頁。
- (18) 同前,83頁。
- (19) 同前,91頁。
- (20) 同前,77頁。
- (21) 和夷同祖論については、佐々木利和「犬は先祖なりや——アイヌの創世説話と和夷同祖論——」,『北からの日本史 2』(三省堂,1990年)所収,を参照した。
- (22) 中川裕「口承文芸に見るアイヌ人と和人との関係」,北方言語・文化研究会編『民族接触——北の視点から——』(六興出版,1989年),82頁。
- (23) 前掲郷内・若林『明日に向かって』,5頁。
- (24) 同前,24頁。
- (25) 前掲横山「北海道の普通教育に就て」,『北海之教育』226号。
- (26) 木村キミの回想。前掲『エカシとフチ』174頁。
- (27) 前掲『アイヌのくらしと言葉』2,150~153頁。
- (28) 前掲吉田『愛郷誌料』,101~102頁。
- (29) 同前,83頁。「チカシポエ」は、「小鳥よ、食べなさい」の意である。
- (30) 「旧土人教育幻燈会」,『北海道教育会雑誌』93号,1900年10月。
- (31) 木村文太郎の回想。『郷土誌におい』,荷負自治会,1988年,198頁。
- (32) 前掲梅木編『江賀寅三遺稿 アイヌ伝道者の生涯』,83~85頁所収。
- (33) 前掲武隈『アイヌ物語』,13頁。
- (34) 前掲梅木編『江賀寅三遺稿 アイヌ伝道者の生涯』,118~124頁所収。
- (35) アイヌ教育に関する河西支庁の「下命」に対する伏根の「答申」。前掲吉田『愛郷誌料』,56~57頁所収。
- (36) 前掲赤松『室蘭支庁管内旧土人学事状況視察復命書』,4~5頁。
- (37) 前掲吉田「伏古の旧土人教育」,262頁。

む す び

本論文における考察とその結果明らかにし得たことは、以下のようにまとめられる。

第1に、「北海道旧土人保護法」・「旧土人児童教育規程」下におけるアイヌ学校の実態を、学校教育をはじめとする様々な局面に即して検討し、それらが極めて具体的にかつ徹底して、アイヌの言語・文化を破壊していくものであることを明らかにした。

第2に、その際の教員の位置・役割に着目してその活動や意識の実態を検討し、アイヌ政策の遂行に際しては、教員が子どもを通じてコタンの成員を掌握していたこと、特に「熱心」な教員がアイヌからの「信頼」を勝ち得るに至っていたことが、重要な役割を果たしていることを明らかにした。

第3に、アイヌに学校教育が急速に「普及」していく過程は、自らの文化を「滅びゆく」ものと感じざるを得ないほどのアイヌの痛切な観念が、「教育」を身につけることへの切実な要求を持つ過程でもあったことを指摘した。かかる民族文化伝承の「断念」は、その実、譲ることのできない民族意識に根ざす、シャモに「互」して生きんとするアイヌの切実な意識の表れであり、従ってアイヌ教育制度の差別性に対してはアイヌから痛烈な批判が起こった。他方、アイヌ教育制度は、アイヌの「民度」の「向上」によってこそその「差別性」が解消される、とアイヌを誘導する構造を備えていた。このような中で、アイヌの教育に対する要求ないし批判と、アイヌ教育政策とが、鋭い拮抗状態を形成するに至ったのである。

先行研究との関わりでは、専ら教授内容のイデオロギー的側面とその「注入」を指摘する状態や、教員の役割についての、「献身的」か「同化教育」の推進者か、という二律背反の見方から、一步を進み得た、と考える。

また、次の論点を付言しておきたい。

一つは、このようなアイヌ教育の内実を見れば、これを「同化」と概括することは、確かにアイヌ語・アイヌ文化の否定と、日本語・日本の生活慣習の教授、という側面を捉えてはいるものの、アイヌはあくまでも「異」民族として「劣」位に置かれたという問題を捉えづらいのではないか、ということである。また仮説的なことを言えば、漸進的にアイヌの統合を達成せん、という為政者のアイヌ統治のプログラム（と呼び得る程の体系的で組織だった政策があるかどうかともまた検証を要するだろう）は、アイヌの主体的な種々の「抵抗」によってのみならず、「アイヌ」を絶えず判別しようとするシャモの民衆的な（蔑視）意識と、「アイヌ」が先住民族であるが故にこれを排除せねば遂行できない日本「本国」の統治政策（北海道「開拓」から、「日本歴史」の教授に至るまで）とによって、絶えずさらなる弥縫策を展開せざるを得ない、という構造を指定できるのではないだろうか。

いま一つは、「旧土人小学校」の廃止後、コタンにおける「青年団」等の活動も「停滞」し、コタンを「統合」する機能は失われたとする指摘（例えば前掲高倉「アイヌ部落の変遷」）は、本文で述べたような学校・教員によるコタンの成員の掌握の機能の重要性を示していると同時に、しかし、シャモの教員や学校がなし得たアイヌの掌握というものも、たかだか学校が無くなれば解消していく程度のものに過ぎなかったことをも示唆しているのではないか、ということである。

今後の課題として先ず挙げるべきは、本論文に続くものとしての、アイヌ教育制度の「解消」＝廃止の過程を検討することである。この点についての既往の研究は、それがアイヌ「同化」が「完了」したとの為政者の認識に伴う「同化」教育制度の「終焉」であると意味付けている。確かに、アイヌ教育制度の2つの柱——「別学」と「簡易」な教育課程——は、少なくとも制度上のシャモとの区分においては、漸進的・段階的にであれ「解消」することが、この制度の当初からのプログラムだったと言ってよい。その限りでは、アイヌ教育制度の廃止は、予定のプログラムが実行されたに過ぎないと言えるだろう。だが、再三述べてきたように、「同化」の「完了」ということはおよそ起こり得ないとすれば、アイヌ教育制度の廃止もまたアイヌ統治政策の更なる展開過程として検討することが要請されよう。

そのさい留意しておきたいことは二つある。一つは、アイヌ教育制度の廃止は、日本国家による15年戦争の遂行下に行なわれたことによって、おそらく15年戦争下のアイヌ政策というべき様相を帯びるであろうことである。「旧土人小学校」の全廃が1940年度末すなわち国民学校制度の発足と軌を一にしていることは、この点を象徴するものと言えるだろう。いま一つは、アイヌ教育制度の廃止後、アイヌ児童の教育はシャモの児童と同一になり、それが今日まで続いていることからして、この問題の考察にはすぐれて今日的な、少なくとも戦後日本社会における「アイヌ問題」のありようを見通す視点が要請されるということである。

もとより、本論文における各々の論点の相互の連関は脆弱であり、論証の不備も覆いがたい。三浦政治の活動や旭川のアイヌの運動など、重要な問題を含んでいるにもかかわらず今回は検討が及ばなかった課題も多い。これらの他になお、本論文の知見をふまえて幾つかの具体的な学校・教員についてより厳密な調査・検討を行なう作業を併せて、本論文の主題を深めつつ再構成する作業を、今後の自分に課しておきたい。(1992年3月末)

付 記

1. 本論文の作成にあたっては、以下の各機関・個人から、資料の提供、紹介ないし閲覧の便宜を受けた。記して感謝したい。

平取町立荷負小学校 平取町立旭小学校 平取町立平取小学校

北海道教育大学付属図書館(札幌, 岩見沢, 旭川, 釧路)

帯広市図書館 釧路市立図書館 北海道立図書館北方資料室 北海道立文書館

北海道大学付属図書館北方資料室 北海道ウタリ協会アイヌ史編集委員会

藤村久和 山本融定 明神勲 竹ヶ原幸朗 武藤拓也 奥田統己

2. 本校執筆中、教育史学会コロキウムで報告の労をとっていただいた貝沢正さんの訃報に接した。貝沢さんの著作や発言は、絶えず筆者の歴史認識に緊張感を求めるものであり、何より筆者は、それらからアイヌ史研究の視点と方法について多くを学んだ。いまそれらの詳細をここに記すことはできないが、貝沢正さんは、ひとりの「北海道アイヌ」として、北海道ウタリ協会の副理事長の重責を任った人であると同時に、近代アイヌ史像の追究においてもすぐれた人であった、と記しておきたい。